

2026

4

No.725

The Finance

ファイナンス

特集

令和8年度予算特集：2

巻頭言

JAXA宇宙飛行士 大西 卓哉

世代を超えて、技術の継承を

財務省 Ministry of Finance, JAPAN

2026
Apr.

Photos



第10回 日韓財務大臣級対話に出席する片山財務大臣（3月14日）



G7 エネルギー大臣・財務大臣・中央銀行総裁合同会議（オンライン）に出席する片山財務大臣（3月30日）

2026 Apr. CONTENTS

今月の顔・巻頭言

01 世代を超えて、技術の継承を

JAXA宇宙飛行士 大西 卓哉

特集

令和8年度予算特集：2

02 令和8年度 税制改正（国税）等について 桑野 侑大／鈴木 涼平／澤根 和真

15 令和8年度 内閣・内閣本府等、防災庁、デジタル庁、復興庁及び外交関係予算について 山本 庸介

23 令和8年度 経済産業省、環境省、裁判所、警察庁、法務省予算について 内藤 景一郎

28 令和8年度 地方財政対策について 末光 大毅

34 令和8年度 文教及び科学振興費について 河本 光博

SPOT

41 AMRO 事務局長兼CEOの視点（1）—なぜいま、ASEAN+3（日中韓）なのか 渡部 康人

44 齋藤通雄氏に聞く、国債の非居住者向け税制と決済制度改革（前編） 齋藤 通雄／服部 孝洋

50 地域課題解決サポートセミナー～人口減少時代の地域交通戦略～について 松尾 優美／橋本 康広／安江 奏楽

53 長崎大学経済学部創立120周年に寄せて～「一出向者」の視点～ 岡崎 洋太郎

ライブラリー

64 松元 崇 著 武器としての日本語思考 古澤 満宏

65 秋山 昌廣 編、小黒 一正 編 論点解説 日本の安全保障 渡部 晶

連載

66 コラム 経済トレンド142 自動車市場の構造変化と中古車シフトの進展 齊之平 大致／伊藤 祐嗣

68 コラム 海外経済の潮流 160 中国経済の構造的停滞と世界市場への波及 宮木 亮輔

72 路線価でひもとく街の歴史 第74回 特別編 日銀代理店でみるご当地メインバンク 東海・近畿 鈴木 文彦

76 PRI Open Campus ～財務総研の研究・交流活動紹介～ 54 「平成財政史」の編纂—研究員の視点から 早川 大介／谷 達彦

81 各地の話題 世界遺産・国宝姫路城のあるまち姫路市 竹下 多重

薩摩川内市の地域資源と魅力 —港湾・自然環境・離島文化— 中山 博文

88 編集後記

53



81



今月の表紙

春風にゆれる思川桜と青空の風景

当該ページは冊子にてご覧いただけます。



世代を超えて、技術の継承を

JAXA 宇宙飛行士
大西 卓哉

世界の有人宇宙開発は大きな転換点に差し掛かろうとしています。

人類が最後に月面を踏んでから半世紀以上が経過し、その間、有人宇宙活動は地球低軌道が中心となってきました。

なかでも、地上約400km上空を周回する国際宇宙ステーション（ISS）では、25年という長期間にわたり宇宙飛行士が滞在し、微小重力環境というユニークな特徴を生かした様々な宇宙実験が実施されてきました。

私は昨年3月から8月までISSに滞在し、日本人3人目となるISS船長を務めさせていただきました。私がこのような重責を任せていただいたのも、これまで日本が有人宇宙開発のなかで果たしてきた貢献が、国際社会のなかで認められた証だと思っています。さらに昨年10月には新型宇宙ステーション補給機（HTV-X）1号機が油井亀美也宇宙飛行士によって、ISSのロボットアームで把持され、重要な補給ミッションを完遂しました。日本も「きぼう」日本実験棟やHTV-Xの運用を通して、この世界的な巨大プロジェクトで貢献を続けています。

宇宙機関が運営主体のISSですが、その役割は民間の商業宇宙ステーションへの移行が進められています。地球低軌道での活動が停滞することのないよう、その引継ぎはシームレスに行う必要がありますし、何よりISSで培った知見を将来の宇宙ステーションにも活用していけるよう、官民の協調が重要と思います。

地球低軌道での活動がその転換点を迎えようとしている一方、米国では日本も参加するアルテミス計画によって、人類は半世紀ぶりの月面着陸を目指そうとしています。アポロの時代は、冷戦という特殊な状況のなかで月面着陸自体が目的となり、膨大な国家予算を投入して信じがたいほどの短期間で米国はそれを実現しました。現代におい

ては、月面着陸は人類の活動領域を拡大していくための第一歩となります。今後開発・運用が本格化する日本の月極域探査機や有人圧ローバーによる月面の探査活動、さらには長期滞在を通して新たな知見を獲得し、その先には人類史上初の有人火星探査を見据えています。こういった動きもまた、大きな転換点と言えるでしょう。

さて、人類は今から50年以上前に月面に第一歩を記したわけですが、その後の科学技術の進歩を持ってすれば月面には容易に戻れるはずだと、以前の私は考えていました。その認識を大きく改めるきっかけとなった出来事があります。数年前、NASAで新しい月着陸船の開発に携わっている方のお話を聞く機会があったのですが、その方がおっしゃっていたのは、アポロ計画の設計図面は大量に残っているが当時開発に携わった設計者やエンジニアは既に引退していて、それらの図面の背後に込められているマインド、意図、設計思想といったものはほぼ失われている、だからそれらを一から紐解くところから始めなければいけない、それは決して簡単なことではないということでした。加えて、当時と今では予算規模も比較になりません。この何十年かの間に、安全に対する姿勢も大きく変化しました。継続的に技術開発を行い、変化する社会情勢に都度対応していく50年と、間に大きな空白の期間を挟んだ技術開発の50年は、全く別物ということなのでしょう。技術の要は人であり、技術は人から人へと継承されていくべきものなのだと、考えさせられたエピソードでした。

これから有人宇宙開発の大きな転換点に差し掛かるにあたり、弛まぬ技術開発の重要性をいま一度心に刻んで、人類社会の長期的な発展のために私もひとりの宇宙飛行士として微力を尽くしたいと思います。

令和8年度 税制改正（国税）等について

主税局総務課 税制企画室長 桑野 侑大

主税局総務課 課長補佐 鈴木 涼平

主税局総務課 総務第一係長 澤根 和真

令和8年度税制改正については、令和7年12月19日に「令和8年度税制改正大綱」が与党にて決定され、同年12月26日に「令和8年度税制改正の大綱」（以下、政府大綱）が閣議決定された。そして、令和8年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立した。

本稿においては、令和8年度税制改正における国税の改正事項を中心に説明する。なお、文中意見等にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

1. 令和8年度税制改正の基本的考え方等

令和8年度税制改正においては、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除の額等を引き上げたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げた。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設したほか、租税特別措置の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行った。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等を行った。また、グローバル・ミニマム課税の見直しや防衛特別所得税の創設等を行った。具体的な改正内容等は、2. ～8. のとおりである。

2. 物価高への対応

（1）物価上昇局面における基礎控除等の対応

（ア）物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加するという課題がある。こうした課題に対応していくため、今後、次のような基本的考え方に基づいて基礎控除等を適時に見直すこととした（資料1）。

- ・ 基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで調整する。
- ・ 給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずる。
- ・ 源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整からの対応とする。

令和8年度税制改正においては、令和8年・9年分所得に適用される控除額として、令和5年10月から令和7年10月までの2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率6.0%を踏まえ、基礎控除の本則については改正前58万円を62万円に、給与所得控除の最低保障額については改正前65万円を69万円にそれぞれ引き上げた。

なお、「令和8年度税制改正大綱」において、「これらの引上げは、物価調整を行うものであることを踏まえ、特段の財源確保措置を要しないこととする」とされている。

資料1

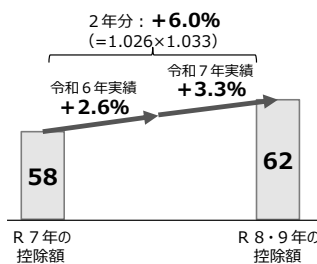
特集

基礎控除の物価に連動した引上げルール

【見直しルールの基本的考え方】

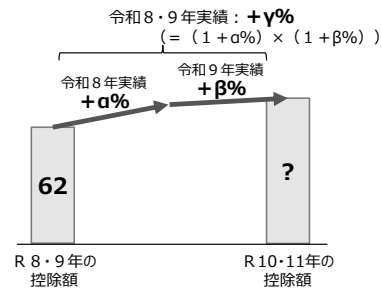
- 基礎控除の本則（改正前58万円）：見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間のCPI（総合）上昇率を乗ずることで調整。当年の年末調整から適用開始（X年度税制改正の内容はX年の年末調整から）。
 - 給与所得控除の最低保障額（改正前65万円）：基礎控除と同様。
- ※源泉徴収義務者の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位とするともに、見直し初年は年末調整で対応する。

【令和8年度税制改正】



令和8年度税制改正では、
 ● 令和7年の控除額58万円に、令和6・7年のCPI（総合）の上昇率を乗ずることで、R8・9年分所得に適用される控除額を算出

【令和10年度税制改正】



令和10年度税制改正では、
 ● 令和8・9年の控除額62万円に、令和8・9年のCPI（総合）の上昇率を乗ずることで、R10・11年分所得に適用される控除額を算出

※CPI（総合）の上昇率について、「令和7年」とは、R5.11-R6.10平均～R6.11-R7.10平均の上昇率を意味する。

(イ)「三党合意」を踏まえた更なる対応

令和7年度税制改正において恒久的な制度として措置された基礎控除の特例は、今後も生活保護基準額を勘案して見直していくことを基本とする。その上で、令和8年度税制改正においては、就業調整に対応するとともに、物価上昇の中で足元厳しい状況にある中低所得者に配慮して、課税最低限を昨年12月11日の自由民主党・公明党・国民民主党による三党合意の趣旨を踏まえた「178万円」に先取りして引き上げた（資料2）。

具体的には、上記（ア）による基礎控除等の引上げ後の課税最低限168万円と「178万円」との差である10万円について、

- ・ 基礎控除の特例のうち改正前37万円を5万円引き上げるとともに、対象者も給与収入200万円相当までから475万円相当までに拡大した。
- ・ 給与所得控除の最低保障額も同様に5万円引き上げた。

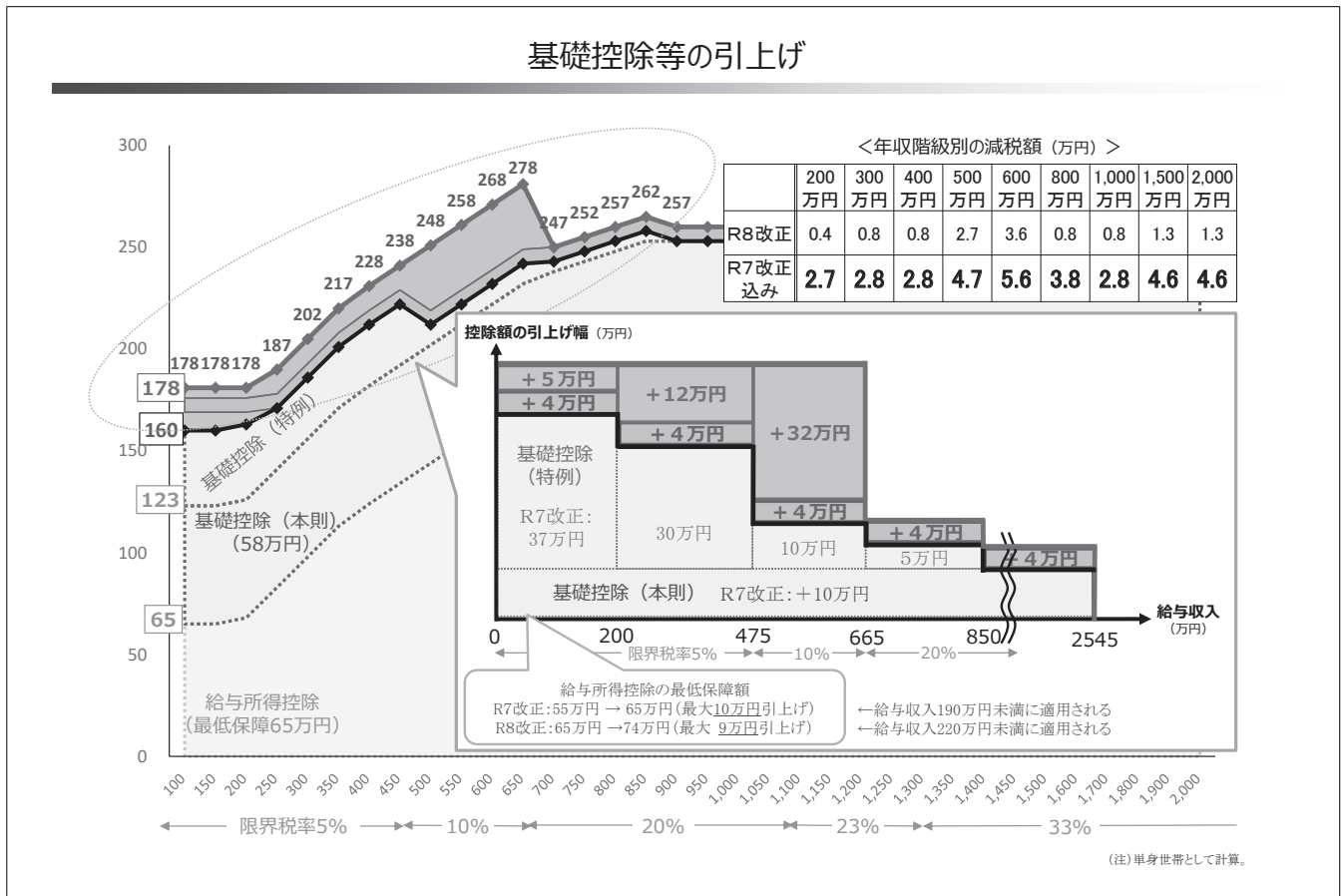
さらに、給与収入475万円相当から665万円相当までを対象としている改正前10万円の基礎控除の特例を32万円引き上げた。

この（イ）の引上げは、物価高で厳しい状況にある中低所得者に配慮したものであることや、給付付き税額控除の議論の中で中低所得者層の給付・負担のあり方を検討していくことを踏まえ、令和7年度改正において時限措置とされた基礎控除の特例を含め、令和8年・9年の時限措置として講じた。

なお、今後、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円を維持しつつ、上記（ア）の物価連動による基礎控除の本則部分と給与所得控除の最低保障額の引上げに応じて、同額を特例措置からそれぞれ振り替えていくこととする。

以上（ア）及び（イ）については、令和8年分の所得税から適用することとし、令和8年分所得への適用は、源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、年末調整からとする。

これらにより、全ての納税者の「所得税の負担開始水準」（「基礎控除」及び「給与所得控除」の合計額）は178万円以上となった。



(2) 税制上の基準額の点検・見直し

物価の上昇を踏まえ、税制における長年据え置かれたままの基準額について、省庁横断的・網羅的に行った点検の結果をもとに、見直しを行い、食事支給やマイカー通勤の通勤手当に係る所得税非課税限度額、中小企業者等が取得時に全額損金算入できる減価償却資産の取得価額、厚生農業協同組合連合会が行う医療保健業における差額ベッド料金等の基準額を引き上げた。その他の基準額も含め、税制上の基準額については、今後とも各措置の期限到来時や各年度の税制改正の中で、適時に必要な見直しを検討する。

資を推進する（建物を含め、投資下限額35億円以上（中小企業者等については5億円以上）及びROI水準15%の高い基準を満たす設備投資に対し、即時償却又は高い税額控除率を適用する。）。

また、輸出入取引に係る条件の著しい変化など事業環境の急激な変化による影響への対応を行うための計画の認定を受けた事業者については、最大3年間の繰越税額控除を可能とした（資料3）。

3. 「強い経済」の実現に向けた対応

(1) 成長投資拡大に向けた環境整備

(ア) 大胆な設備投資の促進に向けた税制措置

国内における高付加価値の設備投資を促進する観点から、大胆な設備投資の促進に向けた税制を創設した。具体的には、全ての業種を対象とし、既存の税制では対象とならないような大規模かつ高付加価値の投

(イ) 研究開発税制の拡充

国家戦略として重要な技術領域への企業の研究開発を促す観点から、研究開発税制において、新たに「戦略技術領域型」を創設し、産業技術力強化法の重点産業技術（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）に係る試験研究費について、既存の措置と別枠の税額控除率・控除上限を設定した。あわせて、当該技術に係る認定を受けた研究開発機関と企業の共同・委託研究についても同様に高い税額控除率を設けた。さらに、これらについて3年間の繰越税額控除を設ける

資料3

大胆な設備投資促進税制の創設	
○ 危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するため、国内における大規模かつ高付加価値の設備投資を促進する観点から、 大胆な設備投資の促進に向けた税制 （特定生産性向上設備等投資促進税制）を創設する。	
対象業種	全ての業種を対象。
対象資産	<p>既存の税制では対象とならないような大規模かつ高付加価値の投資を推進する観点から、産業競争力強化法の確認手続きを経た設備投資計画に基づき取得した設備等を対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生産等に必要以下の設備等 <ol style="list-style-type: none"> ① 機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの ② 工具及び器具備品 それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。） ③ 建物 一の取得価額が1,000万円以上のもの ④ 建物附属設備及び構築物 それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの（建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。） ⑤ ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上のもの ● 投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上） ● ROI水準：15%以上
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 即時償却又は税額控除率7%（建物、建物附属設備、構築物は4%） <ul style="list-style-type: none"> ※ 控除上限：法人税額の20% ➢ 事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除） <ul style="list-style-type: none"> ※ 輸出入取引にかかる条件の著しい変化など事業環境の急激な変化による影響への対応を行うための計画の認定を受けた事業者について、最大3年間の繰越が可能。
措置期間	令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき産業競争力強化法の確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。
他の設備投資税制の適用	本措置の適用を受ける場合、投資計画期間中は地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の設備投資税制は適用しない。 また、戦略分野国内生産促進税制の控除上限となる生産設備の額から、本措置の適用を受けた資産の取得価額を除くこととする。

など、制度を抜本的に強化した。

また、試験研究費を増加させるインセンティブを更に強化する観点から、一般型の控除率カーブ及び控除上限の変動措置について見直しを行った。このほか、海外への委託研究について、国内での試験研究に馴染まない海外での治験に配慮しつつ、諸外国と同様、一定の制限を設けることとした（資料4）。

（ウ）住宅ローン控除の拡充

住宅ローン控除については、適用期限を5年間延長した上で、所要の見直しを行った。

具体的には、既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅・ZEH水準省エネ住宅に係る借入限度額を引き上げるとともに、子育て世帯等への上乗せ措置の対象を省エネ基準適合以上の既存住宅にも拡充した。省エネ基準適合以上の既存住宅の控除期間を13年間に拡充し、省エネ性能の高い住宅の取得を後押しする。他方、令和12年度以降、新築等が認められなくなる予定の省エネ基準適合住宅は、新築住宅・既存住宅ともに借入限度額を見直した上で、新築住宅は令和10年

以降は適用対象外とした。

世帯規模の変化を踏まえた対応として、床面積要件について、40m²に緩和されている特例の適用範囲を、既存住宅にも拡充した。子育て世帯等で、本特例を利用しない場合には、借入限度額の上乗せ措置を利用できることとした。

安全・安心な住まいの実現の観点から、土砂災害などの災害レッドゾーンでの新築（建替えを除く。）は適用対象外とした。災害イエローゾーンも含めた立地要件のあり方については、災害ハザードエリアの指定状況も踏まえ、引き続き検討する（資料5）。

（2）租税特別措置等の見直し・適正化

租税特別措置等は、特定の政策目的の実現に有効な政策手段となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があり、税制の「公平・中立・簡素」という基本原則に鑑み、真に必要なものに限定していくことが極めて重要である。

このような基本的な考え方の下、賃上げ促進税制については、大企業向け措置は適用期限を待たずに廃止

資料4

研究開発税制の見直し

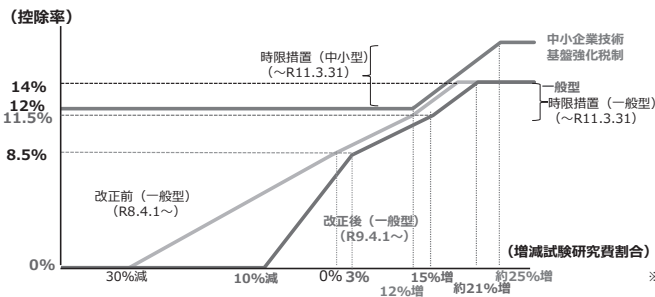
- AI・量子・バイオ等、国家としての戦略技術分野の試験研究を促進する観点から、新たに「**戦略技術領域型**」を創設し**40%の控除率**を設定。また、当該分野にかかる**認定研究開発機関との共同・委託研究について、より高い控除率（50%）**を設定。
- EBPMの観点から、データに基づく分析や専門家による指摘を踏まえ、企業が試験研究費を増加させるインセンティブを強化するため**控除率等**の見直し。
- **海外への委託研究費**について、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、諸外国と同様、**一定の制限**を設ける。
※令和8年4月1日以降、海外治験を除き7割に制限し、段階的に5割まで引下げ。

＜戦略技術領域型（重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除）＞

- ・ **戦略技術領域型の創設（控除率40%）**
- ・ 戦略技術領域にかかる**認定研究開発機関との共同・委託研究について、50%の控除率**を設定。
- ・ **繰越控除制度（3年）**を導入。
- ※ **控除上限は、既存の措置と別枠で法人税額の10%。**
- ※ 産業技術力強化法改正法の施行の日以降の認定計画にかかる試験研究が対象。

＜一般型・中小企業技術基盤強化税制＞

- ・ 企業が試験研究費を増加させるインセンティブを強化するため**控除率等**の見直し（令和9年4月1日以降）。
- ・ **中小企業者等について繰越控除制度（3年間）**を導入（令和8年4月1日以降）。
- ・ 控除率カーブ・控除上限にかかる**時限措置について、令和11年3月31日まで延長。**

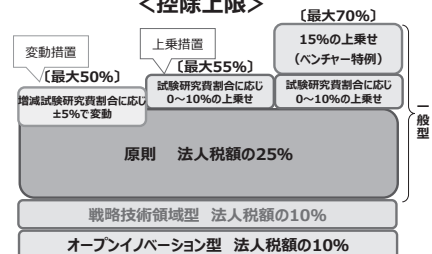


＜オープンイノベーション型＞

- ・ **高度研究人材の活用**について、**学位の授与から5年未満の者を採用した場合、採用から5年間適用可能とする等**の見直しを行う。
- ・ **その他所要の措置**を講じる。

特別試験研究費	相手方	控除率
共同試験研究	特別研究機関等・大学等	30%
	研究開発型スタートアップ等	25%
委託試験研究	民間企業、技術研究組合	20%
知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品・特定用途医薬品等に関する試験研究		20%
高度研究人材の活用に関する試験研究		20%

＜控除上限＞



※ 中小法人の場合の控除上限は、上記の上乗措置と増減試験研究費割合が12%超の場合に10%上乗せできる措置とのうち高い措置を適用

資料5

住宅ローン控除の見直し

- **適用期限を令和12年入居分まで5年間延長する。**

	新築住宅・買取再販住宅			既存住宅			
	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅 ※新築住宅は、 令和10年以降、 適用対象外 ^(注2)	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅	その他の住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	2,000万円	3,500万円	2,000万円	2,000万円	
(子育て世帯等)	5,000万円	4,500万円	3,000万円	4,500万円	3,000万円		
控除期間	13年						10年
控除率	0.7%						
床面積要件	50㎡以上 ※ 合計所得金額1,000万円以下の場合には、40㎡以上も可（子育て世帯等への上乗せ措置との選択適用）						
立地要件	(令和10年以降入居分) 土砂災害などの災害レッドゾーン ^(注3) の新築(建替え除く)は適用対象外(既存住宅等は適用対象)						
所得要件	合計所得金額2,000万円以下						

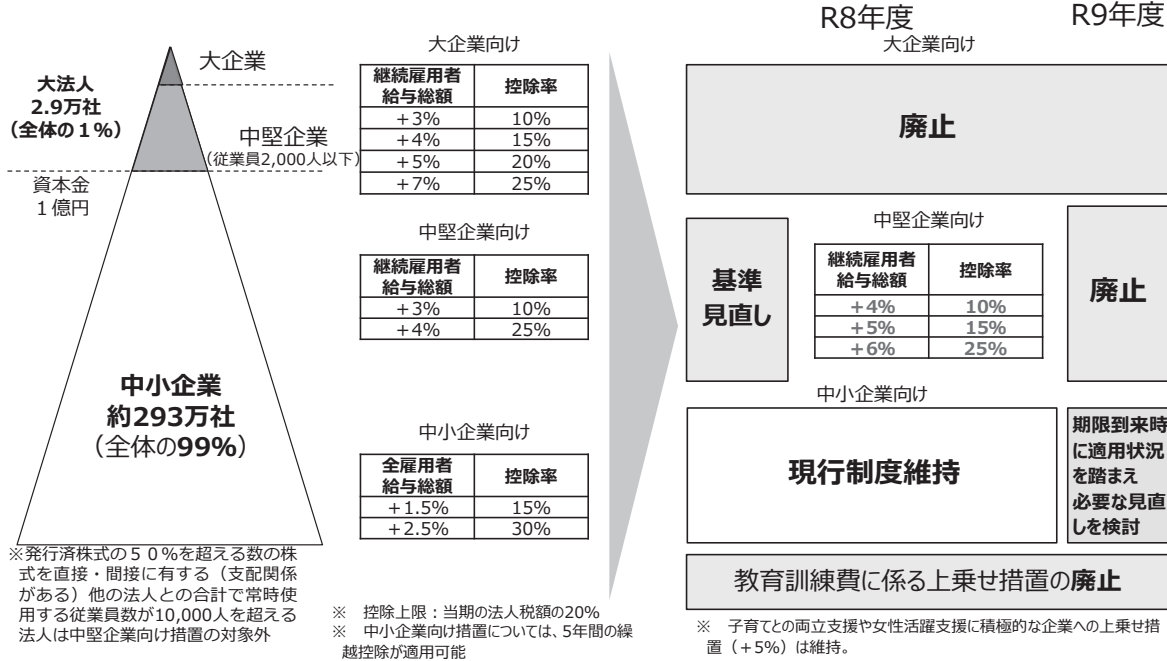
(注1) 「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。
 (注2) 令和9年12月31日以前に建築確認を受けた場合又は令和10年6月30日以前に建築された場合に限り、借入限度額は2,000万円、控除期間は10年とする。
 (注3) 開発・建築行為に規制が講じられている、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、災害危険区域(都市再生法に基づく勧告に従わないものとして公表の対象となった区域のみ)。
 (注4) 所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円) の範囲内で個人住民税から控除する。

資料6

特集

賃上げ促進税制の見直し

- 足元の賃上げの状況のほか、内部留保・現預金等が積み上がる中、コーポレートガバナンス改革に基づく人的投資促進の要請や、中小企業の人手不足感が大企業よりも強い状況も踏まえ、**大企業向けの措置を適用期限（令和8年度末）を待たずに令和7年度末をもって廃止。**
- **中堅企業向けの措置は**、物価を上回る安定的な賃上げに向け、適切なインセンティブ機能を発揮する観点から**要件を見直し、適用期限をもって廃止。**
- **教育訓練費にかかる上乗せ措置**については、教育訓練費の増加額を控除額が上回るという会計検査院の指摘も踏まえ、**令和7年度末をもって廃止。**



した。中堅企業向け措置については、令和8年度においてはより高い賃上げを促す方向で要件を強化しつつ継続し、適用期限をもって廃止する一方、中小企業向け措置については、人材獲得競争の中で防衛的賃上げに取り組む企業にも配慮し、令和8年度は現行制度を維持することとし、期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討する。教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、教育訓練費の増加額を税額控除額が上回る場合があるという会計検査院の指摘を踏まえ、廃止した（資料6）。

研究開発税制については、EBPMの観点から、データに基づく分析を踏まえ、企業が試験研究費を増加させるインセンティブを更に強化した。一般型の控除率カーブ及び控除上限の変動措置について、近年の物価上昇等の状況も踏まえ、控除率の上限は維持しつつ、試験研究費の増加を促す観点から所要の見直しを行った。また、税制の対象となる試験研究の範囲に関し、科学技術創造立国実現の礎となる、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、海外への委託研究について、諸外国と同様、一定の制限（令和8年

度：70%、令和9年度：60%、令和10年度：50%）を設けた（ただし、国内での試験研究に馴染まない海外での治験については制限の対象外とする。）。

(3) 資産形成の促進に向けた取組みの拡充

NISAについては、次世代の資産形成を支援する観点から、金融経済教育を更に充実することと併せて、つみたて投資枠の対象年齢を0歳まで拡充した。その際、格差の固定化につながらないように配慮しつつ、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、口座保有者である子が0～17歳の間については、年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円とした。また、子の年齢が12歳以降、子の同意を得た場合のみ、親権者等による払出しを可能とした。子の年齢が18歳に達した際、年間投資枠等について、18歳以上向けの制度に移行するものとした（資料7）。

NISAのつみたて投資枠の拡充

- 次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、つみたて投資枠の対象年齢を拡充し、年間投資枠及び非課税保有限度額を設定する。
- 12歳以降において、子の同意を得た場合にのみ、親権者等による払出しを可能とする。

(令和9年～)

	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	
年間投資枠	60 万円	120 万円	240 万円
非課税保有限度額	600 万円	自動的に移行 1,800 万円	1,200 万円 (内数)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 ※つみたて投資枠と同一	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 〔商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る〕	上場株式・公募等株式投資信託等
投資方法・運用管理	・契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資。 ・一定の要件※の下、12歳以降は払出しが可。	・契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	・制限なし

※資金の使途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等（口座管理者）が申出書を金融機関に提出する。

4. 税負担の公平の確保に向けた是正

(1) 極めて高い所得の負担の見直し

令和5年度税制改正で導入した極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置について、税負担の公平性の確保を図る観点から、見直しを行った。具体的には、追加の税負担を計算する基礎となる基準所得金額（給与・事業所得、株式等の譲渡所得、土地建物の譲渡所得、その他の各種所得を合算した所得金額）から控除する特別控除額（改正前3.3億円）を1.65億円に引き下げ、税率（改正前22.5%）を30%に引き上げた。

本見直しは、令和9年分の所得税から適用する（資料8）。

(2) 国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化

物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場が拡大する中、少額輸入貨物に対する免税制度による競争上の不均衡や国外事業者による無申告といった課題が

顕在化している。こうした課題に対し、諸外国と同様、少額輸入貨物に対する免税制度の対象となる取引について、その販売者に消費税の納税義務を課す制度を導入するとともに、プラットフォーム事業者に物品販売に係る納税義務を転換する制度を導入することで、国内外の事業者間の競争条件の公平性と適正な課税の確保を図ることとした。

5. 自動車関係諸税の総合的な見直し

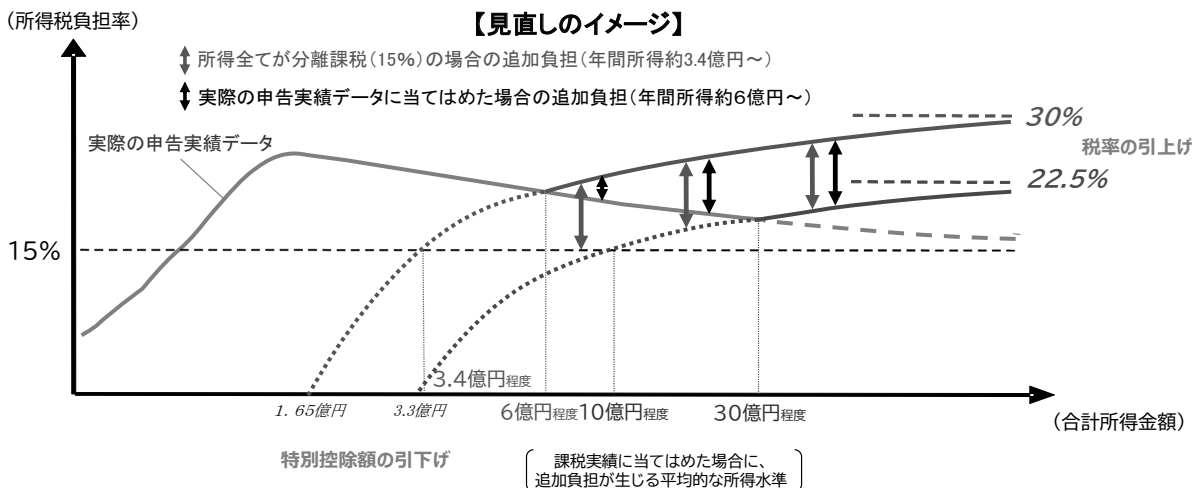
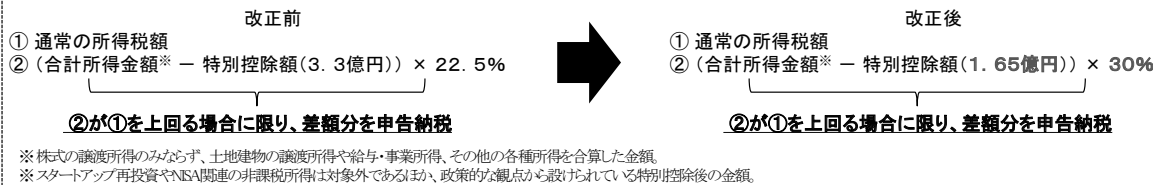
自動車重量税のエコカー減税については、2030年の次世代自動車（電動車、クリーンディーゼル車等）に関する政府目標や2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを目指す政府目標を踏まえ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で2年延長した。その際、令和9年5月の引上げに際しては、激変緩和措置を講ずることとした（資料9）。

また、「令和8年度税制改正大綱」において、「利用段階における異なる動力源（パワートレイン）間の税

資料8

極めて高い水準の所得に対する負担の見直し

○ 税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置を見直す。（令和9年分の所得から適用）



資料9

自動車重量税のエコカー減税の見直し（乗用車）

- 2035年までに新車販売に占める電動車（EV・FCV・PHV・HV）の割合を100%とすることを目指す政府目標等を踏まえ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、**減免区分の基準となる2030年度燃費基準の達成度を引き上げた上で2年延長**する。
- エコカー減税適用対象となる**達成度の下限（▲25%軽減）**について、**1年間は改正前の80%達成で据え置きつつ、令和9年5月から85%達成に引き上げる**。この引上げにより適用対象外となる**80%達成車**については、激変緩和の観点から、1年間に限り**経過措置として本則税率を適用**する。（なお、75%達成車に改正前の経過措置は期限どおり終了）
- **免税及び▲50%軽減の対象となる達成度についても5%ずつ引き上げる**とともに、2030年度燃費基準達成へのインセンティブを確保する観点から、**100%達成車を新たに設ける▲75%軽減の対象とする**。

【改正前】(R7.5.1~R8.4.30)

車種	減免区分	要件 (2030年度燃費基準達成度)
EV・FCV・PHV・CNG	2回免税	達成度要件なし
ガソリン車・LPG車・ディーゼル車	2回免税	2030年度燃費基準 125% 達成~
	初回免税	" 100% 達成~
	初回 ▲50%軽減	" 90% 達成~
	初回 ▲25%軽減	" 80% 達成~
	本則税率 (経過措置)	" 75% 達成~

【改正後】(R8.5.1~R10.4.30)

車種	減免区分	要件(2030年度燃費基準達成度)	
		R8.5.1~R9.4.30	R9.5.1~R10.4.30
EV・FCV・PHV・CNG	2回免税	達成度要件なし	
ガソリン車・LPG車・ディーゼル車	2回免税	2030年度燃費基準 125% 達成~	
	初回免税	" 105% 達成~	
	初回 ▲75%軽減	" 100% 達成~	
	初回 ▲50%軽減	" 95% 達成~	
	初回 ▲25%軽減	" 80% 達成~	" 85% 達成~
	本則税率 (経過措置)	" 80% 達成~	

(注1) EV・FCV・PHV・CNGとは、それぞれ電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車を指す。
 (注2) ガソリン車・LPG車・ディーゼル車の減免対象は、一定の排ガス基準を満たす2020年度燃費基準達成車に限る。
 (注3) 上記基準の見直しに伴い、エコカー減税の適用対象車と同等の燃費性能を有する一定の自動車に適用される本則税率の適用範囲も見直しを行う。
 (注4) バス・トラックについても、燃費基準達成度の引上げ等の見直しを行う。

本則税率適用は、
期限 (R10.4.30)
までの経過措置

負担の公平性を早期に実現する観点から、技術面及び執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、道路への負荷等が重量に応じて大きくなることや自動車関係諸税全体の整合性も考慮し、自家用の乗用自動車（二輪の小型自動車を除く。）のうち電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、車両重量に応じた一定の負担を求める」こと及びその具体的な仕組みが記載されており、令和9年度税制改正において具体的な税率を検討し、結論を得て法制化することとされている。

なお、地方税関係の措置として、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止並びに令和7年11月5日の与野党6党合意に基づく軽油引取税の当分の間税率の廃止が行われた。

6. 国際課税

グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）は、各国の法人税引下げ競争に歯止めをかけ、企業間の公平な競争環境を整備するため、多国籍企業に対して各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組みであり、BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクトの一環として、令和3年に約140カ国・地域が参加するOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において合意され、わが国としても法制化した（資料10）。

その上で、国際課税システムの安定化等の観点から、グローバル・ミニマム課税と、独自のミニマム課税制度を有する米国を含む一定の要件を満たす国の制度との共存等について、令和7年6月以降「BEPS包摂的枠組み」において交渉が行われ、令和8年1月5日に合意が成立したことから、当該合意に則り、令和8年度税制改正において、以下のとおりわが国制度の見直しを行うこととした（資料11）。

- ・ 一定のミニマム課税制度を有する等の要件を満たす国（いわゆる共存適格国）に最終親会社が所在する多国籍企業グループについて、グローバル・ミニマム課税の所得合算ルール（IIR）及び軽課税所得ルール（UTPR）の適用を免除する（注）。
- ・ 投資の促進に係る一定の税額控除等について、実効税率の計算上、一定の範囲内で税額に加算するこ

とを認める（注）。

- ・ 実効税率の計算の簡素化に係る経過措置について、適用期限を令和9年末まで1年延長する。

（注）令和8年1月1日以後に開始する会計年度から適用

7. その他の税制上の諸課題

（1）インボイス制度導入に伴う経過措置

新たにインボイス発行事業者となった小規模事業者の税額控除に関する経過措置（いわゆる「2割特例」）の終了後は、簡易課税制度への移行が原則となるが、インボイス制度の定着に向けて事務負担への配慮がより必要と考えられる個人事業者については、課税事業者を選択してインボイス発行事業者になっている場合には、これまで2割特例の対象となっている個人事業者も含め、その納税額を売上税額の3割とすることができる経過措置を2年に限り講じた（資料12）。

免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（いわゆる「8割控除」）については、段階的に縮減することとするが、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、その最終的な適用期限を2年延長した上で、控除ができる割合については、令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月からは3割と段階的に縮減していき、令和13年9月末をもってその適用を終了する。あわせて、本経過措置が租税回避等にも利用されていることを踏まえ、その防止を図る観点から、その課税期間における一の免税事業者等からの課税仕入れのうち本経過措置の対象とできる上限額を、改正前の10億円から1億円に引き下げる（資料13）。

（2）高校生の扶養控除

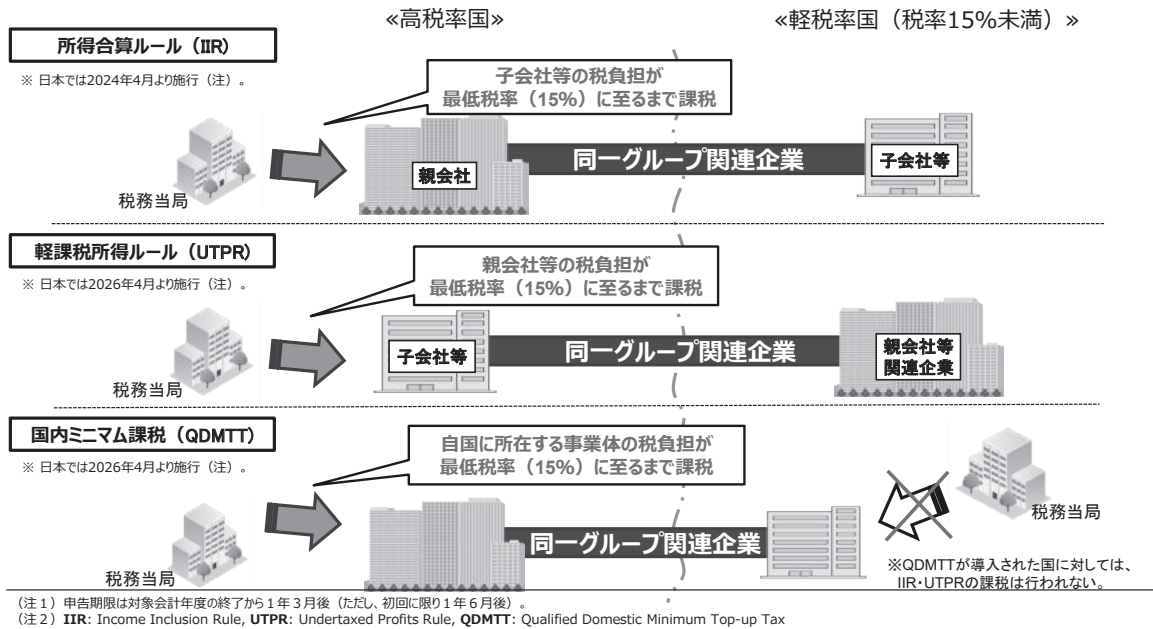
高校生の扶養控除については、「令和8年度税制改正大綱」において以下のとおり整理されている。

「個人所得課税においては、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、児童手当制度や高校無償化、奨学金制度等の歳出面を含めた

資料10

第2の柱（グローバル・ミニマム課税）

○ 年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,369億円）以上の多国籍企業が対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。
 ※ 最低税率15%は、法人所得に対する税率（国税・地方税）。



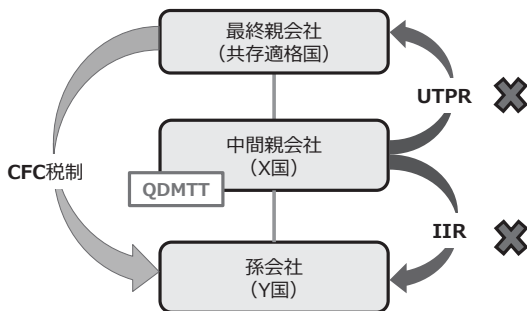
資料11

グローバル・ミニマム課税と米国等の税制との共存に係る国際合意（令和8年1月）（概要）

- **共存システム**
 - **共存適格国**に最終親会社が所在する多国籍企業グループには**所得合算ルール(IIR)**と**軽減税所得ルール(UTPR)**の適用免除
 - ※ 共存適格国：米国（'26.1.1-）；今後、適格国の追加の可能性
 - ※ 国内ミニマム課税（QDMTT）は共存適格国の税制に優先
- **税額控除等**：投資促進のための一定の税額控除等（設備投資・試験研究等）について実効税率計算における影響を緩和
 （注）グローバル・ミニマム課税は、多国籍企業に対して各国ごとに実効税率15%以上の課税を確保する仕組み
- **簡素化（実効税率計算）**：既存の経過措置の延長（～'26 → ～'27）、恒久的措置の導入（'27～）
 ※ 民間企業団体とも対話の上、調整項目を大幅に削減。

< 共存システム >

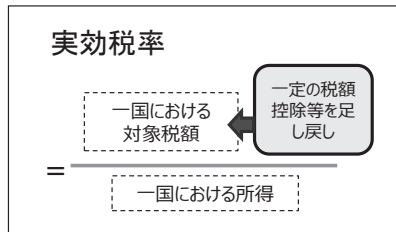
国外課税要件（全世界所得課税） ・包括的な外国子会社合算税制（CFC税制） ・厳格な外国税額控除 等	国内課税要件 ・法人税率20%以上 ・国内ミニマム税15%以上 等
--	---



< 税額控除等 >

- ・ 投資促進のための一定の税額控除等を、実効税率計算上、分子（税額）に足し戻して調整
- ・ 上限：給与又は減価償却費の5.5%、あるいは有形資産簿価の1%

実効税率



資料12

インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（いわゆる2割特例）の見直し

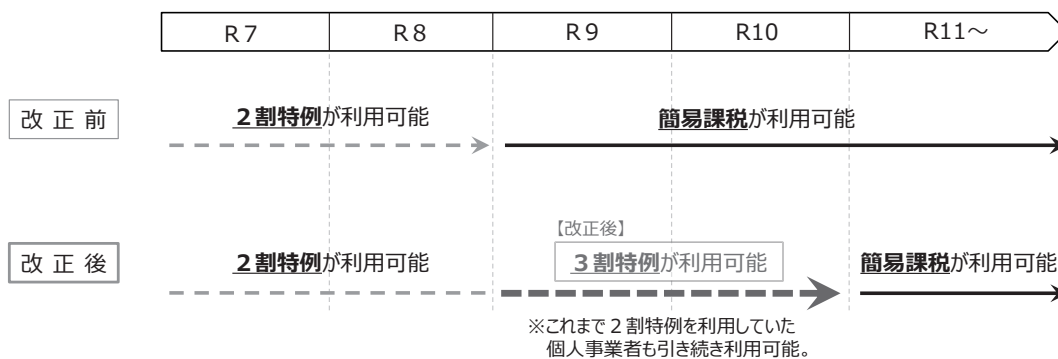
いわゆる2割特例については、インボイス制度の定着をより確実なものとする観点から、以下のとおり見直す。

事務負担への配慮がより必要と考えられる**個人事業者については**、インボイス制度を踏まえて課税転換している場合には、これまで2割特例の対象となっている個人事業者も含め、**納税額を売上税額の3割とする（仕入割合を7割とみなす）ことができる経過措置をさらに2年に限り講ずる。**

（参考）令和9・10年分申告において利用可能。

※ インボイス制度開始後に課税事業者となった小規模事業者等が意図せず消費税を滞納すること等がないよう、今後、適正な納税を促す方策について検討を行う。

インボイス制度を踏まえて課税転換している個人事業者に関する簡易な申告方法の適用イメージ



（注1）上記の3割特例を利用しない個人事業者や法人については、2割特例終了後も、業種ごとの実態を踏まえて設定されたみなし仕入率を用いる簡易課税制度に移行することで、2割特例と実質的に同様の計算・申告方法により確定申告書の作成が可能。

（注2）インボイス制度とは関係なく基準期間の課税売上高等に基づき課税事業者となる課税期間については、2割特例と同様、上記の3割特例は利用できない。

（注3）2割特例又は3割特例から簡易課税制度への円滑な移行を確保する観点から、2割特例等の適用を受けた課税期間の翌課税期間から簡易課税制度に移行する場合には、確定申告期限までに必要な手続きをすばいこととする。

資料13

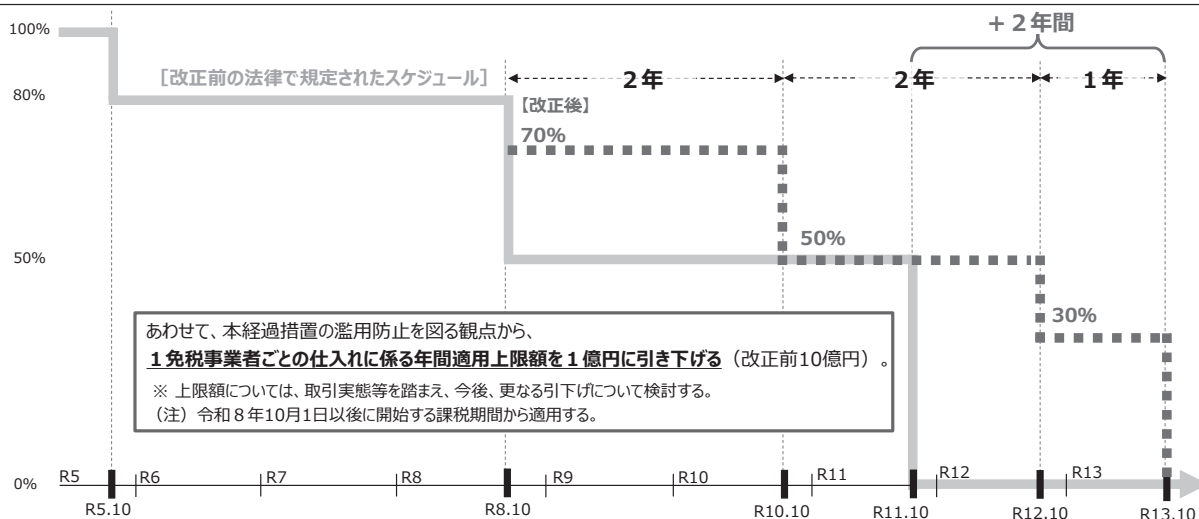
免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し

○ **控除可能割合の特例**について、以下の点を踏まえ、**段階的に縮減する方向性は確保しつつ**、インボイス制度の影響を受ける**小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る**観点から、**最終的な適用期限を2年延長した上で、引下げペース・幅を見直す（令和8年10月から7割、令和10年10月から5割、令和12年10月から3割（令和13年9月末まで））。**

- ・ 消費者が事業者を支払った消費税相当分の一部が、本経過措置により、納税されずに事業者の収入になっている。
- ・ 本経過措置が小規模な国内事業者以外からの仕入れにも適用され、租税回避等にも利用されている。

○ **濫用防止を図る観点から、1免税事業者ごとの仕入れに係る年間適用上限額について1億円に引き下げる（改正前10億円）。**

（参考）課税の累積が生じない免税事業者からの仕入れについては、本来、仕入税額控除の対象とされず、諸外国での例も確認されていないが、インボイス制度の円滑な導入・定着を図る観点から本経過措置は設けられている。



あわせて、本経過措置の濫用防止を図る観点から、**1免税事業者ごとの仕入れに係る年間適用上限額を1億円に引き下げる（改正前10億円）。**
 ※ 上限額については、取引実態等を踏まえ、今後、更なる引下げについて検討する。
 （注）令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

政策全体での対応も勘案しつつ、人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。その際、令和6年度税制改正以降、検討課題となっている高校生年代の扶養控除の令和9年分の所得税及び令和10年度分の個人住民税における取扱いについては現行制度を維持する。その上で、児童手当の支給対象の高校生年代までの拡充や高校無償化の所得制限の撤廃等の歳出面での対応や、本扶養控除の見直しの方向性を踏まえた住宅ローン控除や生命保険料控除の先行的な拡充も念頭に、引き続き検討を進め、結論を得る。」

(3) ひとり親控除

ひとり親控除について、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、改正前の35万円を38万円に引き上げる。本拡充は、令和9年分の所得税から適用する。

8. 揮発油税等の当分の間税率廃止をはじめとした諸施策の実施に係る財源確保

(1) 揮発油税等の当分の間税率廃止及びいわゆる教育無償化に係る財源確保

揮発油税等の当分の間税率廃止及びいわゆる教育無償化に係る財源確保については、「令和8年度税制改正大綱」において以下のとおり整理されている。

「揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間税率廃止（以下、「当分の間税率廃止」という。）については、令和7年11月5日の与野党6党合意に示された方針の下、安定財源を確保する必要がある。

また、いわゆる教育無償化については、自由民主党・公明党・日本維新の会の実務者がとりまとめた『三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について』（同年10月29日。以下、「高校教育等の振興方策」という。）及び『学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について』（同年12月18日）において安定財源確保の方針を示すとともに、上記の合意を踏まえた令和7年末までに結論を得ると決定された所要額に係る安定財源の確保については、同年10月31日に与党として、当分の間税率廃止と合わせて検討を行う旨を確認している。

その上で、令和8年度税制改正では、政策効果等を

踏まえた租税特別措置の適正化、税負担の公平性の確保の観点から、

- (ア) 賃上げ促進税制の見直し
- (イ) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し
- (ウ) 教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置の廃止等を行うこととしており、これらを通じて確保された税収（注1）を当分の間税率廃止及びいわゆる教育無償化に係る安定財源として充てるものとする（注2）。

（注1）(ア)に伴う地方法人税等の税収や、(イ)の現行制度の税収を含む。

（注2）(ウ)は高校教育等の振興方策の財源に充てる。

この結果、令和8年度税制改正により約1.2兆円（平年度ベース）の財源が確保されることとなる。

これに加え歳出改革等の努力による財源捻出によってもなお不足する財源については、与野党6党合意等を踏まえ、道路関連インフラ保全の重要性、物価動向等やCO2削減目標との関係にも留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。

地方の安定財源については、上記の税制措置による地方増収分を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。

安定財源を確保するまでの間も、安易に国債発行に頼らず、つなぎとして、税外収入等の一時財源を確保して対応するとともに、地方の財政運営に支障が生じないように、地方財政措置において適切に対応する。」

(2) 観光施策に必要となる財源の確保

観光立国の実現に向けた課題として、コロナ禍以降、観光客が集中する一部の地域等では、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響等が生じている一方、日本人出国者数は、コロナ禍前の水準を未だ下回っている状況にある。こうした中、オーバーツーリズム対策の強化や地方誘客・需要分散の促進、アウトバウンド施策の充実をはじめとした観光施策に必要となる財源を確保するため、令和8年7月1日以後の出国について、所要の経過措置を設けた上で、国際観光旅客税の税率を改正前の出国1回につき1,000円から3,000円へ引き上げる（資料14）。

国際観光旅客税の引上げ

- **オーバーツーリズム対策の強化やアウトバウンド施策の充実をはじめとした観光施策に必要となる財源を確保**するため、**国際観光旅客税の税率**を出国1回につき**1,000円から3,000円へ引き上げる。**
- **事業者の準備期間等を考慮し、令和8年7月1日以後の出国に適用する。**
（注）令和8年7月1日より前に締結された一定の運送契約に基づく同日以後の出国は旧税率を適用。

改正前

1,000円 / 出国1回

改正後

3,000円 / 出国1回

（参考）令和8年度以降に予定されている観光施策

1. オーバーツーリズム対策の徹底

インバウンドの受入れと住民生活の質の確保との両立を図るための個別課題への対応

- **過度の混雑対策**
・円滑な出入国・通関等の環境整備 等
- **マナー違反対策**
・観光客へのマナー啓発など、マナー違反対策の強化 等
- **違法な民泊サービスの解消**

地方誘客の推進による特定の都市・地域への集中是正と分散の推進

- **地方の観光地の魅力向上・地方誘客**
・広域連携DMO等が中心となった観光地域づくり 等
- **地方部への交通ネットワークの機能強化**
・空港アクセス鉄道、国内航空、クルーズ船等の交通基盤の機能強化 等

2. 日本人出国者への配慮

- **安全安心な海外旅行環境の整備** 等

（注）別途、旅券法の改正を前提に、旅券手数料を引下げ予定。

※1 国際観光旅客税引上げの効果が年間を通じて発現する令和9年度以降、上記のオーバーツーリズム対策やアウトバウンド施策の充実には、約2,000億円超の予算が必要と見込まれる。

※2 2026年度の出国者数は、計約6,000万人の見込み。

（3）防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえ、歳出改革等の努力を継続しつつ、所得税額に対して税率1%の新たな付加税として、防衛特別所得税を課す。防衛特別所得税の課税期間は、令和9年1月からとする。

併せて、現下の家計を取り巻く状況に配慮し、足下で家計負担が増加しないよう復興特別所得税の税率を1%引き下げる。同時に、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保する観点から、課税期間を令和29年までの10年間延長する。

令和8年度 内閣・内閣本府等、防災庁、デジタル庁、復興庁及び外交関係予算について

主計局主計官 山本 庸介

1. 概観

(1) 内閣・内閣本府等・防災庁関係予算

内閣・内閣本府は政府の重要施策に関する企画立案・総合調整の機能を担っており、その所掌は、地方創生や防災をはじめ、沖縄振興、サイバーセキュリティ対策、宇宙政策のほか、海洋政策、離島政策など、極めて多岐にわたっている。こうした幅広い分野における諸課題への対応のため、消費者庁、金融庁、公正取引委員会などの外局等を含めた内閣・内閣本府等の8年度予算は、全体で8,457億円としている*1。

また、内閣府防災担当を発展的に改組し、令和8年中に防災庁を設置することが予定されており、同庁設置後の運営に必要な予算として24億円を計上している。

(2) デジタル庁予算

デジタル庁は、デジタル社会実現の司令塔として、国民の利便性の向上や行政の効率化等を実現するため、国、地方公共団体、事業者等によるデジタル化の取組を牽引する役割を担っている。

8年度予算では、政府の情報システム関係予算(4,990億円)とデジタル庁の運営・政策経費(208億円)を合わせて、同庁全体で5,198億円を計上している。

(3) 復興庁予算

復興庁は、東日本大震災からの復興に関する事業の円滑かつ迅速な遂行を図るため、東日本大震災からの

復興に関する施策の企画立案・総合調整等を行っている。各省庁所掌の予算については、復興に関する行政各部の事業を統括・監理する一環として、復興庁が所管する一括計上予算として東日本大震災復興特別会計に計上している。

8年度の復興庁予算については、「第3期復興・創生期間」の初年度において、必要とされる復興施策を着実に実施するため、4,492億円*2を計上している。

(4) 外交関係予算

外交関係予算としては、厳しい国際情勢を踏まえ、OSA(政府安全保障能力強化支援)の拡充、偽情報対策など情報戦対応の強化に係る予算を増額している。

また、外交ツールとなるODAについては、より一層の効率的な事業実施を前提としつつ、グローバルサウス諸国との関係強化等を図るため、無償資金協力・JICA(独立行政法人国際協力機構)運営費交付金等を増額している。

これらにより、8年度の外務省予算としては、過去最大となる総額8,170億円*3を計上している。

*1) 警察庁、子ども家庭庁を除く。また、この他に、内閣府では、皇室費、国会、会計検査院の予算について担当している。

*2) 東日本大震災復興特別会計の8年度歳出額6,334億円のうち、震災復興特別交付税(総務省所管：456億円)、国債整理基金特別会計への繰入等(財務省所管：585億円)及び復興加速化・福島再生予備費(財務省所管：800億円)を除いた復興庁所管計上分の予算額である。

*3) デジタル庁一括計上分及び観光庁計上分を含む。

【資料1：内閣・内閣本府等、防災庁、デジタル庁、復興庁及び外交関係予算】

令和8年度一般会計歳出予算

(単位：億円)

所 管	令和7年度予算額	令和8年度予算額	対前年度増▲減額	備 考
皇 室 費	114	126	12	
国 会 会 計 検 査 院	1,315	1,365	50	
内 閣 ・ 内 閣 本 府 等	163	169	6	
内 閣 (人事院・内閣法制局を含む)	8,743	8,457	▲286	公共事業関係費等を含む
内 閣 本 府 等 (子ども家庭庁・警察庁を除く)	1,215	1,241	26	
デ ジ タ ル 庁	7,527	7,216	▲312	公共事業関係費等を含む
防 災 庁	4,752	5,198	446	各府省システム費用 (一括計上予算) を含む
外 務 省	—	24	24	
財 務 省	7,448	7,763	315	
文 部 科 学 省	854	870	15	
厚 生 労 働 省	355	354	▲1	
農 林 水 産 省	138	167	28	
経 済 産 業 省	27	27	▲0	
	47	40	▲6	

令和8年度東日本大震災復興特別会計歳出予算

(単位：億円)

所 管	令和7年度予算額	令和8年度予算額	対前年度増▲減額	備 考
復 興 庁	4,864	4,492	▲372	

(注1) 計数はそれぞれを四捨五入しているため、端数において合計に合致していないものがある。

(注2) 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省の経費は、外交関係予算であって経済協力費等に計上されているもの。

2. 内閣・内閣本府等・防災庁関係予算

内閣・内閣本府等・防災庁関係予算の主な項目は以下のとおりである*4。

(1) 地域未来戦略の推進 (内閣官房地域未来戦略本部事務局、内閣府地方創生推進事務局)

8年度予算では、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるよう、従来の地方創生関係施策も含めて見直しを進めることとし、新たに「地域未来交付金」(1,600億円)を創設している。今後策定予定の「地域未来戦略」の議論も踏まえ、交付金の在り方を検討し、実効性を高めていくこととしている。

(2) 防災対策の推進 (内閣官房防災庁設置準備室、内閣府政策統括官(防災担当)、防災庁)

「防災庁」の設置に向けた体制整備に要する費用とともに、災害対応力の強化や事前防災の徹底を図るため、地方自治体の防災対策への支援(防災力強化総合交付金35億円の新設)、船舶を活用した医療提供体制

の充実、災害画像の集約等による初動対応の充実や各省庁連携による事前防災対策の推進などに要する費用として、総額202億円*5を計上している。

(3) 沖縄振興予算 (内閣府沖縄担当部局)

沖縄振興策を総合的・積極的に推進する観点から、公共事業関係費、沖縄振興一括交付金、沖縄離島活性化推進事業、沖縄こどもの貧困緊急対策事業等について所要額を計上し、全体で10年ぶりの増額となる2,647億円としている。

(4) サイバーセキュリティ対策の強化 (国家サイバー統括官室、サイバー通信情報管理委員会)

サイバー空間を巡る脅威が深刻化する中、我が国のサイバー安全保障分野での対応能力を向上させるため、サイバー対処能力強化法(令和7年5月16日成立、同25日公布)等に基づき、政府機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化や通信情報の利用や無害化措置等の適正確保のために独立機関として設置されるサイバー委員会の運営などに必要な経費として、144億円*6を計上している。

*4) 内閣府予算のうち、総合科学技術・イノベーション会議関係の予算、警察庁予算、子ども家庭庁予算、公共事業関係費等は、内閣係以外の係において査定がなされている。ここでは、内閣係の担当分野における「主な項目」について紹介している。

*5) デジタル庁一括計上分を含む。

*6) デジタル庁一括計上分を含む。

(5) 宇宙開発利用に関する施策（内閣府宇宙開発戦略推進事務局）

宇宙分野における我が国の自立性の維持・強化を図るため、測位の精度や信頼性向上等を可能とする実用準天頂衛星システムについて、7機体制を整備し、11機体制に向けた開発を推進するための経費として、169億円を計上している。

(6) 海洋政策等（内閣府総合海洋政策推進事務局）

海洋開発等重点戦略に基づき、海洋状況把握(MDA)の能力強化や管轄海域保全のための国境離島の状況把握等、海洋の開発・利用に関する重要ミッションに係る取組を推進するための経費として、6.3億円を計上している。

また、安全保障の観点からも重要な特定有人国境離島地域において、地域社会の維持を推進するため、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を増額し、55億円を計上している。

【資料2：令和8年度内閣・内閣本府等・防災庁予算のポイント（概要）】

- 新たに「**地域未来交付金**」を創設し、地方の大きな伸び代と地域の特性を最大限に活かすため、自治体による地域独自の取組を後押し（1,600億円）。
- 「防災庁」の設置に向けた体制整備、**災害対応力の強化**や**事前防災の徹底**に向けた施策を推進（202億円）。
- 沖縄振興策を総合的・積極的に推進する観点から、沖縄振興一括交付金等を重点的に措置し、総額も10年ぶりとなる**対前年度増額**（2,647億円）。
- 政府機関等における**サイバーセキュリティ対策の強化**や**サイバー脅威に対する体制整備**を図る（144億円）とともに、**宇宙・海洋分野**における**危機管理投資を推進**（宇宙：169億円、海洋：6.3億円）。

（単位：億円）

所管	令和7年度	令和8年度	増減額
内閣・内閣本府等	8,743	8,457	▲286
内閣	1,215	1,241	+26
内閣本府等（こども家庭庁、警察庁を除く）	7,527	7,216	▲312
防災庁	—	24	+24

（注）公共事業関係費等を含む計数

3. デジタル庁予算

8年度のデジタル庁予算については、情報システム関係予算を一括計上しているほか、デジタル庁の運営経費等を計上している。主な項目は以下のとおりである。

(1) 情報システム関係予算（一括計上）

デジタル庁は、各府省が共通して利用する情報システムの整備・運用をしている。例えば、各府省間ネットワーク・業務基盤（ガバメントソリューションサービス：GSS）や、政府共通のクラウドサービス（ガバメントクラウド）の整備・運用を行っている。また、マイナポータルやベース・レジストリ^{*7}などを整備し、個人・事業者向けの行政サービスのオンライン化も推進している。

これらのデジタル庁自らが執行するシステムの経費については、各情報システムにおける整備・改修等の優先順位付けや運用効率化を行うことで予算を抑制するとともに、今後の利活用拡大等が見込まれる情報システム（GSSや、マイナンバーカード関連（次期カード、

スマホ対応))については増額するなど、メリハリを付けた予算とした（デジタル庁システム等1,302億円）。

この他、各府省は、国の情報システムの整備・管理の基本方針等に基づき、デジタル庁の一元的なプロジェクト監理のもとで個別の情報システムの整備・運用を実施しており、これらもデジタル庁に一括計上されている。（各府省システム等3,689億円）

(2) デジタル庁の運営に関する経費

デジタル社会の実現に向けた司令塔として、利用が拡大するGSSへの対応や、各省庁へのプロジェクトマネージャー派遣等のため、デジタル庁の体制強化を実施することとしており、同庁の運営経費として、193億円を計上している。

(3) デジタル庁の政策に関する経費

情報システムの整備・運用とあわせて、デジタル庁としてマイナンバーカードの利便性と安全性に関する広報や、生成AI評価用データセットの作成などに必要な経費として、14億円を計上している。

【資料3：令和8年度 デジタル庁予算のポイント（概要）】

- 令和8年度予算政府案は、**5,198億円を計上**（前年度+446億円）。
- 情報システム関係予算（一括計上）は、4,990億円。このうち、デジタル庁が自ら整備・運用するシステムの経費は1,302億円であり、デジタル庁として、
 - ・ ガバメントソリューションサービスやガバメントクラウドなど、各府省の**共通して利用する基盤・機能の整備**、
 - ・ マイナポータルやベースレジストリなど、**個人・事業者向けの行政サービスのオンライン化**、
 を推進。
- 各情報システムにおける**整備・改修等の優先順位付けや運用効率化を行うことで予算を抑制**するとともに、今後の**利活用拡大等が見込まれる情報システムには、必要な予算を措置**。
- 利用が拡大するガバメントソリューションサービスへの対応や、各省庁へのプロジェクトマネージャー派遣等のため、引き続き、**デジタル庁の体制強化を実施**。
- あわせて、デジタル庁としてマイナンバーカードの利便性・安全性に関する広報や、生成AIの活用環境の整備として生成AI評価用データセットの作成などに必要な予算を措置。

デジタル庁所管	7年度	8年度	増減額	(単位：億円)
情報システム関係	4,573	4,990	+418	
(うちデジタル庁システム)	(1,139)	(1,302)	(+162)	
運営経費	167	193	+26	
政策経費	12	14	+2	
合計	4,752	5,198	+446	

*7) 住所、所在地、法人の名称など、制度横断的に多数の手続で参照されるデータからなるデータベースのことであり、整備を行うことで国民の利便性向上や行政運営の効率化等に資するもの。

4. 復興庁予算

復興庁予算の主な項目は以下のとおりである*8。

(1) 被災者支援総合交付金

復興の進展によって生じる、「心身のケア」、「コミュニティ形成・再生」、「住宅・生活再建の相談支援」及び「心の復興」等の課題に対応するため、地方公共団体等における被災者支援の取組を一体的に支援するための経費として、55億円を計上している。

(2) 福島再生加速化交付金

福島の復興・再生の加速化に向け、事業の執行状況を踏まえつつ、長期避難者への支援から帰還環境の整備など復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応するため、原子力被災12市町村等における施策を一括して支援するための経費として、591億円を計上している。

(3) 復興情報提供・地域情報発信

福島県の地方公共団体自らが創意工夫により行う風評払拭に向けた取組等を支援するための経費として、22億円を計上している。

(4) 福島国際研究教育機構関連

「創造的復興の中核拠点」となる福島国際研究教育機構の運営等を支援するための経費として、200億円*9を計上している。

(5) 各省庁所掌予算の一括計上

各省庁所掌の予算については、被災地からの要望にワンストップで対応するため、被災地の要望を復興庁において一元的に受理し、これを踏まえ、復興事業に必要な予算を復興庁が一括して要求し、予算を計上している。(3,645億円)

なお、執行段階では、復興庁が各省庁へ事業の実施に関する計画等を通知し、予算の配分を行っている。

【資料4：令和8年度東日本大震災復興特別会計予算フレーム】

	令和7年度予算 (当初)	令和8年度予算	
			対前年度
(歳入)			
復興特別所得税	4,760	4,938	+178
一般会計からの繰入	2	688	+686
特別会計からの繰入	0	0	-
税外収入	489	641	+152
復興公債金	1,211	66	▲1,145
計	6,462	6,334	▲129
(歳出)			
東日本大震災復興経費	5,523	4,948	▲574
国債整理基金特別会計への繰入等	270	585	+316
復興加速化・福島再生予備費	670	800	+130
計	6,462	6,334	▲129

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

*8) 復興庁予算について、復興係が担当するのは復興庁が自ら執行する予算であり、他省庁に移し替えて執行される予算は、それぞれの省庁の担当係が査定を行う。ここでは、主に復興係が査定を行う項目について記述する。
*9) 各省庁所掌予算(95億円)及び一般会計予算(13億円)を含む。

【資料5：令和8年度東日本大震災復興特別会計予算の概要（総額6,334億円）】

- 地震・津波被災地域では、心のケア等の被災者支援などきめ細かい取組を着実に推進する。
- 原子力災害被災地域では、帰還環境整備など本格的な復興・再生に向けた取組を推進する。
- 加えて、福島をはじめ東北地方が創造的復興を成し遂げるための取組を進める。

被災者支援 181億円

- 生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施。
被災者支援総合交付金(55億円)、地域医療再生基金(61億円)、緊急スクールカウンセラー等活用事業（11億円）等

住宅再建・復興まちづくり 395億円

- 災害公営住宅に関する支援を継続するほか、まちづくり支援・災害復旧事業等について支援を実施。
家賃低廉化・特別家賃低減事業(211億円)、社会資本整備総合交付金(13億円)、災害復旧等事業（133億円）等

産業・生業(なりわい)の再生 700億円

- 地域住民の帰還や産業の立地を促進するための支援を継続するほか、ALPS処理水の処分に伴う対策として、被災県への水産に係る加工・流通・消費対策や福島県農林水産業の再生等の取組を引き続き実施。
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(275億円)、漁業・養殖業復興支援事業(201億円)、水産業復興販売加速化支援事業(37億円)、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業（37億円）、福島県農林水産業復興創生事業(33億円）等

原子力災害からの復興・再生 2,895億円

- 避難指示解除区域での帰還環境整備や特定帰還居住区域への帰還に向けた取組、中間貯蔵関連事業等を着実に推進。
- 風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を推進。
特定復興再生拠点整備事業(72億円)、特定帰還居住区域整備事業(488億円)、福島再生加速化交付金(591億円)、中間貯蔵関連事業(991億円)、復興情報提供・地域情報発信（風評払拭・リスクコミュニケーション強化）（22億円）等

創造的復興 275億円

- 福島国際研究教育機構の整備など福島をはじめ東北地方の「創造的復興」を成し遂げるための取組を推進。
福島国際研究教育機構関連事業(186億円)、イノベ地域復興実用化開発等促進事業(74億円)、移住等の促進（加速化交付金の内数）等

(注1)上記の他、震災復興特別交付税456億円、予備費800億円等 (注2)復興財源フレーム対象経費は4,112億円(予備費除く)

5. 外交関係予算

(1) 外務省予算

外務省予算の主な項目は以下のとおりである。

ア. 厳しい安全保障環境への対応

我が国を取り巻く安全保障環境に対応するため、以下の予算等を計上している。

[OSA]

同志国の安全保障能力・抑止力の向上のため、軍等に対して資機材提供やインフラ整備支援等を行うために必要な経費として、181億円を計上している。

[情報戦への対応]

情報戦の激化等に対応すべく、在外公館でのコンサルタントや外部専門家の活用拡大等を通じた戦略的対外発信の充実に必要な経費として、207億円を計上している。

イ. 邦人保護などの外交基盤の強化

厳しい安全保障環境においては、我が国にとって望ましい世界秩序の維持・構築のため外交力を最大限に発揮するとともに、海外で活動する邦人の安全を確保することが一層重要である。令和8年度に査証手数料を引き上げることとあわせて、在外公館の施設整備など、外交実施体制の充実に必要な予算を計上している。具体的には以下の予算を計上している。

[在外公館の機能強化]

現地外交や邦人保護の要となる在外公館について、施設整備など機能強化に必要な経費として、374億円を計上している。

[在外公館の警備体制強化]

紛争地域等における在外公館の警備体制強化に必要な経費として、107億円を計上している。

[安全・安心な海外旅行環境整備]

日本人海外旅行客の安全・安心な海外旅行環境の整

備に必要な経費として、新たに175億円*10を観光庁において計上している（国際観光旅客税により充当）。

ウ. 戦略的・効果的なODAの実施

ODAは、グローバルな課題解決や、台頭するグローバルサウス諸国との関係強化等の観点から、重要な外交ツールの一つである。厳しい財政事情にも配慮しつつ、効率的な事業実施をより一層進めていくことを前提としつつ、ODAの実施に必要な予算を計上している。具体的には以下の予算等を計上している。

[無償資金協力・技術協力]

無償資金協力は、返済義務のない資金を供与するものであり、主に、所得水準の低い国を対象としている。医療・保健、食糧援助といった基礎的生活分野への支援や、地雷除去、環境保全等の取組への支援、経済発展のために必要な道路・橋梁の建設等インフラ整備への支援、災害や難民援助にかかる緊急人道支援など、多岐にわたる支援を実施している*11。

技術協力は、感染症対策や気候変動対策といった途上国の開発課題に対処すべく、日本の技術や知見を相手国の技術者等に伝えることを目的として、JICAが専門家の派遣や研修員の受入れ等を行うものである。

8年度予算では、無償資金協力について、過年度予算やJICA内資金の有効活用を進めることを前提に、1,531億円を計上している。また、技術協力については、JICA運営費交付金等を1,500億円計上し、物価高への影響も踏まえながら、人件費等の上昇への対応を図っている。

[国際機関等への拠出]

国際機関等への拠出は、国連分担金等、条約等に基づく支払い義務があるもの（分担金・義務的拠出金）と、政策的判断に基づき任意に拠出するもの（任意拠出金）から構成される。予算計上に際しては、国際機関等の活動の成果・影響力、日本の外交政策上の有用性・重要性、組織・財政マネジメント及び日本人職員・ポストの状況等を踏まえつつ、メリハリのある予

算とすることが重要。

8年度予算では、ODAと位置づけるものとして、分担金・義務的拠出金を381億円、任意拠出金を195億円、それぞれ計上している。

(2) 政府全体におけるODA事業量

政府全体のODA事業量*12は、外務省以外の他省庁一般会計予算のほか、出資・抛出国債を用いた国際機関への資金貢献や、JICAによる円借款等によって構成される。

この点、7年度には、一時的要因としてロシア凍結資産を活用したウクライナ支援の円借款（4,719億円）が含まれていたが、これを除いたODA事業量としては34,319億円であったところ。8年度の事業量見込みは、34,129億円となっており、一時的要因を除いた7年度の事業量と同水準が見込まれている。

*10) 在外公館の機能強化予算167億円を含む。

*11) 無償資金協力については、外務省からJICAに交付済であるものの未だ執行されていない資金（支払前資金）が存在しており、令和7年度以降、他案件への有効活用を進めている。

*12) ODA事業量は、円借款等・ODA予算（当初+前年度補正）・国際機関向け抛出国債等発行額の合計額。

【資料6：令和8年度外交関係予算のポイント（概要）】

- 外務省の予算総額は、**8,170億円を計上**。令和7年度当初予算比較では、553億円の増となり、過去最大。
- 厳しい安全保障環境に対応するため、**OSA（政府安全保障能力強化支援）を拡充**。あわせて、偽情報対策など戦略的対外発信といった**情報戦対応も強化**。
- 重要な**外交ツールとなるODA**については、より一層の効率的な事業実施を前提としつつ、グローバルサウス諸国との連携強化に活用していくことも踏まえ、無償資金協力／JICA運営費交付金等の予算を充実。
- 査証手数料の引上げにあわせて、在外公館の施設整備といった**在外公館の領事活動の強化**にも予算を重点化。

✓ 外務省予算

- 安全保障環境への対応：OSA 181億円（令和7年度比+101億円）、情報戦対応 207億円（+37億円）
- 戦略的・効果的なODA：無償資金協力・JICA運営費交付金等 3,031億円（+33億円）
- 外交基盤強化：在外公館の機能強化 374億円。

なお、安全安心な海外旅行環境整備として、175億円を観光庁計上（国際観光旅客税）

※デジタル庁計上分は232億円。

✓ ODA予算全体・ODA事業量

一般会計ODA予算は、令和7年度比+172億円。また、事業量は、一時的要因を除いた場合、令和7年度と同規模。

	令和7年度	令和8年度	増減額（率）	（単位：億円）
一般会計ODA予算	5,664	5,835	+172（3.0%）	
ODA事業量 <small>注2</small>	34,319	34,129	▲190（0.6%）	

（注1）ODA事業量は、ODA予算（前年度補正含む）に加えて、円借款・国際機関向け抛出国債等発行額等を含む。

（注2）令和7年度は、ロシア凍結資産を活用したウクライナ支援特別円借款（4,719億円）が一時的要因として存在。上記計数からは除いている。

令和8年度 経済産業省、環境省、裁判所、警察庁、法務省予算について

主計局主計官 内藤 景一郎

文中、〔 〕書きの金額は、令和7年度当初予算比の増減を表す。

○ 経済産業省予算

1 概観

経済産業省の令和8年度一般会計予算は、対前年度当初予算で+188億円の8,694億円となっている。

主な項目で見ると、GXについては、エネルギー対策特別会計において、カーボンプライシングで得られる将来の財源を裏付けとした「GX経済移行債」を発行し、官民のGX投資を促進することとしており、ペロブスカイト太陽電池等のサプライチェーン構築、次世代革新炉の研究開発等に必要な予算を計上している。また、AI・半導体については、エネルギー対策特別会計において、「AI・半導体産業基盤強化フレーム」に基づき、次世代半導体の研究開発、AIロボット・フィジカルAIを見据えたAI基盤モデルの開発等に必要な予算を計上している。

科学技術振興費については、特に、持続的なイノベーション創出に向けたエコシステム形成を促進する観点から、研究開発や産学官連携、ディープテック・スタートアップの起業等に必要な予算を計上している。

中小企業対策費については、価格転嫁対策の推進、経営支援体制の整備、資金繰り支援など、賃上げ環境の整備等に必要な予算を計上している。（政府全体及び中小企業庁計上の中小企業対策費は、前年度を上回る予算を計上。）

重要鉱物関係予算については、経済安全保障の強化を図る観点から、重要鉱物の安定供給を確保し、サプライチェーンの強靱化を促進等するために必要な予算

を計上している。

東日本大震災復興特別会計においては、第3期復興・創生期間（令和8～12年度）の初年度であり、復興施策を推進していくため、地域の実情等を踏まえながら、帰還困難区域の避難指示解除、福島国際研究教育機構の取組、事業・なりわい支援、新産業創出、交流・関係人口拡大、芸術文化を通じた復興等の取組を着実に進めるために必要な予算を計上し、引き続き復興支援を推進することとしている。

（単位：億円）

項 目	7年度 当初 (1)	8年度 予算 (2)	対6年度当初 (2)-(1)	
			対6年度当初 (2)-(1)	対6年度当初 (2)-(1)
経済産業省 一般会計	8,506	8,694	188	2.2%
科学技術振興費	1,143	1,141	▲2	▲0.2%
中小企業対策費	1,080	1,079	▲1	▲0.1%
その他	1,301	1,535	233	17.9%
上記合計	3,525	3,754	230	6.5%
エネルギー対策特会への繰入	4,981	4,940	▲41	▲0.8%
エネルギー需給勘定	3,392	2,708	▲684	▲20.2%
電源開発促進勘定	1,589	1,517	▲72	▲4.5%
原子力損害賠償支援勘定	-	715	715	皆増

復興特会（経済産業省関連）	320	509	189	58.9%
---------------	-----	-----	-----	-------

エネルギー対策特別会計				
GX ^{*1}	5,461	6,611	1,150	21.1%
AI・半導体	3,328	12,390	9,062	272.3%
燃料安定供給対策	2,513	2,411	▲102	▲4.1%
エネルギー需給構造高度化対策 ^{**2}	3,977	3,507	▲471	▲11.8%
電源立地対策	1,739	1,751	12	0.7%
電源利用対策	1,066	1,058	▲8	▲0.7%
原子力安全規制対策	515	503	▲12	▲2.3%
原子力損害賠償支援対策	430	759	329	76.4%

※1 AI・半導体分を除く。

※2 GX、AI・半導体分を除く。

エネルギー対策特別会計（うち、経済産業省計上分）				
GX ^{*1}	5,042	6,050	1,008	20.0%
AI・半導体	3,328	12,390	9,062	272.3%
燃料安定供給対策	2,513	2,411	▲102	▲4.1%
エネルギー需給構造高度化対策 ^{**2}	2,429	2,009	▲420	▲17.3%
電源立地対策	1,599	1,609	10	0.6%
電源利用対策	113	104	▲9	▲8.3%
原子力安全規制対策	-	-	-	-
原子力損害賠償支援対策	430	759	329	76.4%

※1 AI・半導体分を除く。

※2 GX、AI・半導体分を除く。

2 GX、AI・半導体、エネルギー対策

エネルギー対策特別会計において、カーボンプライシングで得られる将来の財源を裏付けとした「GX経済移行債」を発行し、官民のGX投資を促進することとしている。また、「AI・半導体産業基盤強化フレーム」に基づく支援を実施することとしている。

(1) GX (GX経済移行債)

カーボンプライシングで得られる将来の財源を裏付けとした「GX経済移行債」の発行により、官民のGX投資を促進することとし、計6,050億円の支援を実施。

具体的には、ビルの壁面などに設置可能な軽量で柔軟なペロブスカイト太陽電池等の製造設備等への投資支援や従来の太陽電池では設置が難しい場所へのモデル導入に対し567億円〔▲93億円〕^{*}、安全性向上に加えて、廃棄物の減容化・有害度低減、カーボンフリーな水素・熱供給など、炉型ごとに特徴を有する次世代革新炉の実用化に向けた研究開発等に対し1,220億円〔+331億円〕、CO₂の発生を抑える製鉄手法の導入に必要な設備投資に対し417億円〔+161億円〕等を計上している。

^{*}環境省計上分含む

(2) AI・半導体 (AI・半導体産業基盤強化フレーム)

「AI・半導体産業基盤強化フレーム」に基づき、次世代半導体の研究開発、AIロボット・フィジカルAIを見据えたAI基盤モデルの開発等、計12,390億円の支援を実施。

具体的には、次世代半導体の量産設備の整備等に係る資金需要の対応や財務基盤の強化等のために、次世代半導体事業者に対して出資支援を講じるべく、(独)情報処理推進機構(IPA)への出資に1,500億円〔+500億円〕を計上している。

また、AIロボット・フィジカルAIの開発基盤となるマルチモーダル基盤モデルの開発に3,873億円〔新規〕等を計上している。

(3) 燃料安定供給・エネルギー需給構造高度化対策 (石油石炭税財源)

石油石炭税収を財源とするエネルギー需給勘定において、石油・天然ガスの安定供給確保のため、必要な

開発案件への支援や国内石油精製機能の強化等による石油供給構造の高度化等に必要な経費を計上している「燃料安定供給対策」、内外の経済的、社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図るため、再生可能エネルギーの利用拡大のための技術開発に要する経費及び省エネルギー設備等の導入支援に要する経費等を計上している「エネルギー需給高度化対策」を実施。

具体的には、洋上風力発電事業の実施可能性が見込まれる海域を対象として、風況調査や海底地盤調査など、洋上風力発電事業の採算を分析するために必要な基礎調査を実施する洋上風力発電の導入拡大に向けた基礎調査事業122億円〔+31億円〕、地熱開発促進に向けて、(独)エネルギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC)による噴気試験を含むポテンシャル調査等を実施する地熱発電の資源量調査等事業126億円〔+5億円〕等を計上している。

(4) 電源立地・利用対策 (電源開発促進税財源)

電源開発促進税収を財源とする電源開発促進勘定において、発電設備の建設と運転を円滑にすることを目的とする「電源立地対策」、発電用施設の利用促進と安全確保等を目的とする「電源利用対策」及び「原子力安全規制対策」を実施。

具体的には、「電源立地対策」及び「電源利用対策」の経済産業省所管分として、それぞれ1,609億円〔+10億円〕、104億円〔▲9億円〕を計上している。このうち、発電用施設等の立地の促進及び運転の円滑化を図るため、立地自治体に対して交付する電源立地地域対策交付金について、設備容量や発電電力量等に基づき794億円〔+16億円〕を計上している。また、「福島復興の加速のための迅速かつ着実な賠償等の実施にむけて」(令和5年12月22日原子力災害対策本部決定)を踏まえ、中間貯蔵施設費用相当分について、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する交付金として470億円〔同額〕を計上している。

3 科学技術関係

持続的なイノベーション創出に向けたエコシステム形成を促進する観点から、研究開発や産学官連携、ディープテック・スタートアップの起業等に必要な経

費を確保しており、一般会計の科学技術振興費で1,141億円〔▲2億円〕を計上している。

具体的には、フロンティア育成・懸賞金型事業に43億円〔+0.1億円〕を計上しているほか、官民による若手研究者発掘支援事業に22億円〔+3億円〕（エネルギー対策特別会計分含む）、ディープテック・スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業に17億円〔+1億円〕を計上している。

4 中小企業対策

中小企業対策費は、経済産業省予算のほか、財務省予算及び厚生労働省予算に計上されており、一般会計全体で1,700億円〔+5億円〕を計上している。

特に令和8年度予算においては、価格転嫁対策の推進、経営支援体制の整備、資金繰り支援など、賃上げ環境の整備等に必要な予算を計上している。

具体的には、取引Gメンによる取引実態の把握や指導の徹底等により中小受託取引適正化法を厳正に執行するほか、「取引かけこみ寺」における相談対応等を実施する中小企業取引対策事業30億円〔+0.3億円〕、収益力改善・事業再生等の支援や事業承継に向けたマッチング支援等を実施する中小企業活性化・事業承継総合支援事業139億円〔▲6億円〕、商工会・商工会議所を通じた小規模事業者への巡回指導・窓口相談等の支援を実施する小規模事業対策推進等事業62億円〔+1億円〕、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口を設置し、経営課題の解決に向けた支援等を実施する中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業33億円〔▲1億円〕、中小企業が大学・公設試験研究機関等と連携して行う研究開発等の取組を支援する成長型中小企業等研究開発支援事業122億円〔▲1億円〕を計上している。資金繰り対策については、(株)日本政策金融公庫による低利融資や信用保証協会の債務保証等を円滑に行うため827億円〔+4億円〕を計上している。

5 重要鉱物関係

経済安全保障の強化を図る観点から、重要鉱物の安定供給を確保し、サプライチェーンの強靱化を促進等するために必要な予算を計上している。

具体的には、経済施策を一体的に講ずることによる

安全保障の確保の推進に関する法律に基づき認定された民間事業者等の計画に基づいて、民間事業者等が行う重要鉱物の安定供給確保にかかる設備投資・研究開発等の取組に対して助成金を交付する、安定供給確保支援事業（重要鉱物）125億円〔+125億円〕、我が国の重要な産業基盤を構成する企業による経済安全保障上のリスク低減に向けた供給源切替を促進するため、その切替に必要な性能評価等を支援する、重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業50億円〔新規〕を計上している。

6 復興関係（東日本大震災復興特別会計）

第3期復興・創生期間（令和8～12年度）の初年度であり、地域の実情等を踏まえながら、帰還困難区域の避難指示解除、福島国際研究教育機構の取組、事業・なりわい支援、新産業創出、交流・関係人口拡大、芸術文化を通じた復興等の取組を着実に進めるために必要な予算を計上している。

具体的には、東日本大震災及び原子力災害によって産業が失われた福島県浜通り地域等において、雇用の創出及び産業集積を図り、被災者の自立・帰還を加速するため、工場等の新增設の支援を実施するため275億円〔+165億円〕、福島イノベーション・コースト構想の重点6分野（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）について、地元企業等が実施する実用化開発等の費用を支援するため74億円〔+29億円〕等を計上している。

○ 環境省予算

1 概観

環境省の令和8年度一般会計予算は、3,155億円を計上しており、うち1,103億円がエネルギー対策費、454億円が公共事業関係費、328億円が科学技術振興費、787億円がその他経費、482億円が原子力規制委員会関係となっている。また、エネルギー対策特別会計においては、エネルギー需給勘定で2,059億円（うちGX対策561億円）、電源開発促進勘定で389億円を計上しているほか、東日本大震災復興特別会計において2,110億円を計上している。

環境省予算

(単位：億円)

項目	7年度 当初 (1)	8年度 予算 (2)	対7年度当初 (2)-(1)	
			対前年度	対前年度
環境省 一般会計	3,096	3,155	59	1.9%
エネルギー対策費 (エネ特・エネ需繰入)	1,173	1,103	▲70	▲6.0%
公共事業関係費	452	454	2	0.5%
科学技術振興費	295	328	33	11.3%
その他経費	720	787	67	9.3%
原子力規制委員会	456	482	26	5.8%
エネルギー対策費 (エネ特・電促繰入)	341	350	9	2.5%

エネルギー需給勘定	1,548	1,498	▲50	▲3.3%
電源開発促進勘定	400	389	▲11	▲2.8%

GX対策 (GX経済移行債発行対象経費)	419	561	142	33.9%
-------------------------	-----	-----	-----	-------

復興特会(環境省関連)	2,536	2,110	▲426	▲16.8%
-------------	-------	-------	------	--------

※ 科学技術振興費・その他経費は、原子力規制委員会分を除く。

2 エネルギー対策費

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、エネルギー対策特別会計において令和4年度に創設された地域脱炭素推進交付金については、5年間程度の複数年度にわたる支援事業であり、大量採択により後年度負担が増大しているところ、令和7年度までに目標としていた少なくとも100か所の脱炭素先行地域の採択が完了するため、令和8年度以降の新規採択を全て停止した上で、今後の事業の方向性を見直しを行うこととし、270億円〔▲115億円〕(※1)を計上している。また、デコ活推進事業について、ポイント付与等による行動変容を検証する事業から、実際のビジネスモデルに基づいてグリーン製品の販売・訴求効果を検証するといった、より実践的な事業に組み換えることにより予算の見直しを実施し、18億円〔▲14億円〕(※2)を計上している。

予算の重点化としては、ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業等を支援するため、70億円〔+20億円〕を計上している。また、再生材供給サプライチェーンの強靱化を目指し、経済安全保障の確保に貢献する金属資源等の再資源化に係る設備投資支援・技術実証を推進するため、重要金属等の再資源化に対する投資促進支援として、379億円〔+146億円〕(※3)を計上している。

※1 エネルギー特別会計(除くGX対策)200億円〔▲100億円〕、GX70億円〔▲15億円〕

※2 エネルギー特別会計(除くGX対策)16億円〔▲14億円〕、一般会計1億円〔▲0億円〕

※3 エネルギー特別会計(除くGX対策)119億円〔+36億円〕、GX200億円〔+50億円〕、一般会計60億円〔新規〕

3 公共事業関係費

平成初期以降にダイオキシン類対策等のために整備した一般廃棄物処理施設の老朽化による更新需要に対応するため、更なる広域化・集約化や災害強靱化等を支援しつつ、286億円〔+11億円〕(※)を計上している。

※廃棄物処理施設の整備については、一般会計の公共事業関係費において、環境省予算286億円のほか、国土交通省予算(北海道・離島)で25億円、内閣府予算(沖縄)で12億円を計上している。

4 科学技術振興費・その他経費

GOSAT(温室効果ガス観測技術衛星)等を活用し、気候変動の影響及び適応に関する調査・研究を推進するとともに、PFAS(有機フッ素化合物)等の現下の環境問題対応のために必要な研究基盤の構築等を推進するために171億円〔▲1億円〕を計上しているほか、「クマ被害対策パッケージ」に基づき、クマの個体数の削減・管理、出没防止対策、ガバメントハンターや専門人材の雇用・育成の支援等を推進するために2億円〔+1億円〕(※)を計上している。

※クマ対策の推進については、環境省予算2億円のほか、旅客税財源として観光庁予算60億円(新規)を計上している。この他、旅客税財源事業としては、「国立公園満喫プロジェクト」等による国立公園の保護と利用の好循環を推進するために104億円〔+47億円〕、外来生物によるサクラ等の自然観光資源の毀損を防ぐために6億円(新規)を計上している。

5 原子力規制委員会

原子力発電施設等の周辺地域における平常時から緊急時に至るまでに実施する環境放射線モニタリングに必要な監視体制を構築するため、施設、設備及び備品を整備する経費として、56億円〔+2億円〕を計上している。

6 東日本大震災復興特別会計

福島復興を着実に支援するため、福島県内で発生した除去土壌等を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備及び管理運営等の実施や除去土壌等の福島県外での最終処分実現に向けて、最終処分量を低減するため、復興再生土の利用等を推進する経費として991億円〔▲54億円〕、特

定帰還居住区域における除染・家屋解体等の実施に要する経費として488億円〔▲132億円〕を計上している。

※上記環境省予算のほか、内閣府予算（原子力防災担当）において、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるため、道府県が行う原子力災害時の防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備を促進するほか、緊急時避難円滑化事業により、避難経路の強靱化やヘリポートの整備等、避難の円滑化の着実な推進に123億円（エネルギー対策特別会計）を計上している。

○ 裁判所、警察庁、法務省予算

1 裁判所

裁判所の令和8年度一般会計予算は、3,495億円〔+143億円〕を計上している。このうち人件費は、2,796億円〔+85億円〕である。

裁判手続等のデジタル化を着実に進めるとの観点から、民事訴訟事件、刑事事件、民事非訟・家事事件等の各種手続のデジタル化に係るシステム整備や、記録の電子化に向けた環境整備を実施するための経費として180億円〔+54億円〕を計上している。

また、令和8年4月施行の民法等の一部を改正する法律（改正家族法）の適切な運用に向けて、家庭裁判所の人的・物的体制を充実・強化するための経費として60億円〔+3億円〕を計上している。

2 警察庁

警察庁の令和8年度一般会計予算は、3,115億円〔+2億円〕（デジタル庁一括計上額236億円を含む）を計上している。このうち人件費は、1,158億円〔+64億円〕であり、交通反則金収入を原資とする交付税及び譲与税配付金特別会計の繰入金が433億円である。

分野別では、匿名・流動型犯罪グループの弱体化・撲滅を目指し、グループの実態解明及び取締り等の対策取組を強化するための経費として20億円〔+3億円〕、ローン・オフエンダー等の脅威やドローンの性能向上等といった現下の情勢を踏まえ、テロの未然防止、テロへの対処体制の強化、緊急事態への対処能力向上及び警護の強化に必要な装備資機材の整備等を推進するための経費として76億円〔+17億円〕を計上している。

また、サイバー犯罪の検挙件数が過去最多を記録し、我が国の政府機関、民間事業者等を狙ったサイバー攻撃が発生するなど、サイバー空間の脅威は極めて深刻な情勢にあることから、令和7年5月に成立し

たサイバー対処能力強化法・同整備法の施行に向け、アクセス・無害化措置の実施に必要な装備資機材等の態勢を整備するための経費として67億円〔+10億円〕を計上している。

更に、厳しい犯罪情勢において、治安対策を強化するため、警察活動の基盤となる地方警察官等の人材の確保・育成及び警察情報通信基盤の整備等を推進するための経費として444億円〔▲5億円〕を計上している。

3 法務省

法務省の令和8年度一般会計予算は、8,520億円〔+465億円〕（デジタル庁一括計上額639億円を含む）を計上している。このうち人件費は、5,697億円〔+312億円〕である。

分野別では、足元で訪日外客数、在留外国人数が過去最高を記録している中、外国人との秩序ある共生社会を推進する観点から、厳格かつ円滑な出入国審査の推進の体制強化や外国人材の適正かつ円滑な受入れの体制整備等の関連政策を充実・強化するための経費として489億円〔+138億円〕を計上している。

また、安全・安心な国民生活の実現に向けて、「第二次再犯防止推進計画」の再犯防止対策を更に推進する観点から、施設内処遇の充実・強化、社会内処遇の充実・強化、地方公共団体による取組の促進等を支援を図るとともに、足元の物価高騰に対応して、更生保護委託費単価の見直し等、再犯防止対策の安定的な事業執行に必要な経費として176億円〔+12億円〕を計上している。

その他、治安の維持や法務行政へのアクセスを確保する観点から、耐震性を確保できていない法務省関連施設の早期の建替え・耐震改修を進めるほか、老朽化施設の各種設備の改修・修繕を推進するための経費として198億円〔+48億円〕を計上している。

（単位：億円）

項目	7年度	8年度	対7年度当初	
	当初 (1)	予算 (2)	(2)-(1)	
裁判所 一般会計	3,352	3,495	+143	+4.3%
警察庁 一般会計	2,875 (3,113)	2,879 (3,115)	+5 (+2)	+0.2% (+0.1%)
うち交付税特会繰入	471	433	▲38	▲8.2%
法務省 一般会計	7,436 (8,055)	7,881 (8,520)	+445 (+465)	+6.0% (+5.8%)

※ () 書きはデジタル庁一括計上額を含んだ金額

令和8年度 地方財政対策について

主計局主計官 末光 大毅

1. はじめに

(1) 地方交付税交付金制度の仕組み

国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」という。）へ繰り入れられる地方交付税交付金（入口ベース）は、国税収入の一定割合（所得税及び法人税の収入額の33.1%、酒税の収入額の50%、消費税の収入額の19.5%）であるいわゆる国税4税の法定率分*1に、地方交付税法附則等によって後年度に加算することが定められている額の加算（法定加算等）や過年度の精算による加減算などを反映して、決定される。

これに、地方法人税や借入金元利償還といった交付税特会の財源・支出を加減算することで、実際に地方公共団体に交付される地方交付税交付金（出口ベース）が決定される。

(2) 地方一般財源総額実質同水準ルール

地方財政計画*2においては、平成23年度以降、地方の歳出水準について、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源*3の総額について、前年度を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされてきた（「地方一般財源総額実質同水準ルール」）。

政府は令和6年6月21日に「経済財政運営と改革の基本方針2024」を閣議決定し、地方一般財源総額実質同水準ルールを令和9年度（2027年度）まで維持することとしている。

2. 令和8年度地方財政対策の概要について

令和8年度の地方財政対策においては、交付団体をはじめ地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、前述した地方一般財源総額実質同水準ルールを堅持することを基本として地方財政対策を講ずることとした。その結果、地方公共団体に交付される地方交付税交付金（出口ベース）は20.2兆円（対前年度+1.2兆円）、地方の一般財源総額は67.5兆円*4（対前年度+3.7兆円）を確保している。

一般財源総額を確保する中で、人事委員会勧告に伴う給与改定分や地方団体の委託・補助・維持補修などの物価反映分を適切に措置するとともに、地方団体による地域の強い経済実現のための地域未来基金0.4兆円を措置している。

いわゆる教育無償化については、地方負担分全額を措置するとともに、租税特別措置見直しによる地方交付税の増等で0.3兆円の財源を確保している。

当分の間税率（軽油引取税等）・環境性能割（自動車税等）の廃止については、安定財源が確保されるまでの間、地方特例交付金を措置して地方団体の減収分を補填している。その際、安易に国債発行に頼ることのないよう工夫を行う観点から、新たに措置する地方特例交付金相当額の地方交付税交付金0.7兆円の減額を行っている。同時に、地方財政に配慮して、交付税特会の借入金残高のうち0.7兆円を一般会計に承継し

*1) 地方交付税法第6条第1項

*2) 地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類。

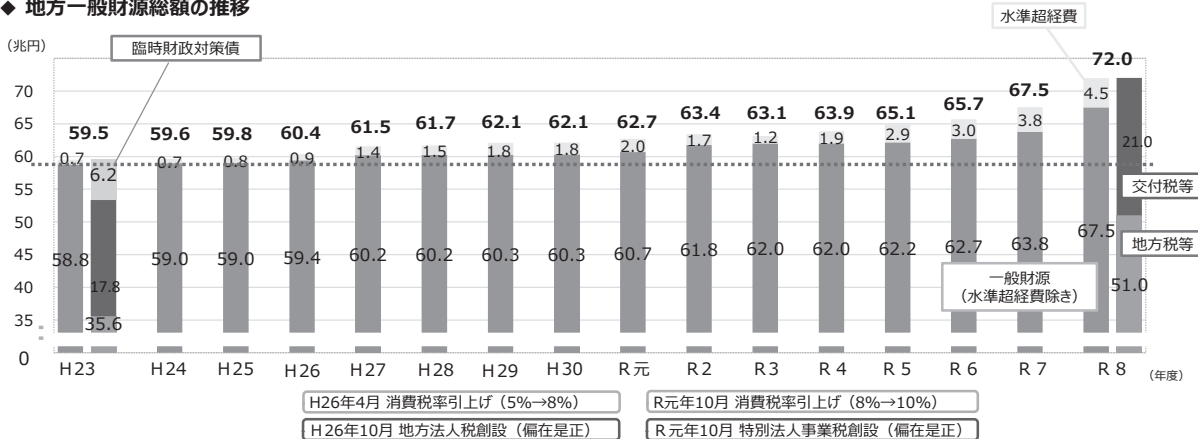
*3) 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税交付金及び臨時財政対策債の総額。

*4) 水準超経費（4兆4,800億円）を除いている。地域未来基金費（4,000億円）、臨時財政対策債償還基金費（8,376億円）を除くと総額66兆2,702億円（対前年度+2兆4,988億円）。

【資料：地方一般財源総額と折半対象財源不足の推移】

- 一般財源総額実質同水準ルールに基づく毎年度の予算編成の結果、地方の一般財源総額は、消費税の引上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を除き、経済・物価動向等を踏まえた上で、実質的に同水準で維持されている。
- 同ルールを堅持して地方財政が規律されている状況下において、国税法定率分と地方税収等の増収により折半対象財源不足は減少傾向にあり、近年は折半対象経費がほぼ存在しない状態が継続している。

◆ 地方一般財源総額の推移



◆ 折半対象財源不足額等の推移 (地方財政計画ベース)



【資料：地方交付税総額（マクロ）の算定と「地方一般財源総額実質同水準ルール】

- 地方交付税総額の算定においては、地方財政計画における歳出歳入ギャップに対し、国税の一定割合である地方交付税の法定率分（国）等や特会財源を充当。
- 「地方一般財源総額実質同水準ルール」とは、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、一般財源の総額（注）について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」もの。
 (注) 一般財源総額とは、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の総額。
- 「骨太2024」においては、同ルールを令和9（2027）年度まで維持する旨が規定されている。

◆ 令和8年度地方財政計画 (単位：兆円)

【歳出：102.4】		【歳入：102.4】	
給与関係経費：24.0	地方交付税：20.2	地方交付税法定率分等：20.1	※ 法定率： 所得税 33.1% 法人税 33.1% 酒税 50% 消費税 19.5%
一般行政経費：45.5 うち、補助分：28.0 うち、単独分：14.4 うち、地方創生推進費1.0 うち、地方デジタル社会推進費：0.15 うち、地域社会再生事業費：0.4	地方特例交付金：0.8	特会財源：0.1	
投資的経費：12.5	地方税・地方譲与税：51.0	地方交付税交付金(入口)：20.1兆円	一般財源 ※1 (67.5)
地域未来基金費：0.4	国庫支出金：17.7	地方交付税交付金(出口)：20.2兆円	
臨時財政対策債償還基金費：0.8	地方債：6.1		特定財源 ※2 (30.5)
公債費：10.8	その他：6.6		
水準超経費：4.5			
その他：4.0			

「骨太2024」(令和6年6月21日閣議決定)

第3章 2. 中期的な経済財政の枠組み
 予算編成においては、2025年度から2027年度までの3年間について、上記の基本的な考え方の下、これまでの歳出改革努力を継続する。その具体的な内容については、日本経済が新しいステージに入りつつある中で、経済・物価動向等に配慮しながら、各年度の予算編成過程において検討する

第3章 3.(5)地方行政基盤の強化
 交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、(略)

- ※ 1 水準超経費を除いている。
- ※ 2 特定財源
 - ・「国庫支出金」は、一般行政経費（補助）及び投資的経費（補助）等の財源。
 - ・「地方債(臨時財政対策債を除く)」は、建設事業費や災害救助・復旧事業費等の適債事業の財源。
 - ・「その他」は使用料及び手数料、雑収入。

【資料：令和8年度地方財政対策のポイント（概要）】

1. 地方交付税の全体像

- 一般会計から交付税特会に繰り入れる**地方交付税交付金（入口ベース）**は、**20.1兆円（+1.4兆円）**。
- 交付税特会から地方団体に交付される**地方交付税交付金（出口ベース）**は、**20.2兆円（+1.2兆円）**を確保。

2. 地方一般財源総額の確保

- 地方一般財源総額：**67.5兆円（+3.7兆円）**（交付団体ベース）※ 基金措置を除くと対前年度比+2.5兆円。

3. 地方歳出の増の主なポイント

- 令和7年人事委員会勧告に伴う**地方公務員の給与改定**など必要な給与費を増額計上（+1.1兆円）。
- 令和8年度の給与改定に備え、**給与改善費**を計上（+0.2兆円 前年度措置分とあわせて0.4兆円）。
- **地方団体の委託料、維持補修費、投資的経費等**の物価反映分を措置（+0.6兆円・うち0.1兆円は地方債）。
- 地方団体による地域の強い経済実現のため**地域未来基金**を創設（+0.4兆円）

4. 教育無償化・当分の間税率等の廃止の財源確保

- **教育無償化の地方負担分の全額**を地方交付税措置。租特見直しによる地方交付税の増などで**0.3兆円の財源確保**。
- **当分の間税率（軽油引取税等）・環境性能割（自動車税等）廃止に伴う特例交付金措置**に際し、**同額相当の0.7兆円の地方交付税を減額**することで、安易に赤字国債に頼らずに対応。
地方財政に配慮し、**交付税特会の借入金残高のうち0.7兆円を一般会計に承継**。

5. 地方財政の健全化

- **交付税特会借入金**について、**償還計画額**（令和8年度：0.7兆円）を上回る**2.2兆円**を償還。
- **臨時財政対策債**（赤字地方債）は、令和7年度に引き続き**発行額ゼロ**。
- 将来の公債費負担の軽減のため**臨時財政対策債償還基金**の積み増し（+0.8兆円）。

ている。

あわせて、地方財政の健全化を推進する観点から、臨時財政対策債の発行額を令和7年度に引き続きゼロとするとともに、交付税特会借入金償還を前倒しして2.2兆円を措置するほか、臨時財政対策債償還基金0.8兆円を措置している。

3. 令和8年度地方財政対策（通常収支分）について

（1）地方の歳出の見込み

ア. 給与関係経費

令和8年度の地方の給与関係経費については、人事委員会勧告等を踏まえた地方公務員の給与改定に要する経費の増加などを反映し、24兆75億円（対前年度+3兆291億円）^{*5}を計上している。

イ. 一般行政経費

地方の一般行政経費については、補助事業として27兆9,689億円（対前年度+1兆3,314億円）、地方

単独事業として14兆4,037億円（対前年度▲1兆4,844億円）^{*6}を計上している。

主な内訳として、いわゆる教育の無償化に係る所要の経費を計上しているほか、令和8年度の給与改定に備え「給与改善費」を4,000億円（対前年度+2,000億円）計上し、「デジタル活用推進事業費」を1,500億円（対前年度+500億円）計上した。また、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託料について800億円増額計上するなど、物価反映分を措置している。

「地方創生推進費」については、前年度に引き続き1兆円を計上している。「地域デジタル社会推進費」については、一部を「デジタル活用推進事業費」に振り替えた上で1,500億円（対前年度▲500億円）を計上し、令和11年度まで4年間延長している。

ウ. 投資的経費

投資的経費については、12兆4,568億円（対前年度+3,435億円）を計上している。このうち、国の直轄事業、補助事業に係る経費は、5兆6,931億円（対

*5) 会計年度任用職員の一般行政経費からの移替えによる影響額+1兆8,814億円を含む。

*6) 会計年度任用職員の給与関係経費への移替えによる影響額▲1兆8,814億円を含む。

前年度▲565億円)となっている。

地方単独事業に係る経費については、物価動向を反映するとともに、地方団体が地域の実情に応じて公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、新たに「高等学校教育改革等推進事業費」を1,000億円計上し、全体で6兆7,637億円(対前年度+4,000億円)となっている。

エ. その他の経費

公債費は10兆7,674億円(対前年度+414億円)、維持補修費は1兆6,275億円(対前年度+750億円)、公営企業繰出金は2兆3,545億円(対前年度+758億円)、不交付団体の水準超経費は4兆4,800億円(対前年度+7,100億円)が計上されている。

令和8年度においては、地方団体による地域の強い経済実現のため、単年度の措置として「地域未来基金費」(4,000億円)を創設した。また、将来の公債費負担の軽減のため、単年度の措置として「臨時財政対策債償還基金費」(8,376億円)を創設した。

これらの結果、地方の歳出総額は102兆4,427億円(対前年度+5兆3,783億円)となっている。

(2) 地方の歳入の見込み

ア. 地方税収等

令和8年度の地方税収等(地方税収及び地方譲与税収の合計額)は、51兆117億円(対前年度+2兆5,963億円)を計上している。

イ. 地方特例交付金等

令和8年度の地方特例交付金等については、8,156億円(対前年度+6,220億円)を計上している。

地方特例交付金については、個人住民税における住宅ローン減税による減収を補填するため「個人住民税減収補填特例交付金」を1,653億円計上するとともに、当分の間税率(軽油引取税等)・環境性能割(自動車税等)の廃止による減収を補填するため、「軽油引取税減収補填特例交付金」を4,297億円、「自動車税減収補填特例交付金」を1,685億円、「軽自動車税

減収補填特例交付金」を207億円、「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金」を296億円計上している。

また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)における税制上の措置として講じた、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長に伴う減収を補填するため、「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」を18億円計上している。

ウ. 地方交付税交付金(出口ベース)

地方交付税交付金については、(3)で述べるとおり、20兆1,848億円(対前年度+1兆2,274億円)を計上している。

エ. その他の地方歳入

国庫支出金(補助事業の実施のため国が地方公共団体に交付する補助金等)については、17兆7,138億円(対前年度+5,068億円)が計上されている。

地方債については、令和8年度の発行額は6兆1,448億円(対前年度+1,828億円)となっている。

臨時財政対策債の発行額については、令和7年度に引き続きゼロとなっている。これにより臨時財政対策債の令和8年度末残高見込みは38兆7,961億円(対前年度▲3兆4,305億円)となっている。

これらの他、使用料及び手数料として1兆5,016億円(対前年度▲28億円)、雑収入として5兆947億円(対前年度+2,451億円)などが計上されている。

(3) 地方交付税交付金・地方一般財源総額

国の一般会計から交付税特会には、国税4税の法定率分21兆106億円(対前年度+1兆6,940億円)に、法定加算等154億円(対前年度▲775億円)を加算し、過年度の精算に伴う2,638億円(対前年度+4,665億円)を減じた額から、特例減額(7,000億円)を行った額20兆622億円(対前年度+1兆3,830億円)を地方交付税交付金(入口ベース)として繰り入れる*7。

交付税特会においては、まず地方法人税の見込額2兆4,499億円(対前年度+2,726億円)と地方公共団

*7) これに地方特例交付金等8,156億円を加えた20兆8,778億円(対前年度+2兆50億円)が、入口ベースの地方交付税交付金等である。

体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円等を加算する。また、交付税特会借入金については、2兆2,000億円を償還し、交付税特会の借入金債務のうち7,000億円を一般会計へ承継した結果、令和8年度末残高の見込みは、22兆6,178億円となる。交付税特会において、入口ベースの地方交付税交付金にこうした加減算を行った20兆1,848億円(対前年度+1兆2,274億円)が、出口ベースの地方交付税交付金となる。

そして、地方交付税交付金(出口ベース)に地方税、地方譲与税及び地方特例交付金等を加えた地方の一般財源総額(水準超経費を除く)については67兆5,078億円(対前年度+3兆7,364億円)を確保している。

また、一般財源総額(水準超経費を含む)に国庫支出金や地方債等の特定財源を加えた歳入総額は102兆4,427億円(対前年度+5兆3,783億円)となり、歳出総額と同額となる。

4. 令和8年度地方財政対策(東日本大震災分)について

東日本大震災の復旧・復興にあたっては、令和8年度からの第3期復興・創生期間においても、復旧・復興事業及び全国防災事業について、それぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとされている。その財源については、改正された復興財源確保法^{*8}において、必要な措置が講じられている。

令和8年度地方財政対策においては、復旧・復興事業費として、(1)補助事業の地方負担分(公営企業債等により賄うこととされている地方負担額を除く)として309億円、(2)地方単独事業分(中長期職員派遣、職員採用、単独災害復旧事業等)として113億円、(3)地方税の特例減税措置等に伴う減収分への対応として117億円、合計539億円を計上した上で、その財源として、過去の繰入分のうち交付税特会からの支出見込みがなくなった83億円(年度調整分)を除く456億円を震災復興特別交付税として措置^{*9}している。このほか、国庫支出金等を含めた復旧・復興事業の総額は2,217億円となっており、東日本大震災から

の復旧・復興への対応に万全を期すこととしている。

なお、全国防災事業については、平成27年度までの実施に伴って発行した地方債の元利償還金(公債費)181億円を計上している。

5. おわりに

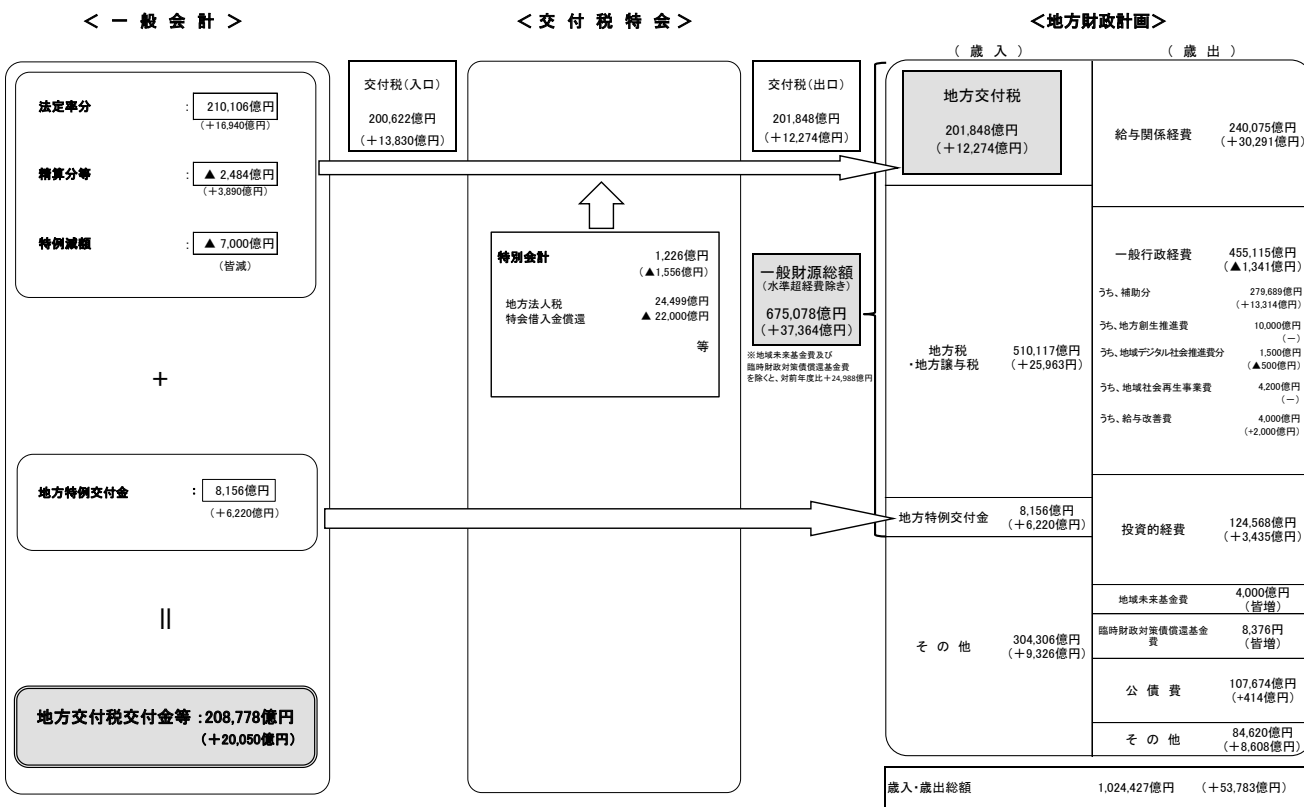
以上のとおり、令和8年度地方財政対策は、地方公共団体の多様なニーズに対応するための一般財源総額を適切に確保しつつ、臨時財政対策債の発行を令和7年度に引き続きゼロとするとともに、交付税特会借入金償還を前倒しするほか、臨時財政対策債償還基金を措置するなど、地方財政の健全化を図ることとしている。

今後の地方財政を考えると、賃上げの実現に伴う給与関係経費の増加や社会保障分野の歳出増などが見込まれる中でも、地方財政計画に計上された事業の実績や効果について「見える化」を進めながら不断に検証し歳出改革を進め、持続可能性を確保していくことが求められる。令和9年度以降も、地方一般財源総額実質同水準ルールの下で、国・地方を通じた財政健全化を目指して取り組んでいくことが必要である。

*8) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)

*9) この震災復興特別交付税の財源は、東日本大震災復興特別会計から交付税特会に繰り入れられることとされている(返還金1億円を除く)。

【資料：令和8年度地方財政計画の概要】



(注) ()内は対前年度地財計画(予算修正後)。計数は四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注) 臨時財政対策債発行額は0円

令和8年度 文教及び科学振興費について

主計局主計官 河本 光博

1. 概要

(1) 一般会計の8年度の文教及び科学振興費は、6兆406億円（7年度当初予算比+3,846億円、+6.8%）を計上している。このうち、文教関係費は4兆6,029億円、科学技術振興費は1兆4,378億円である。

また、一般会計の文部科学省所管予算は、5兆8,809億円（7年度当初予算比+3,715億円、+6.7%）を計上している。このうち、文教関係費は4兆5,981億円、科学技術振興費は8,952億円、その他が3,876億円である。

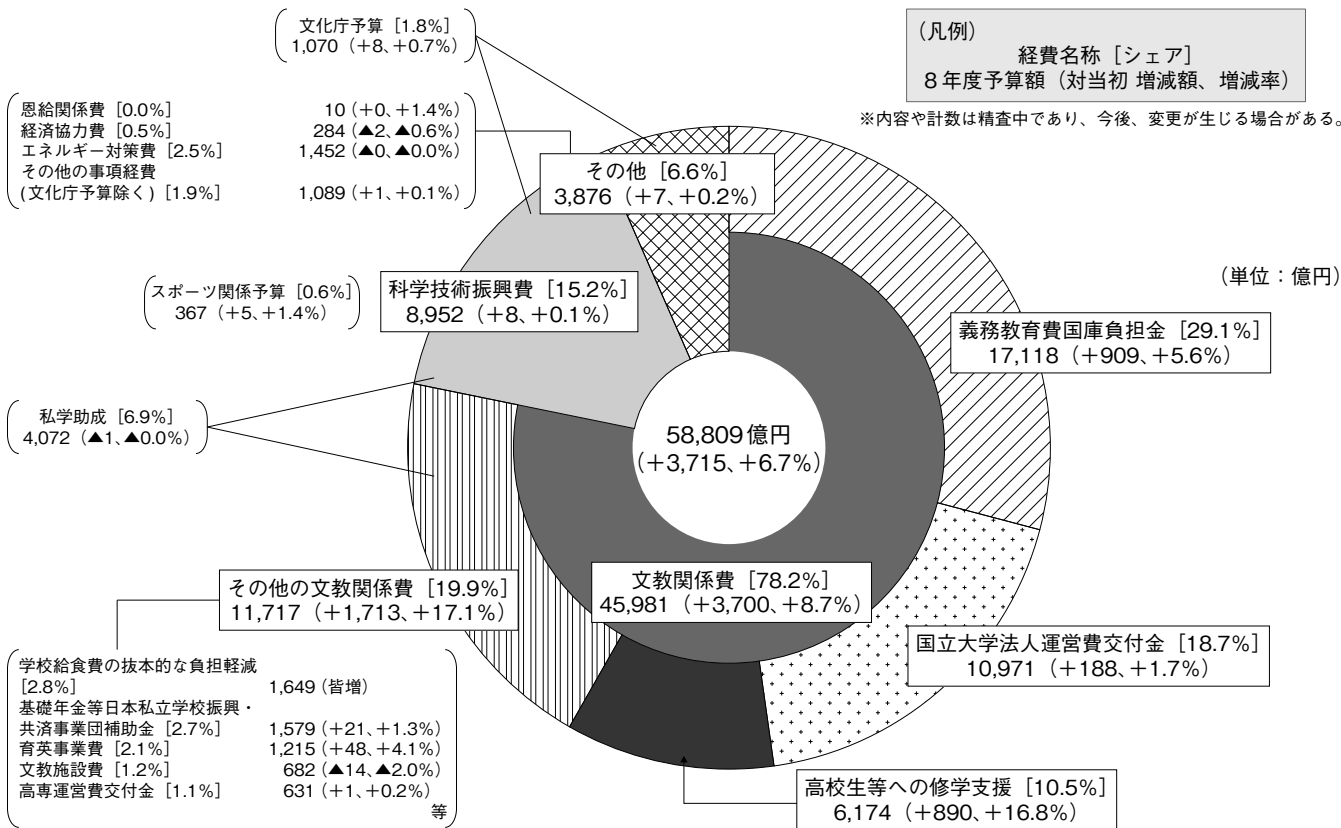
(2) 8年度の文教及び科学技術予算の編成においては、

- ・ 一連の政党間合意を踏まえ、いわゆる教育無償化を実現することとし、
 - － いわゆる高校無償化（就学支援金制度の拡充）について、収入要件を撤廃した上で、私立全日制の支給上限額を現行の39.6万円から45.7万円に引上げ。あわせて、高校生等奨学給付金も拡充
 - － 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について、給食を実施する公立小学校を対象に、児童1人当たり月5,200円を支援
 - － これらを実施するための安定財源は、歳出改革や税制措置（租税特別措置見直し等）により確保
- ・ 教職員給与について、人事院勧告の反映（+3.4%）や教職調整額の段階的な引上げ（5→6%）等により大幅に改善
- ・ 中学校の35人以下学級を令和8年度から3年かけて実現するために必要な教職員定数を措置するなど、指導体制の充実を計画的に推進
- ・ 教員の働き方改革について、教員の負担感の大き

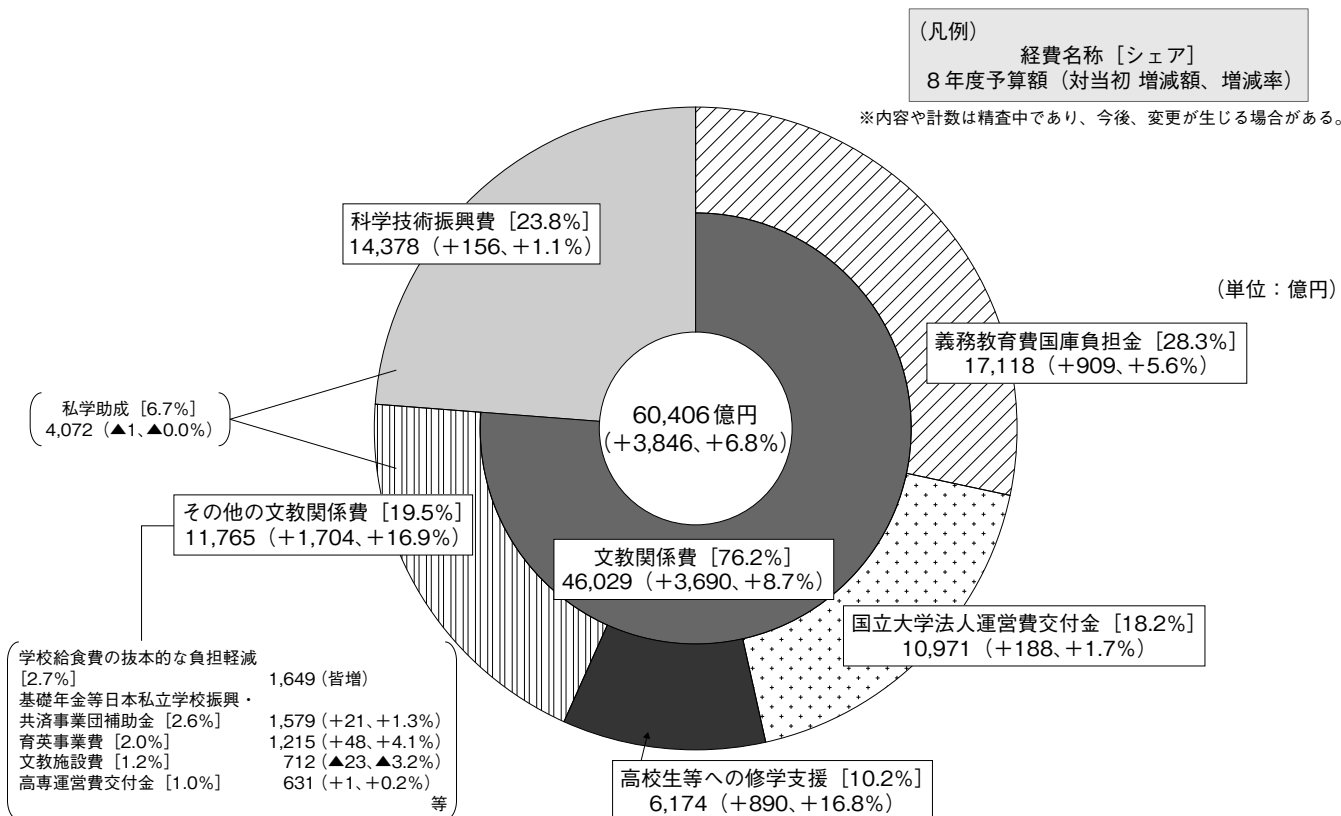
い業務を抜本的に縮減していくため、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校だけでは解決が困難な事案について、様々な専門家と連携した行政による支援体制を構築するほか、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

- ・ 国立大学法人運営費交付金について、物価上昇等が継続する中においても、国立大学における基礎研究の充実、文理融合、学長による経営改革及び自己収入確保策の強化を図る観点から大幅に増額
- ・ 私学助成について、研究力の高い大学、理系人材や地域に必要な人材の育成を行う大学への支援を強化するなど、配分のメリハリを強化。今後、経営状況が悪い私立大学等に対して「経営改善計画」の策定を求め、その進捗状況を配分に適用することで、規模適正化に向けた大学の統合・縮小・撤退を促進
- ・ 科学研究費助成事業（科研費）について、若手支援強化枠の設定や、国際性の高い研究に対する配分を拡充し、分野硬直性を打破する改革に取り組むことを条件に、大幅に増額
- ・ 宇宙分野について、今後、民間事業者の持つ技術力を最大限活用し、民間主導の研究開発等を推進するため、日本の民間宇宙活動の成長を目指し、次期宇宙基本計画を見据え、JAXAの技術基盤の強化、基幹ロケットの研究開発の推進等とあわせて、宇宙政策の転換を推進
- ・ 国立美術館・博物館において、自己収入増加・確保の観点から、非居住者向けの二重価格の設定等を含む入場料の見直しや、各館ごとの運営費交付金のメリハリ配分の仕組み（自己収入の実績等に連動）を導入することとしている。

令和8年度 文部科学省予算（一般会計）



令和8年度 主要経費「文教及び科学振興費」（一般会計）



2. 文教予算

2-1. いわゆる教育無償化

(1) いわゆる高校無償化（高等学校等就学支援金制度の拡充等）

○高等学校等就学支援金交付金等

(5,133億円⇒5,852億円 (+14.0%))

※7年度予算額には、いわゆる高校無償化の先行実施に伴う経費1,049億円を含む

経済的事情による教育格差を是正し、多様で質の高い教育機会の確保や選択肢の充実を図るため、収入要件を撤廃した上で、私立全日制の支給上限額を現行の39.6万円から45.7万円に引き上げる。あわせて、都道府県の1/4負担を導入する。(拡充分に係る国費+1,876億円)

○高校生等奨学給付金

(152億円⇒322億円 (+111.6%))

授業料以外の教育費に対する支援の充実を図るため、高校生等奨学給付金の対象範囲を低中所得世帯(年収490万円未満相当)へ拡充するとともに、補助率を1/3から1/2に引き上げる。

(2) 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）

○給食費負担軽減交付金

(1,649億円 (新規))

給食費の保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体を支援するため、給食を実施する公立小中学校を対象に、児童1人当たり月5,200円を基準額として支援する。あわせて、都道府県の1/2負担を導入する。(国費+1,649億円)

2-2. 小中学校教育

○義務教育費国庫負担金

(16,210億円⇒17,118億円 (+5.6%))

中学校の35人以下学級を令和8年度から3年かけて実現するほか、小中学校における生徒指導担当教師の配置充実や、小学校教科担任制の推進を図るため、7,944人の教職員定数を改善する。

その他、少子化の進展による自然減(▲7,800人)、

加配定数見直し等(▲2,692人)を反映し、差引きでは▲2,548人相当の減。(別途、特例定員(+3,345人)を措置。)

上記に加え、令和7年人事院勧告や教職員の昇給等の影響額を適切に反映することで、全体で対前年度比+909億円を措置する。

○学校における支援スタッフの配置支援

(121億円⇒124億円 (+2.6%))

教員の事務負担軽減のため、学習プリント等の準備や来客・電話対応等をサポートする教員業務支援員を引き続き全小中学校へ配置(28,100人)することに加え、配置について、教師の業務負担が過重な学校への重点配置(+1,620人)を実施する。

学校における働き方改革の効果を確実なものとするため、補習授業対応等といった学校教育活動を支援する学習指導員を引き続き配置(9,200人→7,950人)するとともに、校内教育支援センターを拠点として、不登校傾向の児童生徒に対して学習支援等を行うために校内教育支援センター支援員の配置を拡充(2,000校→4,000校)する。

副校長・教頭の学校マネジメント等にかかる業務をサポートする支援員を引き続き配置(1,300人)する。

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充

(86億円⇒88億円 (+2.1%))

いじめや不登校など、様々な課題を抱える児童生徒への支援に向けた相談体制を充実する観点から、

- ・ スクールカウンセラーの配置について、引き続き全小中学校への配置(27,500校)に加え、いじめ・不登校・貧困・虐待対策のための重点配置を引き続き実施(11,300校)するとともに、不登校支援の核となる教育支援センターへの配置の拡充(35日/年→105日/年)やスーパーバイザーの配置を拡充(67人→101人)
- ・ スクールソーシャルワーカーについて、引き続き全中学校区への配置(10,000中学校区)、スーパーバイザーの配置(67人)に加え、いじめ・不登校・貧困・虐待対策のための重点配置を引き続き実施(11,000校)するとともに、不登校支援の核となる教育支援セ

ンターへの配置の拡充（42日/年→63日/年）やスーパーバイザーの配置を拡充（67人→101人）すること等により、教育相談体制を整備する。

○切れ目ない支援体制整備充実事業

（47億円⇒48億円（+2.2%））

特別な支援を必要とする子供への切れ目ない支援体制の整備等を行う地方公共団体等を支援するため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」も踏まえ、医療的ケア看護職員の配置支援について、4,900人から5,300人に拡充する。

○行政による学校問題解決のための支援体制構築事業

（1億円⇒2億円（+222.6%））

学校における働き方改革を進めるため、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案について、学校のみによる対応とせず、様々な専門家と連携した行政による支援体制を構築する。

○公立学校施設整備（災害復旧費を除く）

（691億円⇒678億円（▲2.0%））

※この他、7年度補正予算で2,552億円を計上
※スポーツ関係予算と一部重複がある

公立学校施設における老朽化対策等を着実に推進する。あわせて、資材費や労務費の動向等を踏まえ、補助単価を+7.7%引き上げる（小中学校校舎、RC造の場合）。

また、各地方公共団体における小中学校施設の整備に際して、地域の実情を踏まえつつ、将来の人口推計等を踏まえた学校規模の適正化（統廃合等）を促していくため、文部科学省において、令和8年度より「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」（文部科学大臣告示）を改定し、各地方公共団体が策定する個別施設計画について、児童生徒数の将来推計等を踏まえたものとするよう学校設置者に求めていくこととしている。

2-3. 高等教育（大学等）

2-3-1. 高等教育の無償化（修学支援新制度）等

○授業料等減免及び給付型奨学金

（6,532億円⇒6,567億円（+0.5%））

※社会保障関係費として計上

令和2年度より消費税財源を活用し、多子世帯の学生に対する授業料等減免並びに非課税世帯等の学生に対する授業料等減免及び給付型奨学金を支給する。（授業料等減免：4,612億円、給付型奨学金：1,955億円、地方分も合わせて7,133億円）

2-3-2. 国立大学法人運営費交付金

○国立大学法人運営費交付金

（10,784億円⇒10,971億円（+1.7%））

物価上昇等が継続する中においても、国立大学における基礎研究の充実、文理融合、学長による経営改革及び自己収入確保策の強化を図るため、重点的な支援を実施する。

2-3-3. 私学助成

○私立大学等経常費補助

（2,979億円⇒2,987億円（+0.3%））

物価上昇等が継続する中においても、配分の見直しを通じて、理系人材や地域に必要な人材の育成を行う私立大学、研究力の高い私立大学への支援を強化する。また、経営状況が悪い大学等を対象として、「経営改革計画」の策定を交付要件として求めることとする。その進捗状況に応じて私学助成の減額等を講じた上で、指導を行っても自主的な経営改善が見込まれない場合は統合・撤退等を勧告することで、抜本的な経営判断を促す。

○私立高等学校等経常費助成費等補助

（1,003億円⇒994億円（▲0.9%））

私立高等学校等における教育の高度化等に必要な経費を着実に支援しつつ、幼稚園教諭の処遇改善を引き続き支援する。また、数理・データサイエンス・AI教育の推進等、教育の質の向上に取り組む私立高等学校等への支援を強化する。

2-3-4. 国立高等専門学校

○国立高等専門学校機構運営費交付金

(630億円⇒631億円 (+0.2%))

高専教育の高度化のため、実践的スタートアップ教育等により社会ニーズを踏まえた人材育成体制を強化するとともに、海外で活躍できる技術者の育成支援等により高専の国際化を促進する。

2-3-5. 高度専門人材の育成等

○「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業 (7億円 (新規))

地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の高等教育機関の長と地方公共団体の首長をはじめとした産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う協議体(地域構想推進プラットフォーム)の構築を支援する。

○ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業

(5億円⇒6億円 (+9.8%))

医療ニーズを踏まえた課題解決型医療人材の養成に加え、新たに地域での診療参加型臨床実習を加速化させることで地域の医療ニーズに応じた総合的な診療能力を有する医師を養成する取組を支援する。

3. 科学技術予算

3-1. 研究力向上に向けた人材育成・研究費支援

○科学研究費助成事業(科研費)

(2,379億円⇒2,479億円 (+4.2%))

※この他、7年度補正予算で300億円を計上

基礎から応用まで、全ての分野にわたる、研究者の自由な発想に基づく研究を支援する。令和8年度より新たに既存の学問体系の変革を目指す「挑戦的研究(萌芽)」において、若手研究者の挑戦を積極的に促すための若手支援強化枠を設定する。また、若手研究者を海外へ派遣する「国際共同研究強化」の拡充により国際頭脳循環を強化するとともに、若手研究者の応募が多い「基盤研究(B)」において、国際性を発揮することが期待できる研究に対する研究費の重点配分を拡充する。

○戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)

(438億円⇒441億円 (+0.6%))

イノベーションの源泉となる基礎研究を推進するため、国が定めた戦略目標の下、組織・分野を越えた体制を構築して行う研究を支援する。

3-2. AI、量子、健康・医療分野等の重要分野の研究の戦略的推進

○科学研究向け基盤モデルの開発・共用(TRIP-AGIS)

(25億円⇒25億円 (+2.0%))

※この他、7年度補正予算で28億円を計上

理化学研究所において、米国の研究機関との連携体制を構築しつつ、画像・音声など多様なデータを追加学習させることで、生命・医科学など他の科学分野で活用可能な科学研究向けAI基盤モデルの開発を推進する。

○Fundamental Quantum Science Program

(7億円⇒11億円 (+58.3%))

※この他、7年度補正予算で4億円を計上

理化学研究所において、2030年代に日本が量子技術で世界をリードすることを目指し、量子コンピュータの実用化等に向けて量子の基礎学理の研究を推進する。

○次世代医療実現バイオバンク利活用プログラム

(41億円 (新規))

革新的な創薬等の次世代医療を実現するため、バイオバンクの利活用促進により臨床情報等の充実した基盤を整備し、試料・情報を用いたデータ駆動型研究やそれらを支える研究基盤を強化する。

3-3. 大型プロジェクトの推進

○宇宙航空研究開発機構(JAXA)における研究開発

(1,545億円⇒1,548億円 (+0.2%))

※この他、7年度補正予算で600億円を計上

JAXAの技術基盤や人的資源の強化を図る。また、基幹ロケットの開発・高度化、アルテミス計画に向けた研究開発等を推進するとともに、民間事業者が主導して市場創出を目指すデブリ除去実証ミッションへの支援など民間事業者の技術力を最大限活用する取組を推進する。

○海洋・極域分野の研究開発

(400億円⇒400億円 (+0.0%))

※この他、7年度補正予算で62億円を計上

北極域研究船「みらいII」の建造等による北極域研究、南極地域観測、研究船による地球環境の状況把握等を推進する。

○フュージョンエネルギーの実現に向けた研究開発

(207億円⇒208億円 (+0.2%))

※この他、7年度補正予算で95億円を計上

国際約束に基づき核融合実験炉の整備・運転を通じてフュージョンエネルギーの科学的・技術的実現性の確立を目指すITER計画、世界最大のトカマク型超伝導プラズマ実験装置(JT-60SA)の整備・運転などのITER計画を補完・支援する研究開発を行うBA(幅広いアプローチ)活動等を推進する。

○高輝度放射光施設(NanoTerasu)の整備・共用等

(42億円⇒45億円 (+6.9%))

※この他、7年度補正予算で27億円を計上

官民地域パートナーシップの下で整備された高輝度放射光施設(NanoTerasu)について、令和7年3月から共用利用を開始しており、物質表面の電子状態が解析可能な軟X線領域で世界最高水準の放射光を利用することで、物質の機能を高速かつ高精細に可視化でき、広範な分野におけるイノベーション創出に貢献する。

○「富岳」の次世代となる新たなフラッグシップシステムの開発・整備

(8億円⇒10億円 (+22.4%))

※この他、7年度補正予算で373億円を計上

スーパーコンピュータ「富岳」の次世代となる新たなフラッグシップシステムの開発・整備を実施する。生成AIの技術革新等により必要な計算資源の需要が急拡大するとともに多様化している近年の情勢変化を踏まえ、遅くとも2030年頃に共用開始予定とする。

4. スポーツ関係予算

4-1. 地域スポーツ環境の総合的な整備・充実

○部活動の地域展開等の全国的な実施

(32億円⇒50億円 (+56.0%))

※文化部活動を含めると7年度は37億円、8年度は57億円(+54.0%)

※この他、7年度補正予算で体制整備費等として58億円(文化部活動を含めると82億円)を計上

急激な少子化が進む中でも、子供たちがスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革を推進するため、地域クラブ活動の運営や経済的困窮世帯への支援等を通じて、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進する。

○パラスポーツの振興

(6億円⇒8億円 (+22.7%))

東京2020パラリンピック等のレガシーを更に継承・発展する観点から、障害の有無にかかわらずスポーツに親しむ環境づくりを推進するとともに、パラスポーツ団体と民間企業等との連携を促進し、パラスポーツの普及・振興を図る。

4-2. 持続可能な競技力向上体制の確立

○競技力向上事業

(104億円⇒105億円 (+1.1%))

持続的に主要国際競技大会等で活躍するアスリート輩出するため、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動を支援するほか、ロサンゼルス2028大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な取組に対する支援を実施する。

○ハイパフォーマンス・サポート事業

(14億円⇒12億円 (▲9.5%))

※この他、7年度補正予算で2億円を計上

スポーツ医・科学、情報等によるトップアスリート活躍のための専門的かつ高度な支援を実施するとともに、2026アジア競技大会・アジアパラ競技大会において、アスリート等が最終準備を行うための医・科学、情報等サポート拠点を設置する。

4-3. スポーツを活用した地域社会・経済の 活力創出の強化

○Sports in Life推進プロジェクト

(2億円⇒3億円 (+38.9%))

スポーツを通じた健康増進を図るため、スポーツ人口拡大に取り組む企業・自治体・団体が連携したコンソーシアムの強化を図るとともに、民間企業のノウハウを活用し、自治体と連携しつつ、当該地域の既存スポーツ施設を活用した「生涯スポーツ」のプログラム開発等を実施する。

り、文化観光の拠点である国立文化施設の機能を強化・充実する。

5. 文化庁予算

5-1. 文化資源の持続可能な保存・活用による 地方創生の推進

○適切な修理周期による文化財の継承の推進

(244億円⇒239億円 (▲2.1%))

※この他、7年度補正予算で191億円を計上

国宝・重要文化財（建造物・美術工芸品）や史跡等を積極的に活用しながら次世代に確実に継承できるよう、適切な修理・整備や、防災・防火対策等に対する支援を実施する。また、文化財の保護・活用のための寄付の受け皿を整備する。

5-2. 世界に誇る多様な文化芸術の創造・発信と人材育成

○現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進

(37億円⇒46億円 (+25.2%))

劇場・音楽堂等における子供の鑑賞機会を提供する取組や実演芸術の創造発信、人材育成、普及啓発、実演芸術団体等と地方の劇場・音楽堂等との事業連携などへの支援を通じ、劇場・音楽堂等の芸術拠点としての機能を強化する。

5-3. 文化振興を支える拠点等の機能強化・充実

○国立文化施設の機能強化等

(324億円⇒335億円 (+3.3%))

※この他、7年度補正予算で17億円を計上

我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核であ

AMRO 事務局長兼 CEO の視点(1)

—なぜいま、ASEAN + 3 (日中韓) なのか

AMRO 事務局長兼 CEO 渡部 康人

著者プロフィール

東京大学卒。イェール大学修士。1992年に大蔵省に入省し、アジア開発銀行理事代理、AMRO次長、アジア開発銀行予算人事局長、財務省国際局長等を経て、2025年5月から現職。



はじめに

世界経済はいま、大きな転換期を迎えています。地政学的緊張の高まりやサプライチェーンの再編、そして国際経済秩序の変化など、世界経済を取り巻く環境は大きく揺れ動いています。こうした中で、東アジアにおける地域金融協力の重要性はこれまで以上に高まっています。

私は2025年5月末に、シンガポールにある国際機関AMRO (ASEAN + 3 マクロ経済リサーチオフィス) の事務局長兼CEOに着任し、まもなく1年が経とうとしています。

着任以来、AMROの国際的なプレゼンスを高めることを重要な目標の一つに掲げ、国際メディアであるブルームバーグやCNBCの生インタビュー、国際的な論考サイトであるプロジェクトシンジケートへの寄稿などに取り組んできました。こうした活動により、東南アジアを中心に、AMROの知名度が徐々に高まっていることを実感しています。

一方で、日本国内では、まだ十分に知られているとは言えません。この「ファイナンス」での連載を通じて、AMROの活動や地域経済の動向について、少しでも多くの方にお伝えできればと考えています。

まず初回となる今回は、AMROの活動の基盤となっているASEAN + 3 (日中韓) の意義について、私自身の視点から簡単に紹介したいと思います。

「分断の時代」における地域金融協力の意味

世界経済はいま、「分断の時代」に入っていると言われています。米中対立、サプライチェーンの再編、地政学的緊張。「どちらの側に立つのか」という問いが、経済の領域にまで入り込んできています。

しかし東アジアには、もう一つの選択肢があります。

それが、ASEAN + 3、即ち、東南アジアの国々で構成されるASEANと、日本、中国、韓国が加わった地域協力の枠組みです。

日本は、域内でどう見られているか

日本国内では、財政、金融政策、成長戦略を巡る議論が続いています。しかし一度、視点を国外に移してみましょう。ASEAN諸国にとって、日本は依然として重要な経済パートナーです。

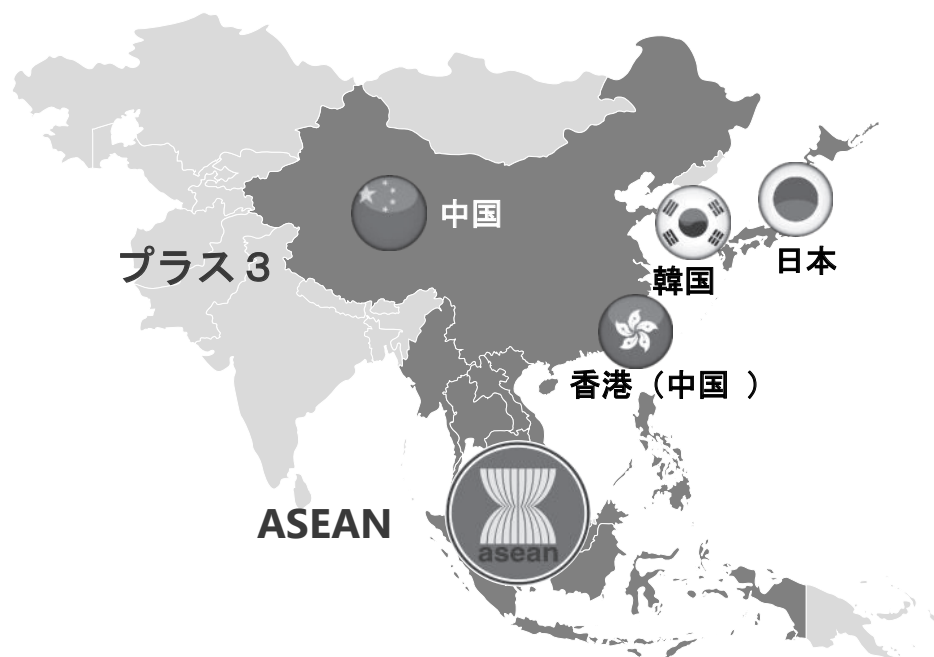
貿易では約1割を占める主要相手国であり、累積ベースでは最大級の直接投資国です。日本企業は長期的視点で投資を行い、現地経済に根差した活動を続けてきました。その姿勢は現在も高く評価されています。

同時に、ASEAN側からは次のような問いも聞かれます。

「日本は、再び成長できるのか。」

世界金融危機やコロナ禍などのショック期を除けば、ASEAN諸国の多くは実質成長率5%前後を維持しています。一方、日本の成長率は長年にわたり2%未満にとどまってきました。経済規模を見ると、2000年には、日本の名目GDPが約5兆ドル、ASEAN10か国の合計が約0.6兆ドルだったのに対し、2025年には両者ともに約4兆ドルとなり、ほぼ同規模となっています。

図：ASEAN + 3地域



日本が成長力を高めることができなければ、地域における存在感が相対的に低下することにもつながります。国際的な議論において、単純な経済規模の問題も避けては通れないことを認識する必要があります。

中国とのバランスという現実

ASEAN諸国は、中国との経済関係も急速に拡大させています。貿易、投資、供給網。どれをとっても、中国は規模の上で大きな存在であるという現実があります。しかし同時に、「過度な依存」への懸念も広く共有されています。

投資が現地経済へ十分に波及していないのではないかと。

供給網が一方に偏っていないか。

地政学的リスクに巻き込まれる可能性はないのか。

複雑かつ多層的に結びついた国際経済環境のなか、二者択一を迫られることは、ASEAN諸国にとって経済的に現実的な選択肢ではありません。「あれかこれか」という二者択一を迫られる立場におかれることを極力回避しつつ、主要なパートナーと同時に関係を築きながら安定した経済関係を維持することが現実的と

とらえられています。

そのための枠組みとして機能してきたのがASEAN+3であり、私は、この点こそがASEAN+3の本質的な存在意義だと考えています。

ASEAN + 3の根幹

ASEAN+3は、金融協力とマクロ経済対話を軸に発展してきました。その出発点は1997年のアジア通貨危機です。急激な資本流出と通貨下落の中で、多くの国が深刻な金融危機に直面しました。当時、地域には十分な危機対応の仕組みがなく、各国はIMFを始めとする国際機関の支援に依存せざるを得ませんでした。この経験が、域内で金融安全網を整備する必要性を強く認識させることとなります。

その後、2000年にASEAN+3はチェンマイ・イニシアティブ（CMI）を立ち上げ、二国間通貨スワップのネットワークを構築しました。さらに2010年にはこれを多国間化したチェンマイ・イニシアティブ多国間化契約（CMIM）が発効し、現在では2,400億ドル規模の地域金融安全網へと発展しています。また、この枠組みを支えるサーベイランス機関としてAMROが設立されました。

これまで、ASEAN+3地域はリーマンショックや



新型コロナウイルス感染症の拡大など大きな危機を経験しましたが、CMIMが実際に発動されたことはありません。

しかし、金融安全網の役割は必ずしも実際に使われることだけにあるわけではありません。大規模な流動性支援の枠組みが地域に存在すること自体が市場に安心感を与え、危機の拡大を抑制する効果を持つからです。言い換えれば、CMIMは「使われないこと」によって、その役割を果たしている側面もあります。

広がる金融協力

もともと、ASEAN+3の金融協力はCMIMにとどまりません。過去20年余りの間に、地域金融協力はさまざまな分野へと広がってきました。

その一つが、アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)です。これは、域内通貨建ての債券市場を育成することで、外貨建て資金への依存を減らし、通貨ミスマッチのリスクを軽減することを目的としています。

また近年では、気候変動に伴う自然災害への対応として、災害リスクファイナンスの強化も重要なテーマとなっています。

そして現在、新たなテーマとして、デジタル技術を活用した国際決済における地域連携についても議論が始まっています。このように、ASEAN+3の金融協力は、危機対応のための安全網にとどまらず、金融市場の発展や新たなリスクへの備えへと広がっています。

AMROの役割

こうしたASEAN+3の金融協力を支えているのが、AMROです。AMROは、CMIMを支えるサーベイランス機関として設立され、域内経済の動向や潜在的なリスクを分析し、加盟国間の政策対話を支える役割を担っています。

AMROの活動の中心は、域内経済の動向とリスクを分析するマクロ経済サーベイランスです。域内各国の経済状況を継続的に分析し、金融安定に関するリスクを早期に把握することで、危機の予防と経済の強靱性の確保に貢献しています。

同時に、AMROはASEAN+3の財務当局および中

央銀行が参加する「ASEAN+3ファイナンスプロセス」の実質的な事務局としても機能しています。閣僚級会議、財務官級会議、実務者級会合の議論を支援し、政策対話を円滑に進める役割を担っています。

さらに、加盟国に対する技術支援や能力構築の分野でもAMROの役割は拡大しています。財政運営、金融政策、金融規制などの分野で政策当局との協力を深めることで、域内経済の安定と持続的な成長を後押ししています。

最後に

本稿を皮切りに、今後この連載を通じて、ASEAN+3の金融協力や地域経済の課題について、私自身の視点から継続的に取り上げていきます。

齋藤通雄氏に聞く、国債の非居住者向け税制と決済制度改革（前編）

野村資本市場研究所 研究理事
東京大学 特任准教授

齋藤 通雄
服部 孝洋

非居住者向けの源泉徴収免除制度

服部 「ファイナンス」の1月号と2月号で国債の決済について解説しました。その際、振替決済制度（振込制度）についても丁寧に説明しましたが、2000年以降、国債の制度が様々な形で変わる中で、振込制度も大きく変化しました。もっとも、服部（2026a, b）では、振込制度にかかる制度改正や法律上の論点・工夫、税制については記載していません。しかし、証券決済の基盤ともいえる振込制度が生まれた経緯を記載しておくことの価値は高いと感じています。齋藤理事は、その時に理財局国債課に課長補佐でいらっしゃったということで、今回はその時の制度改正の経緯についてお聞きできればと考えています。なお、紙幅の関係上、国債の決済の基礎については服部（2026a, b）の内容を前提とします。

まず、そもそも理財局において、国債の決済についてはどのような体制になっているかを教えてもらえますでしょうか。

齋藤 理財局国債課の観点から見ると、国債をどう発行していくのかについては、マーケット業務でいえば、いわゆるフロント業務と整理できます。関心も高いですし、自分たちの担当領域だと思っています。その一方、決済は多くの金融機関でバックオフィス業務として取り扱われていますが、理財局においても似たようなところがあります。国債の決済制度のかなりの部分は財務省が日銀に委託しています。実態としては、日銀に任せている部分がほとんどで、理財局側から改革等を求めることは非常に限られています。

また、例えば、決済期間をどうするか、あるいは、決済をグロスで行うのかネットィングするのかというような話は、市場慣行的な部分が多いですし、どの役所の担当かという意味でも、財務省というよりは金

融庁が担っている部分が多いと思います。そういう意味では、正直に申し上げて、私自身が理財局にいた時、決済周りの話は、かなりの部分を受け身で対応していました。日銀から相談が来たり、金融庁から相談が来たりして、それに対応するというのが多かったという印象です。

一方、決済に関連して、財務省がイニシアチブを取ることもありました。その代表例が非居住者向けの源泉徴収免除制度の導入と、それに伴う決済の面での改革です。これは理財局だけではなく、主税局も一緒に実施しました。税制改正という財務省マターとそれに付随する事項だったので、財務省が主導していたといえます。

服部 非居住者向けの源泉徴収免除制度に関しては、齋藤理事は当時補佐として対応されていたか。

齋藤 はい、当時は担当補佐でした。私が決済に関連して大きく関わったものの一つが、税制改正に伴う制度の見直しです。もう一つは、社債等振替法で国債を対象にするとときに、国債に関する条文を入れる作業です。社債等振替法は金融庁が主管している法律ですが、社債にはないものとして、例えば国債にはストリップスがあります。ストリップスにも対応できるような条文を入れる必要があり、その条文作成を行いました。

振替法ができる前から、国債については振替決済制度がありましたが、社債については登録制度だけで振替決済制度はありませんでした。また、CPのように民間主体が発行する有価証券でペーパーレス化ができないものがあるという問題意識もありました。これらが金融庁の動機、つまり振替法を作ることの狙い・目的だったと思います。構想が有価証券全体のペーパーレス化の法案ということであれば、当然国債もその中にパーツとして入るので、理財局も関わることになったという流れです。



振替法以前の時代

服部 そもそも2003年に振替法ができる以前は、どういう法体系になっていたのでしょうか。

齋藤 当時、国債には、現物（券面）としての国債のほか、ペーパーレス化されたものとして登録債と振込債の二つがありました。国債に関する法律では、従来から、国債は無記名証券か登録債と規定されています。

服部 服部（2026b）で説明しましたが、1905年に登録国債制度ができ、国債の保有者が請求を行い、日銀にある「登録簿」に氏名等を記載することで、実際に国債を物理的に保有しなくても国債の保有が可能になりました。登録国債制度に基づく国債を登録国債（又は登録債）と呼ぶ一方、国債決済振替制度に基づく国債を振込国債（又は振込債）と呼ぶこともあります。

齋藤 はい、登録債は、登録すれば現物債は出しませんという世界の国債です。ただし、一旦登録しても、登録をやめて現物債でもらうこともできます。国債に関する法律によって、国債は現物債あるいは登録債というのが、今の振替法ができる前の世界でした。

2002年までの旧振込制度は、そのような、国債は現物債か登録債という前提に基づくものでした。その頃から振込決済制度は日銀によって運営されていましたが、振込制度を利用する人は、保有している自分の現物債を、口座を管理する金融機関に預ける（寄託する）、そういう法律構成になっていました。間接参加者は、お客さんから預かった現物債を顧客口の分として、間接参加者自身が持っている自己口の分とともに、上位の直接参加者に預けます（寄託します）。直接参加者は、同様に、顧客（間接参加者を含む）から預かった分と自己保有分の双方を日銀に預けます（寄託します）。このように寄託することを積み重ねていった結果、最終的に全ての現物債が日銀に寄託され、日銀はその預かったものを日銀名義で一括登録する、法律的にはこのような仕組みでした。

服部 このように日銀に向かってどんどん預けていくから、階層構造になるわけですね。

齋藤 そのとおりです。また、旧振込制度の下では保有者が現物債を預けるという法律構成なので、保有者

が望めば現物で引き出すこともできますし、さらにそれを自分の名義で登録することもできます。さっきもお話ししたように、現物債と登録債が行ったり来たりできるような仕組みだったので、登録債と振込債もつながっている（行き来ができる）制度だったのです。

服部さんが書かれていた「経済セミナー」*1では、振込債と登録債の分断および市場の流動性について議論されていましたが、実態としては、振込債なのか登録債なのかということは、実際に売買をしている当事者は意識をしていないのではと思いました。当時、証券会社でJGBを担当していたディーラーにも確認しましたが、国債を売買している人が、その国債が振込債なのか登録債なのかということは全く意識していなかったようです。実際にどのようにその決済がなされるかという、バックオフィス側で振込債か登録債かを確認した上で、それに応じて決済処理をしていたということだと思います。

服部 たしかに現在の実務でも、決済についてはバックオフィスに任せてしまっている部分が少なくないですね。証券会社では分業が進んでいるので、バックオフィスが決済の細かい業務を担当することで、フロントが顧客対応やトレーディングに集中できるような体制が築かれています。

税制がもたらす市場の分断

齋藤 私の見立てでは、市場の分断を生んでいたのはむしろ税制の問題だったと思います。この論点は、まさにその後の非居住者非課税制度の導入にもつながっていきます。

服部 まず前提となる話を整理すると、そもそも源泉徴収制度とは、国債保有者に利子が支払われる場合を例に取れば、当該利子の支払者（この場合は国）が、支払利子に対して一定の割合で税を予め徴収して税の納付先に納付し、国債保有者に当該徴収分控除後の利子を支払うという制度です。一般的に、源泉徴収という仕組みは、事務手続きの効率化に資すると共に、税の先取りの性格も持っていると考えられています*2。源泉徴収という仕組み自体は海外でも広く採用されている制度です。

*1) 白川・服部（2025）を参照。

*2) なお、昭和63年から平成27年までは、公社債の利子所得は源泉分離課税となっていました。

図表1 非居住者の受け取る国債利子課税のグローバル・スタンダード（平成11年度（1999年度）当時）

非居住者の受け取る国債利子課税のグローバル・スタンダード

- OECD 源泉徴収（利子支払い地国課税）か、情報交換（投資家居住地国課税）か、少なくともいずれか一方が必要
- EU EU加盟国間のクロス・ボーダー利子所得課税に関し、EU蔵相理事会（97年12月）は、源泉徴収方式か（EC指令案（98年5月）では、最低20%）、本人確認の上情報提供方式のいずれか、又は両方式を併用することに合意
- 米国 非課税の要件として厳格な非居住者確認があり、仮に確認がなければ31%の源泉徴収。このような厳格な本人確認制度の前提として、全ての国債が券面不発行となっており、振替決済制度によって流通

(出所) 税制調査会

齋藤 非居住者向けの非課税制度が導入される前の時代に、国債に関する税制としては、指定金融機関が受け取る国債利子に対する源泉徴収の免除制度がありました。税務当局からは、金融機関であればきちんと法人税の申告をするであろうから、受け取った利子に対しても正しく課税できるので、源泉徴収で先取りしておく必要はないと考えられていたようです。それ以外の投資家が受け取る場合、例えば事業法人や個人、あるいは海外の投資家が受け取る国債の支払利子に対しては、2割の源泉徴収があったわけです。そして、利払い時に源泉徴収対象となる国債は「課税玉」、対象にならない国債は「非課税玉」と呼ばれていました。この二つに分断が生じていたわけです。

当時、何が厄介だったかという点、非課税玉から課税玉へはいつでも変更できるのに対し、課税玉から非課税玉への変更は利払いのタイミングでしか行えない、ということでした。例えば、金融機関が持っている国債が事業法人に売却された場合、事業法人に渡った瞬間からその国債は課税玉としての扱いを受けるようになり、利払いのタイミングが来ると源泉徴収が行われます。これに対し、逆に事業法人が持っていた国債を金融機関が買い取った場合、その国債は課税玉のまま、利払い日が来ると源泉徴収がなされ、新しく次の利子計算期間がスタートするところようやく非課税玉として扱われるようになるわけです。このように、一旦課税玉となってしまうと、利払いのタイミングが来るまでは誰が保有者になろうと課税玉のままだったのです。そこが大きな問題でした。

このような事情があると、海外投資家を含めてプロ

の機関投資家は、源泉徴収される課税玉を持ちたくありません。その結果、市場が分断され、利払時に支払われる利子の8割しか受け取れない課税玉は、避けられがちになりました。

海外に目を転じると、当時、日本以外の主要国では、海外投資家向けに国債利子の非課税制度が設けられていました。もともと国債利子について源泉徴収がない国もありますし、源泉徴収がある国でも海外投資家向けの源泉徴収免除制度ができていたので、主要国の中で国債を保有する海外投資家に源泉徴収が行われるのは日本だけでした。90年代半ば以降、金融自由化が進み海外投資家の参入が増える中で、源泉徴収をなくしてほしいという話も増えました。また、以前お話ししましたが、1990年代には円の国際化という文脈の中で、海外投資家の日本国債市場へのアクセスをより容易にしましょうという議論もなされていました。

服部 当時の税制調査会の資料をみると「主要国では、外資導入促進の観点から、非居住者の受け取る国債の利子等の源泉徴収が免除されています。それらの国の国債流通システムは、わが国と異なり、ブックエントリー・システム（振替決済制度）に一本化され、これを前提として、本人確認及び資料情報の収集が効率的かつ的確に行われる仕組みになっており、適正な課税が確保されています」という指摘がなされています*3。

齋藤 そのような流れを受けて、財務省としても何ができるか、改革を検討し、それでは他の主要先進国と同じように、日本国債にも非居住者向けの源泉徴収免除制度を入れましようとなりました。海外投資家に対して源泉徴収しないという制度が実現に至るわけです。

*3) <https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/etc/1998/zeichoc1.html>



図表2 主要国における国債利子に関する課税関係（平成11年度（1999年度）当時）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
居住者 ・ 内国法人	20%（住民税5%を含む。）の税率による源泉徴収	納税者番号の開示により総合課税 (注) 納税者番号を開示しない場合、31%の税率で源泉徴収	総合課税（20%の税率による源泉徴収あり） (注) 受領者情報は税務当局に送付される。	総合課税（30%の税率による源泉徴収あり）。店頭利札を持参した場合、35%の源泉徴収 (注) 必要経費控除後、6千マルク（約43万円）までの貯蓄者控除あり（利子5%として元本ベースで約860万円の非課税貯蓄）	(a) 総合課税（源泉徴収なし）又は (b) 25%の税率による源泉分離課税の選択 (注) 受領者情報は税務当局に送付される
非居住者 ・ 外国法人	15%の税率による源泉分離課税	全て登録債であり、厳格な本人確認の上で、非課税	登録国債利子は、本人確認の上で非課税 現物債（過去に発行）は20%の源泉徴収	全て登録債であり、本人確認の上で非課税 （利札を店頭を持参した場合、35%の税率で源泉徴収）	全て登録債であり、厳格な本人確認の上で非課税
国債 流通市場	・ペーパーベースの登録債あり ・現物債あり	・ブック・エントリー ・現物債なし	・ブック・エントリー ・現物債なし	・ブック・エントリー ・現物債なし	・ブック・エントリー ・現物債なし

(出所) 税制調査会

源泉徴収逃れ（ストリートネーム）

齋藤 実は、その税制改正前から、源泉徴収を避けたい海外投資家は名義貸しによって源泉徴収を逃れていました。その名義貸しというものは、当時、横文字だとストリートネーム、直訳すれば「通り名」ということですが、そのように呼ばれていました。なぜそんなことが可能だったかという、登録債の場合、日銀が登録機関として誰がどの国債をいくら持っているかを管理しているのですが、登録債の名義変更が紙ベースで可能ということが利用されました。

では、海外投資家はどのようにして源泉徴収を免れていたのか。もともと国内金融機関名義で源泉徴収されない、非課税玉の国債を、登録債で購入するわけです。そして、登録債の名義変更届けの売り手の欄にその金融機関の名前を書いておいてもらいます。買い手の欄に自分の名前を書いて日銀に持って行けば、登録名義を変更できますが、それをすると課税玉になって源泉徴収されてしまうので、名義変更手続きを行わず、日本の金融機関名義のままにしておきます。ただ、そのままだと名義人の日本の金融機関に対して利子が支払われてしまうので、海外投資家は、利払い日が来る前に国債を売却し、売り手欄に日本の金融機関の名前が書かれた登録名義変更届けを売却の相手方に渡します。そうすると、非課税玉のままで一定期間保有していたということで、保有期間に対応する経過利子を丸々受け取ることができます。ちなみに、国債の売買時にやり取りされる経過利子については、利払い時に源泉徴収され

る課税玉の場合は8掛け、非課税玉であれば全額を、買い手が売り手に支払うというのが市場慣行でした。

実態としてはそういう形で海外投資家は源泉徴収を免れていました。買い手欄空欄の名義変更届の紙を受け取っているとはいえ、日銀の登録簿上はあくまでも金融機関が持っている国債で、自分の名義で登録されていないわけですから、海外投資家側にとってもそれなりにリスクがある。そのリスクを気にする海外投資家で、かつ源泉徴収されたくない人は、日本国債を持ってない。そういう状況になっていました。

それで、99年から非居住者向けの源泉徴収免除制度導入に至るのですけれども、1999年度税制改正なので、98年の段階で、今お話ししたようなことも問題意識として持ちつつ、どういう制度を入れるのか、主税局と議論を積み重ねました。

源泉徴収免除を振込制度のみに適用

服部 当時、国債課の補佐のころですよ。

齋藤 まさにそうです。主税局と何度も夜中まで議論して、1999年の春に税制改正法案が通り、99年9月から非居住者向けの源泉徴収免除制度が始まります。その主税局との議論の中で、海外投資家は実は登録債を使って名義貸しの形で日本国債を持っていますというような話もしました。これは秘密でも何でもなくて、そういうことが問題だという論文も、当時世の中に出ていました。主税局も当然そういう状況は認識していたわけです。

重要なポイントは、99年の税制改正で、非居住者向けの源泉徴収免除制度を入れるときに、振込債限定とした点です。振込債は、口座を管理している金融機関が自分の顧客がどういう人なのか把握しているので本人確認をしやすい。海外投資家に対してもう源泉徴収しないのだから、振込債でいいですよ、というのが主税局の主張でした。そして、事実上の脱税のような使い方をされる登録債は、源泉徴収免除の対象から外していくという意味決定がされたわけです。その結果、2001年以降は、金融機関も振込債でなければ源泉徴収免除しません、登録債で持っている分はとにかく全部源泉徴収対象ということになりました。

服部 そこで振込債に収斂していったわけですか。

齋藤 そうです。非居住者だけでなく、金融機関も振込債で持っていないと源泉徴収されることになったからです。2001年からそうなることになったので、1999年から2000年にかけて、金融機関の人たちも一斉に登録債をやめて振込債にシフトしていきました。したがって、私の見解では、あの時に登録債から振込債に一本化されたのは、税制が一番大きな要因です。さっきお話しした課税玉、非課税玉という点でいうと、非課税玉で売買をしたい人たちはもう全員、振込債を使うしかなくなりました。

服部 このあたりの経緯はなかなか文献では遡れないという印象を受けています。

齋藤 服部さんが知っている現在の世界は、色々な変化を経て仕上がった後の世界なのだと思いますけれども、私が国債マーケットに関わったのは、まさに税制改正など制度変化が多い時期でした。

外国間接参加者制度

服部 その後税制でJGBに関して大きな変化はあったのでしょうか。

齋藤 ありました。今お話をしたように、99年の9月から振込債限定で非居住者に対して利子の源泉徴収免除という仕組みを入れましたが、その時点では、海外投資家、非居住者が「グローバルカストディアン」（以下、「G・C」と呼ばれる海外の金融機関（日本の制度では信託銀行が行っているような業務を営む金融機関）に、自分の資産を一括して預けて管理をしてい

るという意識がありませんでした。逆に言えば、外国間接参加者制度、すなわち、G・Cを日銀の振替決済制度の中に取り込むということは1999年の改正段階では考えられていませんでした。

1999年改正時に、「こういう形で振込債限定で非居住者向けの新しい源泉徴収免除制度を入れますよ、大丈夫ですよ」という話を証券会社などに確認をして「大丈夫です」という答えをもらっていました。それを前提に、主税局とも話をして、税制の法律や政省令で必要な手当てを主税局にしてもらったわけです。

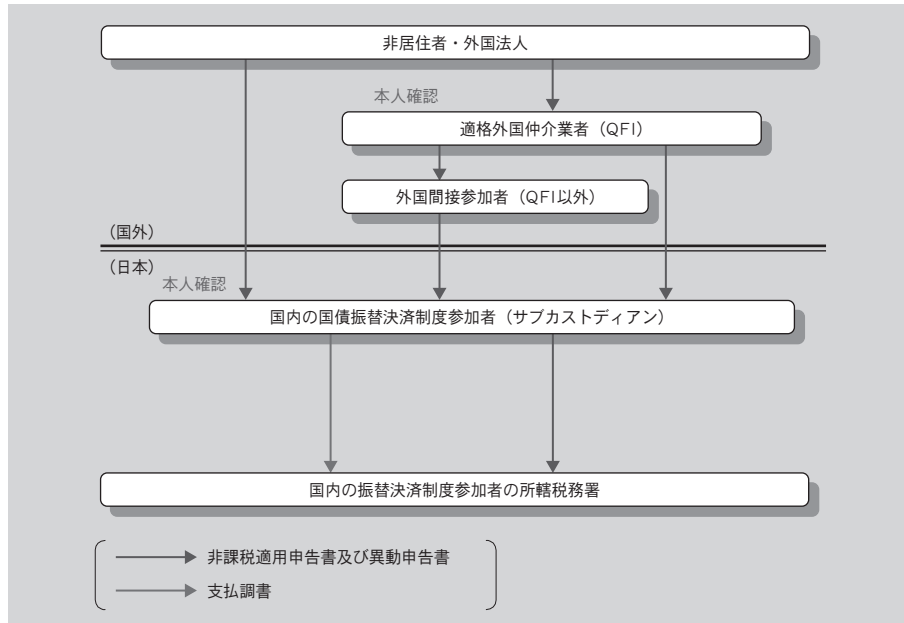
ところが、「こういう新しい制度が入りました。海外投資家の皆さん、源泉徴収がかからないので、日本国債を持ってください」という話をしたところ、海外投資家の方からこれでは使えないという話が出てきました。具体的には、G・Cに自分の資産を全部一括して預けて管理してもらっているけど、日銀の振替決済制度のシステムの中に、自分たちが資産を預けているカストディ銀行は入っていないので、自分たちは振込債を持ってない、したがって源泉徴収免除を受けられないと言われたのです。せっかく主税局にも苦労して作ってもらった新しい制度が機能しないことが判明しました。

このため、G・Cに預ける形で日本国債を保有する海外投資家にも源泉徴収免除の恩恵が受けられるような仕組みを作り直さなければならなくなりました。主税局に怒られたり嫌味を言われたりしながら税制改正をもう一度やってもらうと同時に、旧振込制度ですけど、振替決済制度の中に、G・Cを外国間接参加者、外国仲介業者として取り込むという作業が必要になりました。G・Cは日銀と直接の取引関係はないので、間に日本の金融機関（直接参加者）を入れる、そして、G・Cは顧客である海外投資家の本人確認をKnow Your Customerルールできちんと行い、その情報を、振替決済制度の階層構造の中で、G・Cの口座を開いている日本の金融機関に上げていくことにする。そうすることで、日本の税務当局が必要なときには海外投資家の氏素性をきちんと確認できる仕組みにするということを、2001年に向けてやったわけです。

その結果、2001年4月から、振替決済制度の中に外国間接参加者が入るという仕組みができ、国債をG・Cに預ける形で持っている海外の投資家も、利子の源泉徴収免除の恩恵が受けられるようになりました。



図表3 非居住者等非課税制度の適用に係る手続等の概要



(出所) 財務省

このように、今の非居住者向けの制度は実は二段階を踏んでいて、一回目のところでは副次的にですけど、指定金融機関も振決済限定にすることで、国債保有形態を振決済にシフトするという効果が生まれました。そして、本当に海外投資家を取り込む仕組み作り、振替決済制度の中に海外の金融機関も間接参加者としてぶら下がり、そうした金融機関を通じて海外投資家が日本国債を保有するという仕組みが、二段階目の方でできたということですね。

服部 外国人向けの政策という整理もできますが、国債の海外投資家を増やしたいという問題意識は当時ありましたか。

齋藤 少なくとも先進国で見ると、海外の投資家に対して支払われる国債の利子に源泉徴収はかけないというのが当時グローバル・スタンダードになっており、それに合わせたというのはあります。また、円の国際化という大きな文脈の中で、円資金を持った海外投資家がリスクフリーで運用できる手段として、国債のマーケットをもっと海外投資家に使いやすいものにしようという機運もありました。短期市場の改革の中で、FBの市中公募という話も出てくるわけですけど、それらとはまた別のものとして、国債の利子についての非居住者向けの源泉徴収免除制度を入れたということです。

ちなみに、マーケットで実際に売買をしている人、例えば証券会社のトレーダーや、投資家担当のセール

スの人たちは、売買の取引部分はものすごく意識しているけど、約定された後どのように決済されるかというバックオフィスの話にはあまり意識がない、あるいは関心がないように見えました。つまり、それぞれの金融機関のバックオフィスの人に任せているという感じでした。非居住者向けの新しい税制を作った際、フロントの人はこれで非居住者は持てるようになりますと言っていたのですが、蓋を開けてみたら、バックオフィス側まで話が行った時、初めて、カスタディアンに預けるのだからこれではだめです、という話が出てきました。

そのため、非居住者向けの制度改正の2回目の時には、フロントの人たちに確認しているだけでは不十分だということで、G・C自身やバックオフィス業務を担当している人たちにも直接確認しに行き、本人確認した情報をこういう手順で階層構造の上の層に上げてもらうことはできるよねということなどを確認して作業をしました。

(後半に続く)

参考文献

- [1]. 白川方明・服部孝洋 (2025) 「日銀は短期金融市場にどう向き合ってきたのか：白川方明 元日銀総裁インタビュー」『経済セミナー』2025年12月・26年1月号：101-109.
- [2]. 服部孝洋 (2026a) 「日本国債決済入門—基礎編—」『ファイナンス』, 30-37.
- [3]. 服部孝洋 (2026b) 「日本国債決済入門—基礎編—」『ファイナンス』, 22-30.

地域課題解決サポートセミナー

～人口減少時代の地域交通戦略～について

東北財務局理財部融資課 調査官 松尾 優美 / 調査官 橋本 康広 / 課員 安江 奏楽

1. はじめに

東北財務局（以下、「当局」）は、令和8年2月12日、仙台市において、東北地方の地方公共団体（以下、「地公体」）の交通・財政担当者等を対象に、地域交通の確保に向けた課題解決をテーマとしたセミナーを開催した（東北運輸局と共催）。

本セミナーでは、国、地域交通の課題解決に取り組む地公体や交通事業者から、国の施策や先進的な取組事例などについて説明があり、対面・Webで参加した東北地方の83の地公体等、142名に幅広く共有が図られた。

本稿では、本セミナー開催の背景や内容について紹介する。

2. セミナー開催の背景

当局は、住民生活に密着した社会資本整備や災害復旧などの地域のニーズに応えるため、地公体向けに財政融資資金の融資を行う中で、融資先である地公体の財務状況分析（財務状況把握）や実地監査等にも取り組み、地公体の様々な現場の実情を伺っている。

こうした中で、人口減少や高齢化が特に進んでいる東北地方では、バス路線の維持や移動手段の確保など、地域交通の維持が地公体の直面する大きな課題の1つとなっていることを把握した。

その一方で、各地公体が個別に自地域の実情に合った先進的な取組などを探し出すには限界があるため、持続可能な地域交通の確保に向けて課題や知見を共有し、共に考える場を持つことが有益と考え、本セミナーを企画することとした。

しかし、当局は、交通分野の専門性を持ち合わせていないため、全国的な情報を持つ財務省理財局の支援を受けつつ、地域公共交通の活性化に関する業務を行っている東北運輸局に協力を依頼し、連携して取り組むこととした。

3. セミナー開催まで

地公体からは、交通政策に関わる制度や財源、先進事例について紹介して欲しいとの要望が聞かれていたため、本セミナーは国の機関からの施策の説明と先進事例の紹介を内容とする事とした。

先進事例については、東北運輸局から3つの地公体の事例を紹介いただいた。本セミナーで紹介する事例については、日頃の地公体との接触機会を通じて、人口規模が比較的小さい地公体から職員や財源の不足などが構造的な課題であるとお聞きしていたため、比較

地域課題解決
サポートセミナー
～人口減少時代の地域交通戦略～

申込締切

2/6 金

対面 WEB (Teams) 併用

2026年(木)
2月12日
13:15～16:15

参加費 無料

人口減少・高齢化の進行に伴う地域交通の確保・課題に対する国の施策等、実際の取組・運用事例をご紹介します、解決のヒントを探ります！

本セミナーのチラシ

本セミナーのチラシ



的小規模な地公体の持続可能な取組を共有できればと考えた。

また、東北運輸局からは、地公体に加えて地域交通の担い手である交通事業者の視点も有益ではないかとの提案と共に、専門家を紹介いただいた。

その結果、約3時間という限られた時間の中で、7名の講師から、地域の課題解決に向けて第一線で取り組まれている地公体の担当者向けに、施策や取組に至った経緯、苦労している点や財源措置を含めた持続可能性を確保するための工夫などを紹介いただけたこととなった。

プログラム	
持続可能な地域交通の実現に向けた課題と国の支援策 東北運輸局 交通政策部 交通企画課長	木幡 隆介 氏
財政投融資における地域交通への取組 財務省 理財局 計画官	鳩間 正也 氏
「鶴岡市内循環バス再編」～交通事業者と市の地域連携～ 庄内交通株式会社 専務取締役 山形県 鶴岡市 企画部 地域振興課 専門員	高橋 広司 氏 下本 敬己 氏
「ふれあいバス・巡回バス」～住民共助組織の立ち上げ～ 秋田県 三種町 企画政策課長	加藤 登美子 氏
「おきたく」～地域住民による主体的な課題解決～ 山形県 南陽市 みらい戦略課 企画振興係長	船山 綾子 氏
交通事業者からみた地域公共交通の現状と課題 株式会社ミヤコーバス 執行役員 管理部・営業部総括兼管理部長 地域公共交通東北仕事人	奥山 武信 氏

本セミナーのプログラム

こうして本セミナーの企画から開催に至るまで、私達の手で地域課題に関する情報を収集して、課題解決に向けた情報提供の場を作り上げていく面白さを感じた一方、私達の考えが企画内容を左右する分、地公体の皆様の共感を得る内容としなければという責任感と緊張があった。

プログラムを決定してからは、講師との講演内容や日程の調整、地公体をはじめとした関係者への周知など、短期間での作業となったが、皆様のご協力により無事にセミナー当日を迎えることができた。

4. セミナー当日の様様

冒頭、東北運輸局の木幡隆介氏から、交通空白の解消に向けた国の支援策や持続可能な移動手段を確保するための最新の取組が紹介されたほか、地域の実情に

応じた交通ネットワークの再編や官民連携による体制強化の重要性が説明された。

続いて、財務省理財局の鳩間正也氏から、地域交通の課題解決に活用可能な地公体向け融資（地方債）及び事業者向け出融資（（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構、（株）日本政策投資銀行）の説明があった。また、（株）日本政策金融公庫による地域交通事業の承継支援が紹介された。

国の施策等の説明に続き、地公体や交通事業者の皆様から先進的な取組事例が紹介された。

始めに、山形県鶴岡市の下本敬己氏、庄内交通（株）の高橋広司氏から、市と事業者が連携してバス路線を利用者視点で再編した結果、利用者数が約6倍に増加した事例が紹介された。バス利用者の減少が続く中で、全国的に路線廃止が増える状況とは対照的に、庄内交通（株）は高齢者が利用しやすい交通環境の実現を目指し、住宅地に入って行けるような小型車両を導入して「1時間に1本バスが来る環境」にこだわるなど、あえてルート・便数・バス停を増やして利便性の向上を図った。鶴岡市は、交通担当に限らず横断的に市の関係部署が連携し、バス停の配置位置など利用者視点の環境整備を支援した。この再編には、財政融資資金（過疎対策事業債）を活用した。

次に、秋田県三種町の加藤登美子氏から、住民・事業者・行政が連携して交通体系を構築し、持続可能な仕組みを共創している事例が紹介された。

交通事業者でカバーしきれない地区においては、各自治会等の協力を得て、住民ドライバー（住民共助組織）による運行が実現したことが特徴的である。均一



庄内交通（株）
専務取締役 高橋 広司氏



山形県鶴岡市 地域振興課
専門員 下本 敬己氏



山形県南陽市 みらい戦略課
企画振興係長 船山 綾子氏



地域公共交通東北仕事人
（株）ミヤコーバス 奥山 武信氏



運賃の導入や時刻表の作成、停留所配置の見直しなど、利用者に分かりやすい仕組みを整備した結果、高齢者から学生やスポーツ少年団の需要にも繋がり、利用者数が着実に増加した事例である。また、高齢者が中心の住民ドライバーの生きがい創出になっていることも紹介された。三種町の人口は約1万4千人と、東北地方の地公体の人口中央値（約1万3千人：令和7年1月1日住民基本台帳人口）に近く、自地域に重ね合わせて聞くことができた参加者も多かったと考えられる。

続いて、山形県南陽市の船山綾子氏から、乗用タクシーを活用した「おきタク」について、運行状況や財源について詳細な説明があり、地域のニーズに応じて制度を柔軟に設計した事例が紹介された。同市沖郷地区においては、地区長等が地域公共交通検討会を発足させるなど、住民の主体的な取組による課題解決が図られた。地区負担金として一戸200円を徴収する合意形成が図られたことが特徴的である。

最後に、地域公共交通東北仕事人（株）ミヤコーバス：宮城県仙台市の奥山武信氏から、交通事業者側の現実的で率直な視点を提供いただいた。地域交通事業は補助制度があっても赤字に陥りやすく運転手不足が深刻である現状、路線バスの活用によるスクールバス運行や外国人運転手の採用などの対応策が紹介された。加えて、地公体に対しては、交通事業者への包括的な支援の必要性や公共交通に精通した職員配置・養成を求めたいとの意見が示された。

本セミナーについては、当局がホームページや公式SNS、地域のネットワークを活用して積極的に広報活動した結果、当日の様子は夕方のニュース番組で報道されたほか、事例を紹介した地公体の地元新聞等で取り上げられ、地域課題解決に向けた国・地公体・事業

者の取組が広く報道された。

参加者からは「身近な地公体の取組内容を知ることができ、今後活かせる」、「事例紹介には財政上の取組も含まれており参考になった」などの感想が寄せられた。

5. おわりに

本セミナーの開催にあたり、快く講演を引き受け自身の経験や知見を惜しみなく共有いただいた講師や関係者の皆様、本セミナーに参加いただいた皆様に、改めて御礼を申し上げます。

本セミナーで課題や先進事例を共有したことで、地域交通の将来を考え、課題解決のヒントを見つけるきっかけになれば幸いである。

財政融資資金業務に携わる中で、融資審査や実地監査などは利害関係が伴うため地公体との距離を感じる事が少なくなかったが、本セミナーを通じて地公体の皆様の反応を間近で見て、私達が担う業務が地域貢献に結びついていることを実感できた。また、地公体参加者から「次のセミナーは〇〇を題材にしてほしい」といった要望があり、当局が単なる資金供給主体ではなく、地域の課題解決に向けて共に取り組む存在として期待されていると感じ、大きな励みとなった。

引き続き、財政融資資金業務を通じて地域の課題を把握するとともに、地域の皆様と一緒に課題の解決策を探りながら、東北地方の発展に貢献できるよう取り組みたいと思う。

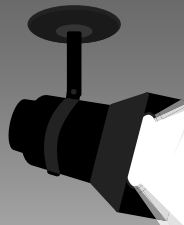


本セミナーの様子

(出典：NHK仙台放送局)



秋田県三種町 企画政策課長 加藤 登美子氏



長崎大学経済学部創立120周年に 寄せて～「一出向者」の視点～

長崎大学経済学部 教授 岡崎 洋太郎

SPOT

はじめに

筆者は昨夏より国立大学法人長崎大学に出向し、人生初の大学教員として“キャンパスライフ”を過ごしている。筆者の研究室は、財務省から代々出向してこられた方々の資料や書籍で書棚が埋まっており、“にわか教員の職場”も不思議とそうでなく見える。大学といえば、もっぱら学生の身分でしか在籍したことのなかった筆者が、今はこうして教壇に立つ身となり、曲がりなりにも授業や学生指導を行えているのは、かつて同じ立場にあった諸先輩が軌道を敷かれたからこそと、講義の準備などでつくづく思う。

さて、筆者が籍を置く長崎大学経済学部は、昨年、創立120周年を迎え、12月には記念行事が催された。財務大臣からは祝電を頂戴し、同窓会組織をはじめ、各方面から多人数のご参加を得て、祝賀会を含む全日程は滞りなく進行し、盛会のうちに幕を閉じた。そこで、この大きな節目に、「一出向者」の視点から、本誌を通じ、本学部にも残る伝統に触れつつ、“現地レポート”ができればと、筆を執らせていただいた。*1

1. 長崎大学経済学部の「いま・むかし」

(1) 「^{かたふち}片淵」

地元では「^{ちようだい}長大」の呼び名で親しまれる長崎大学は、第二次世界大戦後、幕末期のオランダ海軍医による医学伝習の開始（1857（安政4）年）に源流を持つ長崎医科大学をはじめ、長崎県内にあったいくつもの高等教育機関を束ねる形で発足した。今日の長崎大学は、文理を跨ぐ多数の学部や大学院を擁し、熱帯医学研究所、核兵器廃絶研究センターなどの研究機関の活動でも知

られる総合大学である。その一部をなす経済学部は、他学部にはない単独のキャンパスを有し、有形無形の固有の伝統を保ちながら、独自の発展を遂げてきた。



旧校舎の側面全景。長崎高等商業学校第八回卒業記念写真帖（1915（大正4）年）より。前方の石橋は1903（明治36）年に架設された拱橋（こまねきばし）（南西の方角から撮影）。学校の前にあって美観を損ねないように、鉄骨トラス橋ではなく、アーチ橋が適当とされた。



写真上は、ほぼ旧校舎の位置にある現在の校舎（経済学部本館）。1971（昭和46）年落成。手前には、「長崎高等商業学校」と刻まれた石碑が立つ。前掲写真と同方向から筆者撮影。写真下は、現在の拱橋（筆者撮影）。キャンパス内に3点ある国登録有形文化財の一つ。

*1) 本稿では、引用した資料・文献等で用いられている漢字が旧字体の場合、便宜的に、新字体（常用漢字）に置き換えて記載している。



各キャンパスの位置関係 (国土地理院「地理院地図(電子国土WEB)」より筆者加工) : 「文教」・「坂本」と「片淵」とは、自動車(北回り)で15分前後(約6キロメートル)の距離。

教職員や学生が出入りする経済学部本館の玄関内側には、「長崎大学経済学部の沿革」というプレートが壁に据え付けられており、そこにこう記してある。

「長崎大学経済学部は、その前身である長崎高等商業学校が、東京高商(一橋大)、神戸高商(神戸大)に次ぐ第三高商として明治38年3月に長崎県西彼杵郡上長崎村片淵郷(現長崎市片淵)の地に設立しました。長崎高等商業学校は、第二次世界大戦中の昭和19年4月に長崎経済専門学校と改称されました。なお、その際、長崎工業経営専門学校が併設されましたが、同校は終戦後間もない昭和21年4月にその使命を終えて廃止されました。長崎経済専門学校は、昭和24年4月に、経済学科と商学科の2学科を有する新制長崎大学経済学部として新たに発足しました。」(ルビ筆者)

すなわち、戦後の新制大学である長崎大学が開学する以前より、経済学部としては、長崎高等商業学校の開校時(1905(明治38)年)からの歴史を刻んでいる。開校の4年前、長崎県内の政財界は、時の桂内閣が九州に医科大学と高等商業学校を設置したいとの意向であることを察知し、早々に動き出したものの、二兎を追うことの困難さを知るにつけ、後者に的を絞った誘致運動に切り替えた。この戦術が奏功し、近隣県に競り勝つことができたわけである。そして、開校以来、一貫して同じ土地に根を張り続け、今日に至って

いる。(なお、医科大学の設置については、1923(大正12)年に実現をみている。)

長崎大学のキャンパスのうち、長崎市の片淵という地区にあるのが経済学部の「片淵キャンパス」で、大学の本部が置かれる「文教キャンパス」(長崎市文教町)や、医歯薬の各学部や大学病院などが入る「坂本キャンパス」(同市坂本)とは、山を隔てて数キロメートル離れた位置関係にある。片淵キャンパスは現在も経済学部とその関連施設のみで占められ、一見すると独立の単科大学のようでもある。

長崎高等商業学校の用地に「片淵」が選ばれた理由は定かではない。ただ、現在でも、長崎市内には平坦な土地が少なく、中学校や高校、観光旅館やホテル、シニア層向け集合住宅などの大型の建物が、坂道を上りきった先の中腹や頂上付近に立地していることから、当時はなおのこと、交通の便のよい中心部付近には、大規模な学校は建てられなかったのではないか。実は、当時(学校建設前)の片淵には、長崎監獄(後に払い下げて諫早に移転)という近代的建造物がすでにあり、塀で囲まれた敷地は現在の片淵キャンパスの南側一帯を占めていた。対照的に、その後背地には建物がなく、田畑が広がっていたことから、学校建設に適していると判断されたようである。

この片淵の地に誕生した学校は、現在のJR長崎駅



から直線距離で2キロメートル弱（山を挟み込むような位置関係にあり、実際の移動距離はもう少し長い）、長崎くんち（毎年10月に開催）の舞台となる諏訪神社の最寄りの電停（路面電車の停留所）から800メートル程度と、市街中心部からは、坂の上ではあるが、かろうじて徒歩圏内ともいえる。江戸時代には、出島や唐人屋敷の周りで商いが活発に行われており、富を築いた町人が余生を楽しむ別荘地が片淵であったとされる。現在の片淵は、高台に広がる閑静な住宅街、といえは聞こえはよいが、その実、人通りはまばらで、高齢化の進展とともに空き家が増えていると聞く。

それでも、片淵から真南に下ると、新大工町という町名の商業地区が賑わいを見せる。この町は、7年に一度、奉納踊りの当番が巡ってくる長崎くんちの踊町（全58カ町）の一つで、どことなく下町の趣がある。今は近隣でひときわ目立つ超高層マンションが町のランドマークと化しているが、かつてこの地は、シーボルト（出島オランダ商館付医師）の江戸参府でも知られ、九州・豊前の小倉へと延びる長崎街道の出発点であった。同街道に沿って佐賀県鳥栖市までを結ぶ国道34号線は、江戸期に長崎中心部を貫いていた大通りを引き継ぐように、ここから出島付近の江戸町交差点（終点）へと続いている。突き当りの長崎県庁舎跡地（更地）は、鎖国下で貿易管理の最前線にあった長崎奉行所西役所が置かれていた場所で、現在もその石垣の遺構などが残っていることから、県が国の史跡指定（年内）を目指している。



昨年の長崎くんち（諏訪神社境内）の様子。中央の演し物は、当番としてトリを務めた新大工町の曳壇屋。10月でも日差しは強く、頭に手拭いを被って見物した。筆者撮影。



新大工町からほど近い桜馬場天満神社（筆者撮影）。ちょうど200年前（1826（文政9）年）に初めて、出島オランダ商館長を筆頭に江戸に向かうシーボルト一行は、ここで見送り人と別れの盃を交わし、旅の安全を祈願した。

（2）旧制学校時代の教育

片淵の地に誕生した長崎高等商業学校は、修業年限を3年とする官立（文部省直轄）の高等教育機関（旧制専門学校）で、今日（第二次大戦後の新制大学）の大学生とほぼ同年代の（あるいは幾分若い）学生を対象に、現代風にいえば、ビジネスの世界で活躍できる高度人材の養成を目的とした実学重視の専門教育を行っており、語学教育にも力を入れていた（開校当初より、1年次から3年次まで、週35コマ中、英語10コマ、第二外国語3コマ）。主な授業科目（語学等を除く）としては、開校4年にして最初の見直しが図られた後（1909（明治42）年）を例に挙げれば、「書法及商業文」、「経済学・財政学」、「法学通論・民法商法」、「工業大意」、「簿記・計算学」、「商業算術」、「産業地理及商品学」、「商業学・商業実践」とある（すべ



「商品学」の教育・研究に必須であった商品見本は、国内外から鋭意収集・購入され、明治40（1907）年に竣工した商品館に収められた。写真は見本が展示された同館の階上。長崎高商第13回卒業アルバム（1920（大正9）年）より。



写真左：長崎大学附属図書館経済学部分館の展示室には、かつて商品館で使われた陳列ケース（和ガラス）が置かれ、長崎高商で教授を務めた武藤長蔵博士（1881-1942）（写真右）が個人で蒐集・寄贈した文物が並ぶ。筆者撮影。

て必修)。さすがに、こうした学問領域を3年かけてしっかり学べば、ビジネスエリートとしての素養が身に着き、実務で即戦力になれるのかもしれない。ただし、記録によれば、授業は季節を問わず朝8時に始まり、毎日6時間びっしりの時間割が組まれ、一期生として入学した113人中、第一回卒業生（1908（明治41）年）は78人と、厳格な教育方針であったことは想像に難くない。

大正期には、とくに第一次世界大戦後、海外の需要増などから商品輸出が拡大するとともに、国内では工業生産が飛躍的に増大し、都市化が急速に進展するなど、好況と産業の発展により経済社会に構造的な変化が起こり、企業は海外進出に乗り出すようになった。こうした時代背景のなか、長崎高等商業学校にあっては、卒業生の就職状況はすこぶる良好で、その影響もあつてか、「実業教育」への期待と需要は高まり、入学志願者は増加の一途をたどり、開校当初は360人であった総定員（1学年120人）が、1919（大正8）年には600人となっている。また、その4年後には、学科課程（カリキュラム）の画期的な改変が行われている。例えば、数自体が少なかった既存の授業科目をそれぞれ細分化したり、自由で主体的な学びを重んじて科目選択制を導入したり、演習（ゼミ）形式での研究指導を取り入れ、外国書の精読を通じて深い学問知識を身に着けさせたりと、後の時代の「大学教育」につながる一大改革であった。

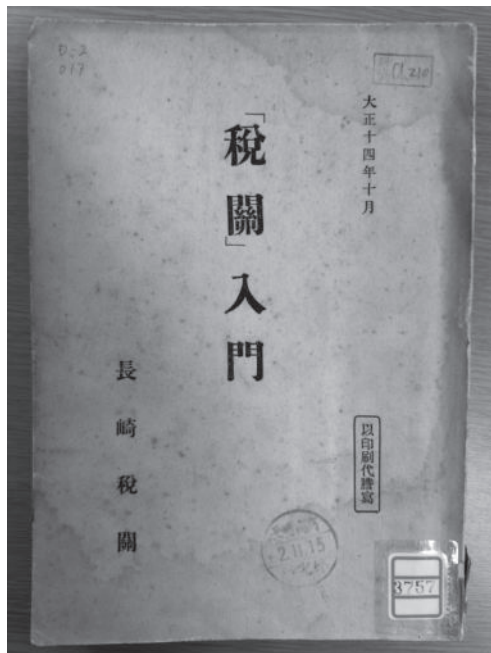
こうして新たに開講された科目のリストには、「貨幣及銀行」、「外国為替」、「取引所」（以上、金融・証

券関係）、「海運」、「鉄道」、「税関及倉庫」、「保険概論」、「海上保険」、「共同海損」（以上、海事・物流関係）、「国際公法」、「商事関係法」、「国際私法」（以上、法務・商事関係）などが並ぶ。これらから見て取れるように、実学科目の充実により、学ぶ側のニーズや関心に応え、専門教育を強化しようとの意図が伝わってくる。ここで、当時、長崎税関に勤務しながら、前記「税関及倉庫」の担当教官でもあつた谷口恒二氏に触れておきたい。

時代は下って、東京が大空襲に見舞われた1945（昭和20）年5月24日の晩、日本銀行で副総裁の職にあつた谷口氏は、渋谷の自宅から青山大通りに避難したものの、たちまち火の手に囲まれて進退に窮し、その場で何かにつまずき、転んだ拍子に近眼鏡を落としたことまでが、同行者談として分かっている。結局、谷口氏は帰らぬ人となるが、こうした経緯については、日銀総裁として同氏の働きに大いに助けられ、第二次大戦直後には蔵相（幣原内閣）も務めた渋沢敬三（祖父は実業家の渋沢栄一）が、自身の回顧録（『犬歩当棒録』・九州大学蔵書）に詳しく書き残している（「谷口恒二氏を偲ぶ」）。

この谷口氏は、経済学部にも残る大正期・昭和初期の資料によれば、1923（大正12）年から4年間、長崎高等商業学校で講師を務めていたことが分かっており、在任中に同氏が著した『「税関」ニ関する講義案』（教本として使用されたかどうかは不明）は、税関の組織や所掌から、貨物の輸出入、動植物の防疫、旅客の検疫、船員の交通、船舶の入出港、倉庫の利用など、税関が行う業務や手続きに至るまでを網羅的に解説している。しかも本著書は、単に当時の制度や法規を体系的にまとめたのみならず、来るべき「航空税関」の時代を見据え、海上貨物輸送が前提の関税の概念をどう応用すべきかを論じ、さらに、国際連盟が主導した税関手続に関する条約への日本の批准を強く推奨しつつ、今日でいう貿易円滑化を志向した「国際税関」の絵姿を示している。まさに谷口講師は、長崎の地にあつて、新時代を先取りし、世界の趨勢にキャッチアップすることの意義を説いていたわけである。

大正期の特筆すべき改革の例として、先に述べた学科課程の改変に加え、順序が前後するが、第一次大戦中の1917（大正6）年に、修業年限を1年とする「海



今日では読解が困難な『税関入門』（長崎大学経済学部東南アジア研究所所蔵・筆者撮影）。長崎税関長の序文には、「本書八当関監視部長兼港務部長税関事務官谷口恒二君カ公務余暇ヲ利用シテ著述スル所ニ係リ専ラ関税行政ノ大局ヲ説明センコトヲ目的トシタリ」とあり、職員が「入門者ノ心境ニ立チ返リ」学べるよう本書を頒布すると記されている。



長崎大学経済学部東南アジア研究所では、最近、表紙に「税関書式」とあるアルバム形式の資料が見つかり、1918（大正7）年頃に長崎税関が扱った書類一式の現物が良好な状態で綴じられていた。写真上は、「携帯品積戻切符」と「船用品積込申告書・同許可書」、写真下は、長崎拠点の英国商社「ホーム・リンガー商会」による倉庫保管料の納付書。筆者撮影。

外貿易科」が新設されていることを挙げたい。当時、日本の対外貿易は未曾有の拡大期に入り、貿易業務に従事する人材の育成が急務となり、高等商業学校卒業者を対象に、とくに国際通商・商事分野で高度な専門教育を施すため、今日の「大学院教育」（専門職業人養成）にも通じるような新課程の導入が決まった。その特徴は、海外での企業経営や事業展開に必要な知識を習得させる専門科目の開設と、外国語の幅広い選択肢にあった。ちなみに、第二次大戦後の昭和期において、経済学部には「貿易学科」が新設されることになるが、その基礎となったのがこの海外貿易科である。日本の経済事情を踏まえ、時代の要請に応えようとする姿勢は、戦前から続く経済学部の伝統といえるかもしれない。

昭和期に入ると、定員はさらに増え（全校で800人以上）、全国の高等商業学校で最大規模となるも、手狭になった施設を増築し、敷地を拡張（買収）するなどの対応がとられ、教育・研究の面では、東アジアや南洋諸島への進出を念頭に、海外貿易科の重点をこれら地域に置くなどの見直しが行われている。やがて日本は戦時体制に入り、数年を経て、長崎高等商業学校は長崎経済専門学校と改称され、同時に、長崎工業経営専門学校が併設される。戦争遂行の必要上、“商業から工業へ”の転換が高等教育に反映されたものとみることができる。

（3）原爆投下と敗戦

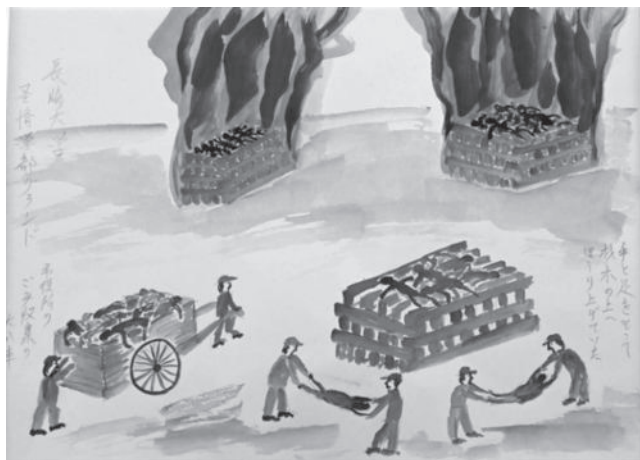
被爆から80年目にあたる昨年、長崎市は被爆100年を見据え、被爆の実相を伝え続けていくため、被爆者の体験を語り継ぐ次世代の継承者の育成、被爆資料の収集や保存の強化、資料の持つストーリーを紹介しながらの活用、といった取組みを推進し、また、市民団体等がさまざまな記念事業を実施した。8月9日の長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典では、長崎市出身の福山雅治氏が作詞・作曲した「クスノキ」の児童合唱が行われた。^{*2} 80年前のこの日、この片淵の地にいた人々の目には、山を隔てた上空に立ち昇る原子雲（きのこ雲）がどう映ったのか、キャンパス内にいるとつい思いを巡らしてしまう。

*2) 爆心地から約800メートルの距離にある山王神社の大楠（被爆クスノキ）は、同社のホームページでは、「原爆被災により一時落葉し枯れ木同然になったにも係わらず、2年程度の後、奇跡的に再び新芽を芽吹き、次第に樹勢を盛り返し今日に至っています」と紹介されている（<https://sannou-jinja.jp/pages/17/>）。福山氏の楽曲「クスノキ」は、焼け野原から蘇り、今も訪れる人々に勇気を与え続けるこの巨樹を題材としたもの。

原爆落下中心地（浦上地区）からおおむね南東の方向にある片淵キャンパスは、直線距離で約2.8キロメートル離れている。爆心地から南へ約2.5キロメートルの距離にある長崎駅や周辺の市街地は、原爆投下によりほぼ壊滅状態となったが、片淵の地区一帯では、爆心地から同程度の距離間隔ながら、ちょうど近傍の金比羅山が遮蔽になり、被害が相対的に小さく済んだ。それでも、長崎経済専門学校（当時）の校舎の損傷はひどく、窓ガラスの大半は爆風で砕け、図書館の蔵書は床に散乱していたという。当時、学生たちは学徒勤労動員の対象で、原爆投下時も、軍需工場での生産活動などに従事していた。やがて学校に続々と



1907（明治40）年に竣工した赤レンガの倉庫（筆者が片淵キャンパス内で北西に向かって撮影）。国登録有形文化財。長崎高等商業学校の創立当時のもので現存する唯一の建物。裏手に見えるのが金比羅山。片淵にあって被爆した建物群の一つではあるが、原形を完全に保ちながら、現在も敷地内で静かにたたずむ。



近くの山中で被爆（当時12歳）した浦川大次郎さん（現在は長崎市片淵）の絵。西日本新聞2025（令和7）年3月3日「『火葬の絵は描けたが、生きていた人の苦しみは…』尊厳への葛藤 学びの場で眺めた光景」より転載。現片淵キャンパスのグラウンドは、原爆で死亡した人たちが焼かれる臨時火葬場となった。

戻ってくる学生たちは、多くが生気を失っており、重傷者は校内の地下壕に避難し、水を与えられ、包帯を取り換えたそうだ。動員されていた学生のなかでは、現在の文教キャンパスの位置にあった三菱重工業長崎兵器製作所大橋工場で多数の死傷者が出た。原爆による死亡者は、学生と一緒に工場に行き被爆した教官が1名、学生が計26名で、学生らの遺体は校内の運動場で荼毘に付された。

8月15日に「玉音放送」が流れると、それでも納得がいかに「抗戦」の意思を示す学生もいたそうだが、ともかく、敗戦の翌日には勤労動員が解除され、21日には文部省から、9月中旬に授業を開始するよう指示があった。9月17日に再開された学校では、復員してきた学生たちが互いの無事を喜び、久しく離れていた授業が始まると、熱心に講義を聞いたという。

現在、経済学部にある図書館などの施設には、高等商業学校時代に収集された歴史的・文化的価値のある資料や文物が多数残っている。それはほかでもなく、空襲（記録によれば、長崎市では原爆投下を含めて6度あった）の標的からたまたま外れ、原爆による壊滅を免れ、片淵の地にあったからである。^{*3}当時の蔵書は今も良好な状態で保管されており、片淵キャンパスの大学附属図書館（経済学部分館）には、戦後の占領政策を担った連合軍最高司令官総司令部（GHQ）の指令により禁書扱いとなった書籍が展示されている。

2. 長崎大学経済学部の「120周年」

(1) 「瓊林」

雪を被った光り輝く林を意味する「瓊林」は、その林を形作る木々がすべて「玉」である、との故事があるそうだ。そして、長崎が古くは「瓊之浦」（「瓊ノ浦」とも）と称されており、「瓊」の字が長崎にふさわしいという理由から、1909（明治42）年に結成された同窓会組織（「長崎高商同窓会」）の新たな呼び名として、1936（昭和11）年に社団法人の認可を受けた「瓊林会」が出発した。2013（平成25）年4月1日からは、公益社団法人へと移行し、学生へのキャリア教育・就職支

*3) 原爆投下により、爆心地近辺（浦上）では、長崎医科大学の校舎と同附属病院の病棟が壊滅状態となり（892名が犠牲）、長崎師範学校男子部も完全に破壊された（54名が犠牲）。その結果、長崎に存在する官立学校は長崎経済専門学校を残すのみとなった。



援活動、無料職業紹介事業の展開、国際化対応の人材育成と留学支援活動などの公益事業活動を通じ、母校・長崎大学経済学部の発展に尽力している。また、東京、名古屋、大阪のほか、中国地方から九州にかけて多くの支部を設け、全国的な会員ネットワークを築いており、卒業生や学校関係者の間での交流を活性化させながら現在に至っている。「公益社団法人 瓊林会」公式ホームページ (<https://www.keirinkai.or.jp/>) 参照

片淵キャンパス内には、正門から入ると誰もがその先に、「瓊林会館」というレンガ積みの近代建築物を見つけることができる。同キャンパスの「^{こまねきばし}拱橋」、



瓊林会館（筆者撮影）。海運で財を成した橋本喜蔵氏（佐世保市）の寄付金6万5千円により設立。1919（大正8）年に落成したこの建物は、当初は「研究館」と称され、海外貿易科の拠点となったほか、教官の研究室が置かれた。



瓊林会館内に飾ってある瓊林会歴代会長の写真（全体の一部を筆者撮影）。歴代会長が社長（頭取）・会長を務めていた企業として、直近6代では、大和証券、田崎真珠、アサヒビール、十八銀行、岡三証券、TOTOといった社名が並び。

「経済学部倉庫（旧長崎高商倉庫）」とともに、2007（平成19）年10月に、文化財保護法の規定により文化財登録原簿に登録されたこの洋館は、かつては瓊林会事務局として機能していた（熊本地震の影響により耐震性に問題が生じ、同事務局は経済学部の別の建物に移転）。外観が印象的で、往時の長崎を偲ばせる貴重な文化財として、訪れる人の目を引く。一般開放こそされていないものの、許可を得れば内部を見学することもできる。

（2）創立120周年記念行事

昨年、長崎大学経済学部は長崎高等商業学校の創立から120周年を迎え、12月6日にはそのハイライトとなる記念行事が挙行された。従前より、瓊林会（経済学部OB・OG会）が10年ごとに開催してきたものだが、120周年ともなれば大きな節目ということで、今回は経済学部（教職員）と瓊林会の双方が実行委員会を構成し、記念行事の準備と運営を共同で担った。また、かつては来賓であった学長が、今回は主催者側の立場で挨拶を行い、長崎大学（全学）としても重要な行事と位置付けていることを示した。

当日は好天に恵まれ、会場の経済学部講堂は、本学部卒業生をはじめ、現職・元職の学校関係者や在学生など、多数の出席者（約400名）で埋まった。会場の外では、冬晴れの青空の下、地場企業との協働を実践している複数のゼミの学生が、環境負荷を抑えた製品や長崎県産のみかんなどの販売促進に精を出しており、足を止めた来場者は、ゼミの活動や販売品について、学生から熱心な説明を受けながら、財布の紐を緩めていた。

なお、同日午前には、経済学部講堂の傍らで、瓊林会有縁物故者の「慰霊祭」が執り行われている。高等商業学校・経済専門学校時代の卒業生を中心に、物故者は9,100余名に及んでいるとのことである。

ア. 記念式典

午後に始まった記念式典では、はじめに、井田洋子経済学部長が式辞を述べた。井田学部長は式辞のなかで、まず、旧制長崎高等商業学校が設立された20世紀初頭の日本は、農業中心から工業中心へと産業構造が移行する転換期にあつて、交通網の発達や都市の近代化が加速する時期でもあり、第一次世界大戦後には

好景気と連動とした経済発展が産業界に人材需要をもたらし、そうした要請に応える高度の教育が求められる社会的背景があったことに触れた。次に、長崎高等商業学校は長崎経済専門学校に改称され、新制長崎大学経済学部としての再出発を経て、現在に至っているとし、その間、1995（平成7）年の大学院修士課程（後の博士前期課程）設置、2004（平成16）年の大学院博士後期課程設置などにより、教育・研究の充実を図ってきたことを紹介した。そして、明治、大正、昭和、平成、令和の5代、120年と続くこの学び舎から、累計約28,000名の卒業生を、大学院（博士前期・後期）では約400名の修了生を、社会に送り出していることに言及のうえ、こうした有為な人材の輩出により、これまでの日本の産業発展を人的側面から支えてきたといってもよいと述べ、これまでの歩みを振り返った。

続いて、来賓祝辞では、文部科学省高等教育局長（高等教育局国立大学法人支援課長代読）から、経済

学部が地域産業の中核となる人材の育成に寄与していること、グローバルな視点からの実践的な課題解決に資する教育プログラムを展開していることなどに言及があり、今後の取組みへの期待が寄せられた。また、長崎県知事（副知事代読）から、経済学部出身者による地域経済への貢献は大であり、経済学部には今後とも、地元の企業や行政と協力し、ともに社会課題の解決に取り組んでいってもらいたいとの言葉があった。

最後に、永安武長崎大学長と瓊林会の山下秋史会長（西部ガスホールディングス顧問）からそれぞれ挨拶があった。

永安学長の挨拶では、長崎大学が重点を置く地球規模課題への取組みに言及があった。具体的には、長崎大学がその使命に掲げる「プラネタリーヘルス」への貢献——人類の健康と地球環境の健全性を、ともに守り続ける——として、グローバルヘルス、グローバルエコロジー、これらに影響を及ぼすグローバルリスク（筆者注：核の使用リスクや地球環境破壊、パンデミックなど）の3領域を設定し、学内の総力を結集して取組みを進めていることが紹介された。そのうえで、すでに経済学部は、前年に発足したグローバルリスクセンターにある研究ユニットへの参画など、社会課題の解決に直結する実践的な研究を積極的に展開しており、長崎大学の新たな挑戦を力強く牽引してくれているとの認識が示された。さらに、「120年の伝統に裏打ちされた確かな教育と、時代を見据えた研究の実践」や、「地域に寄り添い、世界に視野を広げるしなやかな姿勢」こそが、経済学部が培ってきた精神であり、今後の長崎大学が目指すべき姿を明確に示していると感じていることが強調された。そして、長崎大学としてはこれからも、学際的連携と超領域型融合研究を軸に、新たな知の創造に挑み続けるとともに、産官学の各方面と力を合わせ、地域と世界の双方に貢献すべく、持続可能な未来を担う人材の育成に一層尽力していくとの決意が述べられた。

また、山下会長の挨拶では、社会のさまざまなシステムが一変する時代にあって、大学においても環境変化への対応が求められており、経済学部には、歴史と伝統を誇りとしつつ、「実践的エコノミストの育成」という一貫した教育理念を礎に、残すべきものは残し、変えるべきものは変え、時代をリードし続ける存在であってほしいとの言葉があった。そして、瓊林会としては引き続



記念行事当日。キャンパス（経済学部・大学院経済学研究科）正門より筆者撮影。

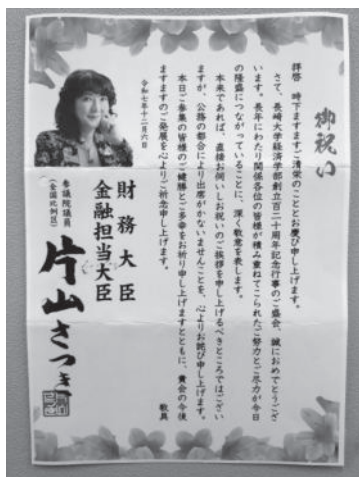


記念式典の様子（式辞を述べる井田学部長）。



き、「グローバル人材育成への支援」、「キャリア教育・就職への支援」、「地域振興・文化振興への支援」などの公益事業を展開していくなかで、母校への支援と社会貢献を一層推進していく方針であることが示された。

その後、片山さつき財務大臣兼金融担当大臣をはじめ、長崎県や九州・西日本を拠点とする金融機関や大学、近隣自治体などから寄せられた多数の祝電が順次紹介され、記念式典は厳かに幕を閉じた。



会場で披露された片山大臣の祝電。筆者撮影。



会場外での学部ゼミ生による出店。筆者撮影。

イ. 記念シンポジウム

記念式典が終了すると、休憩を挟み、記念シンポジウムが行われた。シンポジウム前半では、「長崎が描く地域社会の未来と経済学部の役割」という共通テーマのもと、スポーツビジネス、芸術・文化、行政の各分野から、株式会社リージョナルクリエイション長崎の岩下英樹代表取締役社長、長崎県美術館の小坂智子館長、長崎市の鈴木史朗市長がそれぞれ講演した。シンポジウム後半では、経済学部の教員2名（井田学部

長、山口純哉准教授（進行・ファシリテーション）を交えたパネルディスカッションが行われ、前半の講演を踏まえつつ、とくに人材育成に焦点を当てながら、経済学部での教育に何を期待するかなど、活発な議論が交わされた。なお、実業界から唯一登壇した岩下氏は、かつては、株式会社ジャパネットホールディングス（以下「ジャパネット」）が経営するプロサッカーチーム「V・ファーレン長崎」の代表取締役社長を務め、現在は、約2万人を収容するサッカースタジアムを中心に、アリーナ、ホテル、商業施設、オフィス等からなる複合型の地域拠点である「長崎スタジアムシティ」（2024（令和6）年4月開業）の運営を通じ、ジャパネットが通販事業と並ぶ柱と位置付けるスポーツ・地域創生事業で舵を取っている。（なお、直近では、長崎大学（全学）の「令和7年度卒業証書・学位記授与式」と「令和8年度入学式」が、この長崎スタジアムシティ内で挙行された。）

以下、上記3名による講演の要点を記しておきたい。

はじめに、岩下社長（演題：「ジャパネットグループの地域創生事業の取り組み～感動とビジネスが両立する長崎スタジアムシティ～」）から、ジャパネットが「多角化」しているとよくいわれるが、同社にそうした意図はなく、「価値あるもの」を見つけ、磨いていくという同社の方針に合ったものをビジネスとしているとの前置きがあったうえで、長崎スタジアムシティの経営について、単にスタジアムやアリーナを貸し出すのではなく、主催者の（長崎での興行に対する）コスト面での不安を払拭してイベント招致につなげる「自主興行」により、施設の稼働率を上げ、集客を図っていることが紹介された。結びに、長崎で成功すれば、そのビジネスモデルを他の事業者が模倣し、ひいては全国に広がっていくことが期待されるが、自分たちは情報提供を惜しまず、協力もしていくつもりであり、今後とも、収益性等を優先するのではなく、「感動」を届けることを軸に事業展開を進めていきたい、との抱負が語られた。

続いて、小坂館長（演題：「長崎県美術館の20年とこれから―地域社会とともに―」）から、長崎県美術館の運営においては、従来のような「物」（展示物）主体ではなく、「人」主体の美術館を目指しているとの発言があり、自身の立場では、長崎のために何ができ

るかを念頭に、美術館の社会的役割として、芸術の持つ創造性からイノベーションの推進に寄与することができるのではと考えている、といった展望が語られた。

最後に、鈴木市長（演題：「100年に一度のその先へ」）から、長崎市では、人口ピラミッドにおいて若い世代が他の世代と比べてくびれのように少なく、人口減少（流出）という「ピンチ」に直面しているが、一方で、今は「チャンス」でもあり、自身が主導する「100年に一度のまちづくり」では、長崎スタジアムシティに代表される「舞台装置」の上で、どう「演じていく」かが課題である、との見方が示された。そのうえで、インバウンドを含め、交流人口の拡大を図っていくなか、さまざまな文化活動を通じて平和について考えてもらう機会をつくるとともに、(2026年からJ1リーグに昇格した) V・ファーレン長崎を応援し、J1で首位となるよう期するなど、市民が長崎に誇りを



記念行事の最後を飾る祝賀会での「龍踊」の様子。長崎大学龍踊部による演舞。筆者撮影。



祝賀会の後、長崎高商校歌「暁星淡く」を合唱する参加者。親族がOBの鈴木市長（左から2番目）も輪に加わる。

持ち、住んでよかったと思える街にしていけるよう、産官学が結集し、「オール長崎」でスポーツ振興や街の活性化に取り組んでいくことへの期待が語られた。

3. 長崎大学経済学部の「これから」

戦後、新制長崎大学に包摂される形で出発した経済学部は、当初は経済学科と商学科の2学科制であったが、時代が下るにつれ、後者は「経営学科」となり、「貿易学科」が加わって3学科制となり、貿易学科は「ファイナンス学科」となる。2000（平成12）年には、これらの学科が統合されて「総合経済学科」となり、併せて複数の選択コースが設けられ、その後のコース再編を経て今日に至る。収容定員（1～4年次）は2025（令和7）年度で1,175人となっている。本学部は現在、単一の学科の下、「経済」と「経営」の2コース制をとり、さらに、「国際ビジネス」、「地域デザイン」、「社会イノベーション」の3領域を設け、学生が系統立てて科目選択を行い、応用的な知識や実践的な思考力を身に着けることができるようにしている。このようにして、本学部の教育目標である、「現代経済社会の諸問題を解決し、社会の調和的発展に貢献する人材の育成」に努めているところである。

今後とも、卒業生が経済学部での学修や体験を通じて培った能力や感性を、それぞれの進路において存分に発揮できるよう、最善のプログラムを提供していく責務が本学部にはある。その実現には、社会が大学に育成を求める人材像に対して鋭敏であるとともに、最適な教育はどのようなものか、本学部ならではの付加価値は何か、といった検討を不断に重ねていく必要がある。前記（2.（2）ア.）の記念式典では、長崎大学長から「120年の伝統に裏打ちされた確かな教育」と評されるだけあって、「明治生まれ」の長崎高等商業学校が実践してきた実業界の要請に応える教育の伝統は、「令和を生きる」本学部の教育方針の土台をなしているともいえるが、同式典で瓊林会会長がまさに指摘しているように、一貫した教育理念を保持しつつも、社会の変化に対応し、時代をリードする学び舎であるためには、「残すべきものと変えるべきもの」をしっかりと見極めていく姿勢が肝要といえよう。



おわりに

本稿で長崎大学経済学部を取り上げるにあたり、筆者が「片淵」から書き起こした理由は、「伝統」という一語では言い表せないようなすべての事象が、この「土地」で生起し、現在も有形無形の記録や記憶として、現役の教職員や在学生在が折に触れて見聞きする「機会」を与え続けているからである。片淵キャンパス内にあって、ほぼ日常の光景のなかに溶け込んでいる国指定文化財も、確かにそうした要素の一つではあるが、戦後間もなくのころには、単科大学の実現を目指す大学昇格運動が起こり（1県1国立大学の原則により実現せず）、昭和の時代から今日まで、キャンパス移転・統合の話題が出ては消え、都度、大きな関心事となるなど、こうしたサイドストーリーもまた、経済学部と「片淵」が分かち難い関係にあることを如実に表している。ちなみに、地元の人たちの間では、「長崎大学」を冠せず、単に「経済」という呼び名が通用している。

この3月には、筆者が担当するゼミの学生が、この地で学び、この地を知る者として、この地から巣立っていった。筆者個人としては、“第1期生”を送り出したような感慨を持つとともに、勝手ながら、片淵の歴史に新たな年輪を刻むお手伝いできたようにも感じている。

最後になるが、本稿の準備に際しては、本学部において、地域事情や地歴に明るい諸先生をはじめ、本稿に掲載したような史料の収集・整理・保管、同窓会関係や広報を担当されている職員の方々、図書館で手際よく対応してくださる司書の方々から、惜しめない協力を得ることができた。このことに深く感謝するとともに、本稿は筆者個人の見方や感想を記したものであり、事実関係を含め、記述内容の誤り等については、すべて筆者個人の責任に帰するものであることを付記しておく。

(以上)

〈参考文献〉

- 谷口恒二（1925（大正14））『「税関」二關スル講義案』
- 谷口恒二（1925（大正14））『「税関」入門』
- 長崎高等商業学校編（1935（昭和10））『長崎高等商業学校三十年史』
- 澁澤敬三（1961（昭和36））『犬歩当棒録』（角川書店）
- 読売新聞長崎支局編（1985（昭和60））『長崎高商物語』
- 長崎大学五十年史刊行委員会編（1999（平成11））『長崎大学五十年史』

長崎新聞2010（平成22）年9月23日掲載「私の被爆ノート」（浦川大次郎「横たわる無数の死体」）
 西日本新聞2025（令和7）年3月3日記事『「火葬の絵は描けたが、生きている人の苦しみは…」尊厳への葛藤 学びの場で眺めた光景』
 公益社団法人 瓊林会（2026（令和8））『瓊林』No. 147（経済学部創立120周年記念号）



松元 崇 著

武器としての日本語思考

新潮新書 2026年2月 定価 本体880円+税

評者

三井住友銀行国際金融
研究所 理事長

古澤 満宏

タイトルからは堅苦しい戦略書を想像しがちだが、本書は「日本語」という切り口から歴史・文化・宗教、教育、雇用、組織のあり方まで幅広いテーマを取り上げ、これからの日本が世界とどう関わるべきか、いかに貢献できるかを問う、今を生きる世代の指針ともなるべき好著である。

本書の根底にあるのは日本の緩やかな衰退を当然視する見方に対する強い違和感である。これは、ジャパン・アズ・ナンバーワンの時代に大蔵省の若手課長補佐であった著者から直接指導を受けた私自身も共有する感覚である。著者は日本の長期的衰退を当然の流れだとはみていない。むしろ、関税や領土を巡って対立し、「帝国主義に先祖返りする世界」の方こそ今や曲がり角に差しかかり、行き詰まりつつあると喝破する。

主語を前面に立て自己主張する英語や中国語に対し、主語を省略して相手との関係を重視する日本語は、相手を打ち負かすためというより合意を形成するために設計された言語である。国際協力が難しくなる時代にこそ、日本語は対話を継続させる装置となり得る。主張すべきは主張し、必要な場面では正面から反論することは当然である。しかし同時に、日本語が本来持つ調整能力、すなわち相手を追い込まず合意へと導く力が多国間のルール形成で力を発揮しようという著者の主張は、TPP交渉といった国際交渉の最前線で培われた経験に裏打ちされたものであり、きわめて説得力がある。

巻末に掲載された100冊近い内外の参考文献が示すように、本書の魅力はこうした主張が様々な分野の研究・分析を踏まえて展開されている点である。「源氏物語」にはおおよそ主語が出てこないこと、主語の概念自体が明治時代に西欧語の文法にならって日本語文法を創り上げた際に無理に導入されたものであること、中国の漢字は名詞や動詞の区別がなく語順もかなり自由で、そのことが言葉の異なる民族間のコミュニケーションを円滑にし、グローバルな中華文明を生み出す素地となったことなどは意外と知られていない事実である。

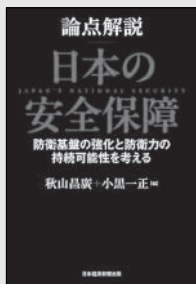
著者の議論は単に言語学の領域に留まらない。訓読みの導

入により日本語化された漢字には極めて多くの同音異義語が生まれた。その結果、日本人は柔軟な思考を得意とするようになり、「ほら話」「掛け合い」「言葉遊び」といった文化が育まれ、落語や漫才、さらには現代のマンガの発展にまでつながったといった文化論にまで議論は広がっていく。日本語は曖昧さや行間・余白を許容しながら共同体を運営してきた経験を言語の形で保存してきた。AIの時代においても、計算・検索・情報処理が機械にますます委ねられるほど、想像の飛躍や比喩を得意とする日本語はその潜在力を発揮して人類の進化に大いに貢献するとの著者の主張は、AIの将来像がなお見通しにくい今日において明るい希望を抱かせてくれる。

本書は西欧のみならず、中国・韓国といった近隣諸国との向き合い方についても示唆に富む主張を展開する。中国の「証拠より論」の思考、閉ざされた言語空間の中での中国共産党による教条主義的な「天命思想」に基づく伝統文化の否定、さらには韓国にみられる事実を十分検証することなく前王朝を否定し現王朝を正当化する「易姓革命」の思想などは、今日の複雑化する日中、日韓関係を理解するうえで有益な視点を与えてくれる。

さらに議論は雇用や組織のあり方にも及ぶ。メンバーシップ型雇用が本来有するところの多様な力を持つ従業員の潜在的な能力を引き出す仕組みを再認識すべきだという主張は、まさに今日重視される人的資本経営そのものである。他方、海外ではジョブ型が不可欠であり、国内外での使い分けが要するという指摘には、国際通貨基金（IMF）のマネジメントに携わった者として深く頷かされる。

本書において著者は「日本語」を語りながら、実は「日本人の働き方」と「世界との向き合い方」を語っている。長年霞が関で組織・制度を動かしてきた現場感覚と深い洞察力に裏打ちされた主張がウイットに富んだ語り口で展開されるため、読者は思わず引き込まれてしまう。日本社会がかつてのような自信を失いかけている今日、読み終えた後に、ふと元気が湧いてくる一冊である。ぜひご一読をお勧めしたい。



秋山 昌廣 編、小黒 一正 編

論点解説 日本の安全保障

日本経済新聞出版 2025年2月 定価 本体3,200円+税

評者

日本政策投資銀行設備
投資研究所上席主任研
究員
政策研究大学院大学博
士課程(政策プロフェッ
ショナルプログラム)
在籍

渡部 晶

本書は鹿島平和研究所で開催されている「国力研究会」(主査は編者・小黒一正・法政大学教授)、「安全保障外交政策研究会」(研究会代表は編者・秋山昌廣・元防衛事務次官)のメンバーなどが中心となり、日本の安全保障について議論を深めるために、17の論点について整理を行い、鹿島平和研究所「国力研究会」のプロジェクトとして世に問うたものだ

問題意識は表紙裏の裏書に記載されている。「ウクライナ侵攻、台湾有事の可能性、北朝鮮問題などもあり、日本の国防政策のあり方も再考を迫られている。政府は防衛費(対GDP比) 倍増を決めたが、現在進行中の国際秩序の変容の先行きを考えた場合、防衛政策の問題は財源のみの問題ではない。急速な人口減少が進むなか、不足する自衛隊員の問題をどうするか、核の問題にどう向き合っていくか等の問題の整理も行う必要がある。」とある。

17の論点と執筆者は以下の通りである。

論点1 不足する自衛隊員の問題にどう対処するか(小黒一正、徳地秀士・平和・安全保障研究所理事長)、論点2 有事の財源調達をどうするか(小黒一正)、論点3 核抑止の問題や軍備管理・軍縮にどう対応すべきか(高見澤将林・元内閣官房副長官補)、論点4 核シェアリングと拡大抑止において日本の選択肢はどうあるべきか、論点5 台湾有事や尖閣占拠にどう対処するか、論点6 日米同盟はどのように強化すべきか(徳地秀士)、論点7 日欧、諸外国との安全保障協力の充実はどう対応するか(細谷雄一・慶應義塾大学教授)、論点8 平時や有事でのエネルギー資源・食料の調達をどうするか(関山健・京都大学教授)、論点9 核兵器攻撃と原子力施設への軍事攻撃にどう備えるか(岩本友則・日本核物質管理学会事務局長)、論点10 防衛産業をどう育成するか(日本版DARPA構想)、論点11 国家安全保障を支えるために、国民はどのような意識が必要か(松村五郎・元陸上自衛隊東北方面総監)、論点12 宇宙・サイバー・電磁波領域をどう防衛するか(土屋大洋・慶應義塾大学教授)、論点13 気候変動による施設・装備・運用への影響にどう対処するか(関山健)、論点14 先端技術を防衛にどう活か

すか(森聡・慶應義塾大学教授)、論点15 日本のインテリジェンスは必要十分か(大澤淳・中曽根平和研究所主任研究員)、論点16 経済安全保障において経済と安全はどのようにバランスをとるべきか(関山健)、論点17 自衛隊をめぐる関連法制はどのように再構築されるべきか(徳地秀士)。

17の論点の貴重な考察を紙面の都合で全部紹介することはできないが、まず論点1の自衛隊の人員問題は深刻だ。日本では、公務員に関して人員がボトルネックになるという点を必ずしも重視してこなかった。それは公務員全体に通じる問題として顕在化した。できるだけ効率化・省力化するのは当然として、この論点が本書の冒頭にあげられた含意を重く受け止めるべきだろう。論点2で、小黒教授は財政も安全保障に含まれるとして「財政安全保障」(仮称)という概念を提唱しているが、真剣な検討に値すると考える。論点10で武器は民間が勝手に輸出できるものではなく、国家安全保障のために行う国家事業であるとの指摘にははっとさせられる。日本で平和国家のイメージが強いスウェーデンも武器輸出で知られた国だが、これはまさにその国の安全保障政策なのである。また、DARPAの基本的な考え方が「失敗からやっちはいけないことを学ぶ」という真摯な態度であるとの指摘は、此处彼処の発想の違いを感じる。形式だけマネする弊に陥っていないか再考を要する。論点16で、関山教授が各種政策文書を調査し「経済安全保障」の定義が明確でないことを指摘し、自らの定義を明らかにした点には敬意を表したい。この言葉を、民間活動を不必要に制限するマジックワードにしないことは死活的に重要である

本書が出版されたのが昨年2月であり、それからほぼ1年を経た本年2月28日(日本時間)に米国及びイスラエルは、イランに対する攻撃を実施した。「現在の世界は最終的には武力によって統治されている」(大瀧雅之「序論」『ケインズとその時代を読む～危機の時代の経済学ブックガイド』(2017年))ことをあらためて噛み締める。「絶えざる情勢観望の要はいうまでもないが、世界情勢自体は与件・制約としたうえで、国のあり方を考えることが現実的で理にかなっている」(同)のだ。そのために一読をお勧めしたい。

自動車市場の構造変化と中古車シフトの進展

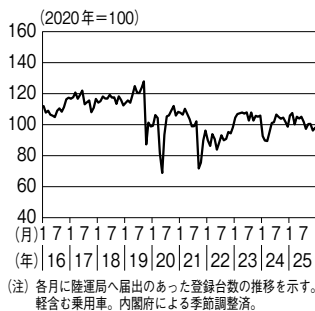
大臣官房総合政策課 調査員 齊之平 大致 / 伊藤 祐嗣

中古車市場の動向を分析し、中古車を中心とした自動車市場の先行きについて展望した。

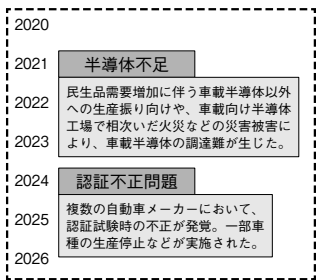
我が国の自動車販売

- ・我が国の新車販売市場は、コロナ禍前と比べて力強さを欠く（図表1）。
- ・背景として、供給要因が大きく影響しているものとみられる。近年、部品不足や不正への対応のために生産停止や減産を余儀なくされるケースが相次いでおり、自動車生産は冴えない状況が続く（図表2、3）。こういった供給不足は、流通する新車の数を減少させたほか、納期遅れなどを引き起こしていたようだ。また供給不足への対応により、モデルチェンジや新車投入にかかる研究開発や投資が遅れた可能性も考えられるところだ。
- ・需要面では、消費者が新車購入以外の選択を拡大している可能性もある。とくに近年、自動車市場において、中古車が一定の存在感を示している。このところ、その年に所有権移転がなされた中古車の台数が、同年の新車登録台数を上回る状況が続く（図表4）。
- ・本稿では、中古車市場の足元動向について、新車を代替し得る特性を踏まえて分析し、自動車市場の先行きを展望した。

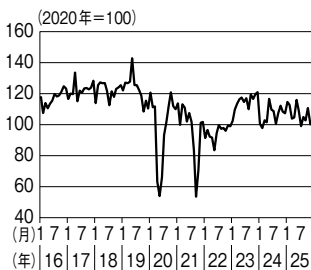
（図表1）新車販売の動向



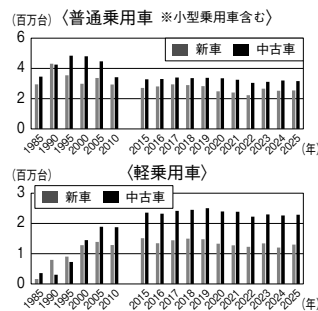
（図表2）自動車生産に影響のあった近年の主な事象



（図表3）乗用車の生産動向



（図表4）乗用車の登録状況

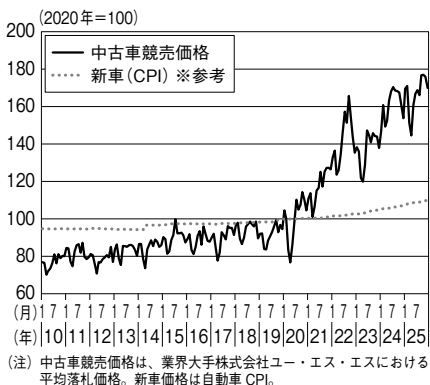


（出所）内閣府「月例経済報告」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会、経済産業省「鉱工業指数」、各種報道

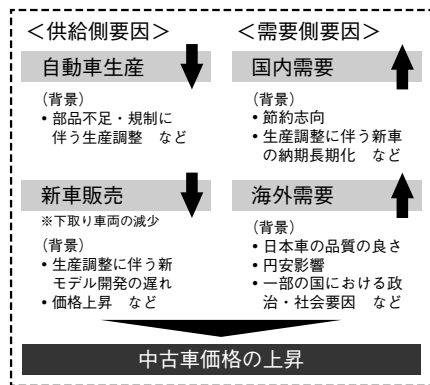
中古車市場の現況

- ・昨今の中古車市場の動向について整理したい。
- ・中古車競売市場における価格動向は需給を知る手がかりとなるが、足元の平均落札価格は上昇基調だ（図表5）。国内外における需要増のほか、供給の不安定性など複合的な要因が影響したものとみられる（図表6）。
- ・需要面では、低価格志向を反映した国内需要の堅調ぶりに加え、旺盛な海外需要が影響している模様だ。また中古車市場には買い換え時に下取りに出された自動車は流通するため（図表7）、足元の新車販売の低迷が、中古車供給を不安定化させる要因になっていたと考えられる。
- ・なお価格上昇局面にあっても、新車と比べた割安感維持されているとみられ、中古車需要の堅調ぶりを支えているようだ。また中古車市場にはすでに存在するストックが流通するため、供給ショックが生じた際の影響は新車と比べると緩やかなものとなる。実際、近年供給不足が生じた時期において、中古車販売の落ち込みは新車と比べて限定的であった（図表8）。
- ・こういった事象は、少なくとも短期的には中古車シフトが発生し得ることを示唆する。

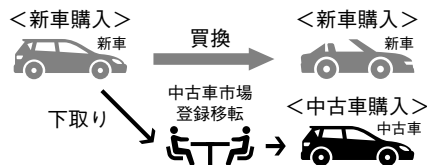
（図表5）中古車競売価格の動向



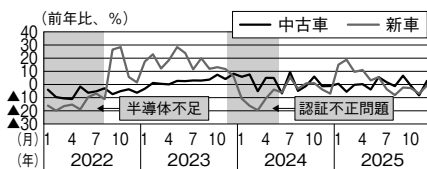
（図表6）中古車価格の上昇要因



（図表7）自動車購入の模式図



（図表8）乗用車の登録状況（前年比）

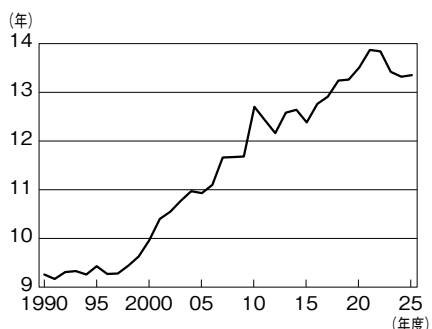


（出所）株式会社ユー・エス・エス、総務省「消費者物価指数」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会、各種報道

中古車シフトの分析

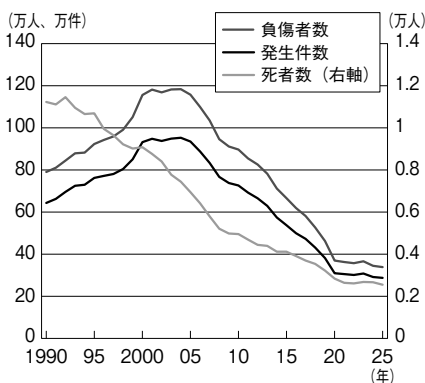
- ・中古車シフトは構造的な要因を背景に、中長期的にも拡大する可能性がある。
- ・車の平均使用年数は長期化傾向にある（図表9）。これは自動車が廃車されるまでの寿命が延びていることを表しており、下取りに出された車はこれまで以上に長期間、市場で流通する傾向にあることが示唆される。結果として中古車市場におけるストック供給はいっそう安定し、消費者が中古車を選択できる機会は拡大していくと考えられる。
- ・平均使用年数が長期化している背景として、自動車性能の発展が挙げられる。安全性や耐久性の向上などを背景に、交通事故の発生件数や死傷者数は減少傾向にあり、廃車に至るリスクが低下している（図表10）。
- ・消費者の目線に立っても、中古車需要の拡大は今後も続きそうだ。前述の通り、中古車価格は新車に比べて急速に上昇しているが、現状の平均購入価格では乖離があり、中古車の価格優位はまだまだ覆りそうにない（図表11、12）。
- ・相対的に供給が不安定である新車需要の受け皿としてのみならず、コスト重視の消費スタイルが浸透しているなかでの純粋な中古車人気が下支えし、中古車シフトの傾向が急激に腰折れする可能性は低いだろう。

（図表9）乗用車の平均使用年数



（注）平均使用年数は、年度ごとに1年前の保有台数との比較による減少台数を1年間に抹消登録された自動車台数とみなして、初めて登録されてから抹消登録されるまでの平均年数を算出したもの。

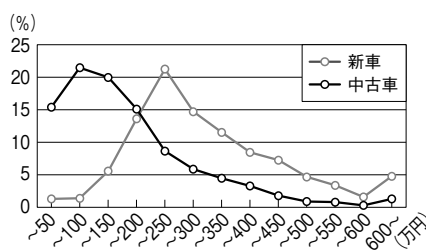
（図表10）交通事故の発生件数、死傷者数



（図表11）自動車の平均購入価格

平均購入価格	新車 298.2万円	中古車 156.4万円
--------	---------------	----------------

（図表12）直近で購入した車の支払総額推移



（出所）自動車検査登録情報協会「わが国の自動車保有動向」、警察庁「交通事故統計」、カーセンサー自動車総研「自動車購入実態調査2024」

中古車市場の展望

- ・ここまで、新車市場が供給不足などに伴い安定性を欠くなか、中古車シフトが生じる可能性について論じてきた（図表13）。
- ・中古車は、単に価格優位性だけでなく、環境へのポジティブな影響からも評価される。中古車シフトにより新車製造が控えられれば、環境負荷の発生を抑える効果（資源消費の削減等）が期待されるためだ。新たな付加価値を生まない中古車取引がGDP統計へ計上されることはない（注）が、国民経済計算体系（SNA）に環境価値を取り込んだ「SEEA」と呼ばれる勘定の枠組みにおいて、中古車シフトは「グリーンGDP」（環境要因を考慮したGDP）の押し上げに寄与する可能性がある（図表14）。
- ・こういった中古車シフトが自動車メーカーへ与える影響についても言及したい。一義的には、中古車シフトは新車販売の下押しにつながるため、自動車の生産機会を奪っていくものと解釈される。他方で別の見方をすれば、中古車市場が主流となれば、下取りに出されて以降も評価され続ける、耐久性に優れた高品質な自動車が求められる時代へと移行していくのかもしれない（図表15）。こうした動きは、自動車生産の質を高めよう。
- ・中古車シフトの動きは、価格優位性にも裏付けされた消費者満足度の向上、環境へのプラス影響、より付加価値を重視した自動車生産、といった前向きな側面が期待される。今後の自動車市場における中古車の動向から目が離せない。

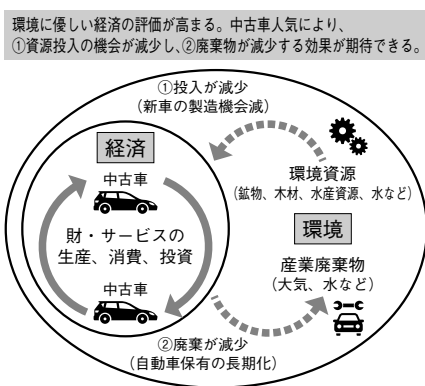
（図表13）中古車シフトの主な経路



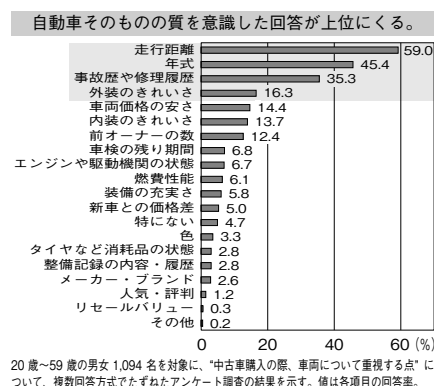
（注）中古車消費は、既に過去時点で生産された自動車を消費者間で移転するものであり、新たな付加価値を生むものではないため、中古車販売額そのものはGDPの個人消費には計上されない。他方、中古車売買に伴うマージン分は、付加価値としてGDPに計上される。

（出所）国際連合「System of Environmental Economic Accounting」、農林水産省「環境勘定の構築に向けた世界的な潮流と国内外における研究動向」、株式会社ネクステージ「中古車オーナーの意識調査2025」、各種報道

（図表14）SEEAの概念図



（図表15）消費者が中古車購入時に重視する点



20歳～59歳の男女1,094名を対象に、「中古車購入の際、車両について重視する点」について、複数回答方式で実施したアンケート調査の結果を示す。値は各項目の回答率。

（注）文中、意見に関する部分は全て筆者の私見である。

中国経済の構造的停滞と世界市場への波及

大臣官房総合政策課 渉外政策調整係 宮木 亮輔

1. はじめに

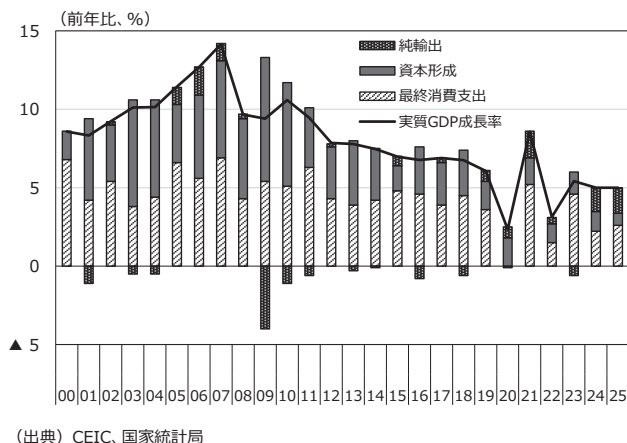
中国の2025年の実質GDP成長率は前年比+5.0%と、前年から横ばいではあるものの、2025年の全人代で掲げられた「5%前後」の成長率目標を達成した。しかしながら、足元では国内消費の低迷が問題となっている。昨年12月に行われた中央経済工作会議では、2026年の経済運営方針の最重要課題として「内需拡大」が位置づけられるとともに、「供強需弱（供給過剰と需要不足）」が顕著な矛盾であるとの指摘がされた。中国経済は表面的には堅調に映っているものの、その裏側では構造的な問題が深刻化している。

本稿では、「供強需弱」と呼ばれる状況が発生した背景と、それが国際経済にもたらす影響について整理していく。

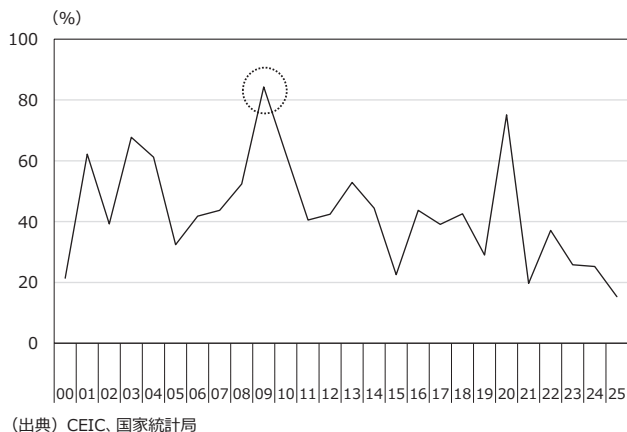
2. 投資主導成長を続けた中国

【図表1】より2000年以降の中国経済を振り返ってみると、「資本形成」が成長に大きく寄与していることが分かる。世界金融危機の際には政府は景気対策として4兆円規模の公共投資を実施している。その影響から、【図表2】の通り、2009年の実質GDP成長率に占める資本形成の寄与率は80%を超える高い水準となった。【図表3】はGDPに占める総固定資本形成の比率を示している。これを見ると、日本や米国が20%から30%ほどで推移しているのに対し、中国は30%を超え、2009年以降には40%を超える年が続いた。こうした数値が示すように、中国は主要な国の中でも特に、「投資が成長を押し上げる構造」が強かったと言える。また、投資の厚みは生産設備やインフラが急速に積み上がっていったことを意味し、中国が製造業大国としての存在感を強めていった背景にもなった。

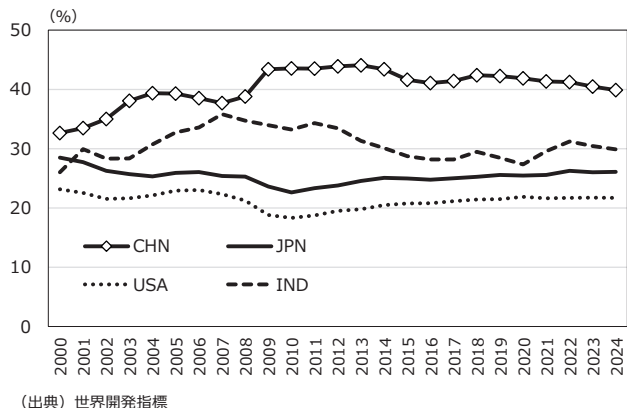
【図表1】 実質GDP成長率と需要項目別寄与度



【図表2】 実質GDP成長率に占める資本形成の寄与率



【図表3】 GDPに占める総固定資本形成の比率



一方で、供給能力の成長とは反対に内需の伸びはそれに及ばず、供給と需要の間に生じたギャップが現在指摘されている「供強需弱」の構造につながった。次章では、どのようにして現在の内需の弱さにつながっていったのか、その背景を見ていく。

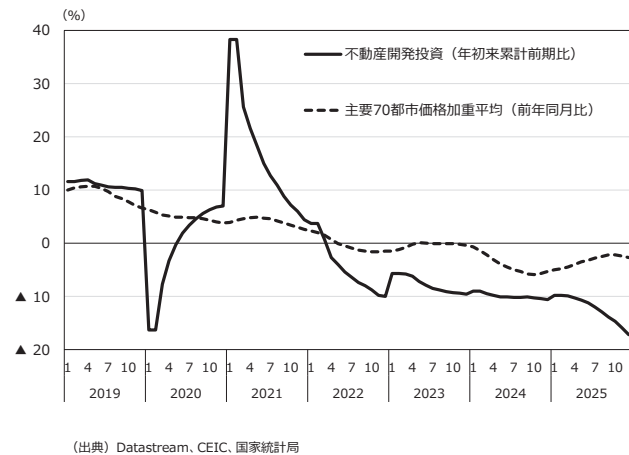
3. なぜ内需は伸びないのか

先述の通り、中国では内需が伸び悩む状況が続いているが、その背景にはいくつかの要因が重なっている。以下でその要因をあげていく。

(1) 不動産不況の長期化

中国では2010年代後半頃まで不動産バブル期だったが、「3つのレッドライン」政策*1とコロナの影響で、不動産市場が急速に冷え込んだ。【図表4】の通り、不動産開発投資は急激に減少し、住宅価格も低下していった。また、建設や資材といった関連産業まで影響が拡大し、経済全体を下押しする要因となった。不動産は中国の家計資産の大部分を占めているため*2、不動産価格の下落に伴う逆資産効果が家計の消費を抑制し続けている。長引く不動産不況の改善が内需の改善には必要不可欠とみられる。

【図表4】 不動産開発投資と住宅価格の推移



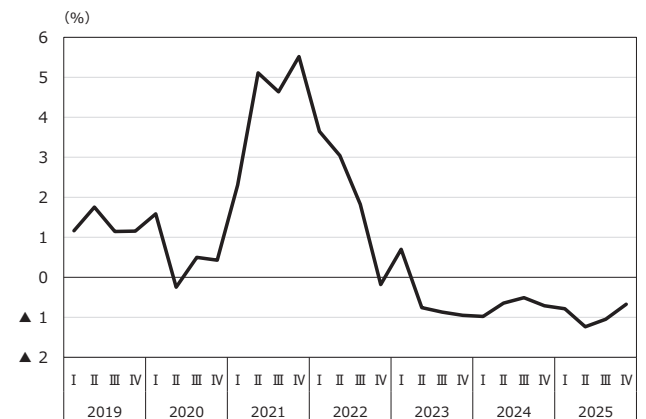
(出典) Datastream, CEIC, 国家統計局

(2) 雇用・所得環境の不安定化とデフレ圧力

中国では現在、企業間の過当競争を指す「内巻*3」が広がっている。これは、中国の国内市場において値下げ競争や顧客獲得競争による出口のない消耗戦が繰り広げられている状況を表す言葉で、EVや太陽光パネルといった新興産業や家電、半導体、鉄鋼、医薬、教育といった幅広い業種で発生している*4。こうした影響から、企業の収益はなかなか伸びず、賃金や雇用が抑えられている。これによって家計は将来に対する不安を強め、消費より貯蓄を優先する傾向が高まり、消費マインドの改善の妨げとなっている。

また、この影響から中国国内では2023年頃よりデフレ圧力が続いている。【図表5】の通り、国内経済全体の物価動向を示す指標であるGDPデフレーターは11四半期連続でマイナスを記録している。このような物価が下がり続ける状況の中では、消費者は「今買うよりも後から買った方が安い」という意識を持つため、特に家電や自動車といった高額品で買い控えが発生しやすい。中国政府は落ち込んだ内需を喚起する目的で2024年から家電や自動車を対象とする買い替え補助金政策を実施した。【図表6】の通り、これによって実施当初は対象品目の売上げが急増したものの、2025年後半にはその効果が一巡して、前年割れとなった。2026年にも同様の政策が実施されているが、その効果は限定的と考えられる。

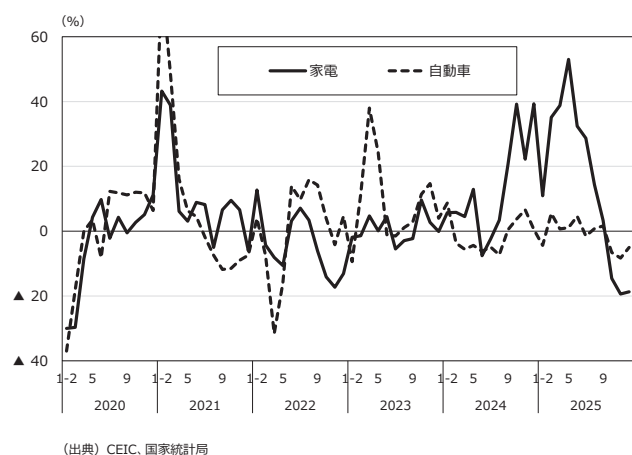
【図表5】 GDPデフレーター推移



(出典) CEIC, 国家統計局

*1) 不動産開発企業の負債割合に上限を設ける目的で、中国人民銀行が2020年8月に導入した措置。(1) 総資産に占める総負債残高70%以下、(2) 自己資本に占める純負債残高100%以下、(3) 短期債務に占める現預金残高100%以上、の3つが定められた。
 *2) 中国人民銀行が2019年10月に全国都市部の3万人を対象に行った調査によると、不動産が家計資産の59.1%を占めるとされている。
 *3) 中国で広まった言葉で、過度な競争が続き、努力しても成果が出にくくなる状態を指す。
 *4) みずほリサーチ&テクノロジーズ 調査部 主任エコノミスト 月岡 直樹氏 「中国を悩ませる『内巻式競争』政府と企業が抱える過当競争のジレンマ」(2025年8月14日)

【図表6】家電・自動車の小売売上高（前年同月比）



4. 内需低迷が世界全体にもたらす影響

このように消費が伸び悩む中では、中国企業は製品を国内だけで販売することが難しくなっている。このため、余剰となった供給を海外に振り向ける動き（以下、輸出ドライブ）が近年強まっている。特に、「新三様（EV・太陽光パネル・リチウムイオン電池）」と呼ばれる製品を中心に、多様な製品で企業は輸出の拡大を続けている。その際、中国企業は国内市場と同様に低価格を武器としたビジネスモデルを展開している。大量生産によるコストの安さを背景に、海外市場でシェアを広げている。

このような中国企業による輸出ドライブの強まりは、世界の市場や通商制度にも影響を及ぼしている。

まず、世界市場において値下げ圧力が強まっている。「新三様」をはじめとする多くの品目で、輸出数量は増える一方で輸出単価が低下している。計量分析^{*5}によると、中国製品の相対的な価格の低下が輸出数量の押し上げの要因になっていると確認されており、輸出ドライブは価格の下押しを伴って進行していると考えられる。欧州自動車部品工業会（CLEPA）が2025年に行った調査によると、自動車部品サプライヤーのうち75%が低収益を見込んでおり、57%が中国製品の輸入増加による圧力を感じている事が示された^{*6}。その一方で、部材の安価調達が可能になるというプラス

の効果もあり、収益圧迫という負の側面と安価調達という正の側面が併存しているのが現状である。

次に、各国が関税や規制によって対応を強めているという変化である。米国は、2024年に通商法301条を見直し、EV関連を含む戦略分野の対中追加関税の引き上げを実施した。これによって2024年9月27日より、EVの関税率は25%から100%へ、太陽電池の関税率は25%から50%へ引き上げられた。さらに、電池・部材や重要鉱物など川上の品目にも段階的な引き上げを広げ、完成車だけでなく作るための土台にもコストがかかるようにしている。また、EUは2024年10月に中国製EVへの相殺関税^{*7}を発動したのち、2026年1月12日には「最低輸入価格」に関する指針を発表した。これによって、事業者は価格拘束を申請し、欧州委員会やEU加盟国の承認を経た後に相殺関税措置を修正することとなった。

5. おわりに

1月にIMFが公表した世界経済見通し（WEO）によると、2026年の成長率は4.5%、2027年には4.0%と、成長が次第に鈍化していく見通しである。また、3月5日に開幕した全人代で発表された政府活動報告によると、2026年の成長率目標は「4.5～5.0%」と前年から引き下げられ、中国経済が減速していくという見通しは国内外で広がっている。

中国が抱える問題は構造的な要因によるものが多く、現状を短期間で転換することは難しいと考えられる。当面は低価格での輸出が続き、それに対して各国の規制が強まることが予想されるだろう。中国経済が安定軌道を取り戻すには、家計・不動産・雇用の底上げや内巻への対応が必要不可欠である。これらの問題に中国政府がどのように着手していくのか、その政策運営に注視していく必要があるだろう。

（注）文中、意見に及ぶ部分は筆者の私見である。

また、誤りについては筆者に帰する。

*5) みずほリサーチ&テクノロジーズ 調査部 アジア調査チーム

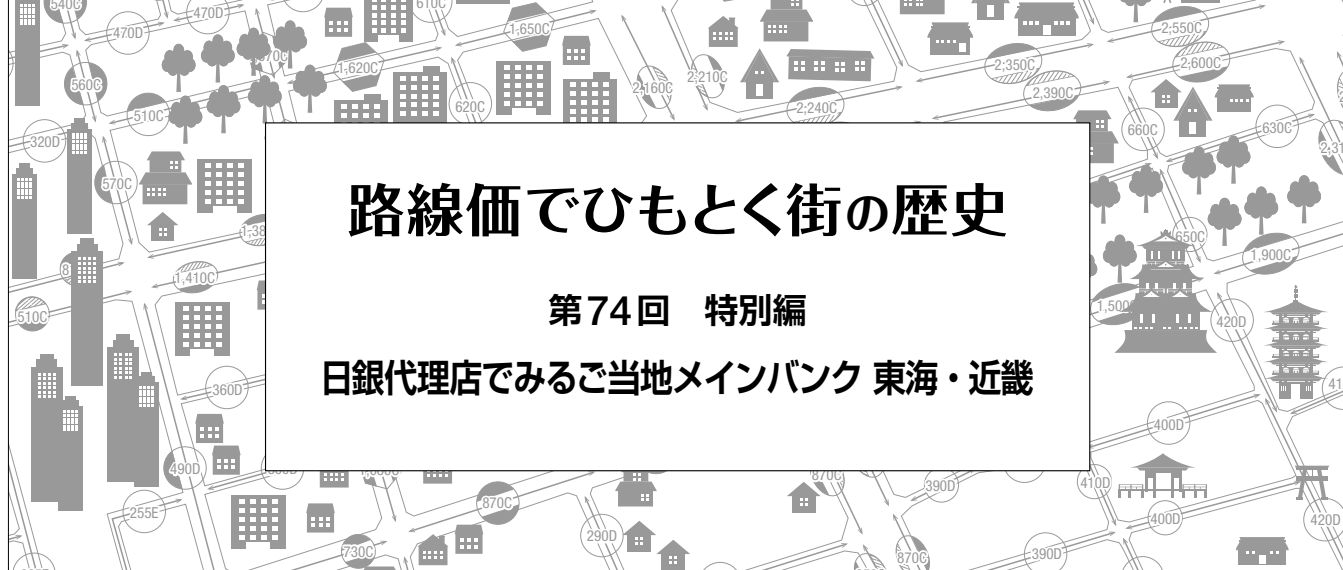
主任エコノミスト 鎌田 晃輔氏「輸出ドライブが支える中国経済 早期に解消することはないが、次第に減衰する予想」（2024年7月11日）

*6) European Association of Automotive Suppliers (CLEPA) "Loss of EU competitiveness, geopolitical uncertainty and imports from China continue to suppress supplier sentiment" (2025年3月27日)

*7) 輸出国の補助金を受けた輸入貨物に対し、国内産業保護のために補助金額の範囲内で課された関税。

(参考文献)

- ・内閣府「世界経済の潮流 2012年I」(2012年6月)
- ・第一生命経済研究所 経済調査部 主席エコノミスト 西濱 徹氏「中国・9月企業マインドは収益圧迫と雇用圧縮が一段と鮮明に」(2025年9月30日)
- ・みずほリサーチ&テクノロジーズ 調査部 アジア調査チーム主任エコノミスト 鎌田 晃輔氏「輸出ドライブが支える中国経済 早期に解消することはないが、次第に減衰する予想」(2024年7月11日)
- ・日本貿易振興機構 (JETRO)「301条対中追加関税の見直し結果と今後の展望 (米国)」(2024年6月18日)
- ・INTERNATIONAL MONETARY FUND (IMF) "World Economic Outlook" (2026年1月19日)



路線価でひもとく街の歴史

第74回 特別編

日銀代理店でみるご当地メインバンク 東海・近畿

前月号に続き、国庫金の出納業務を担った銀行（「日銀代理店」）の変遷を探る。今回は東海（愛知、三重）と近畿地方（徳島含む）を扱うが、文脈の都合で小倉と鹿児島を加える。図表1に拠点別の明治前半の里程元標、最高地価地点、受託銀行および所在地、そして明治39年（1906）以降の受託銀行の変遷をまとめた。

本町通・伝馬町と名古屋三大銀行

名古屋の街は8km北西の清洲にあった城下町を熱田台地へ高台移転したプロジェクト「清洲越し」に始まる。以来、名古屋の中心街は南北軸の本町通、東西軸の伝馬町からなる碁盤の目状の区域である。両軸が交差する地点は札ノ辻と呼ばれた。グリッドの南辺が広小路で、本町通との交差点に里程元標が置かれていた。本町通の札ノ辻から里程元標にかけての両側町が玉屋町で、明治15年（1882）から昭和4年（1929）にかけて県内の最高地価地点だった。戦前、当地の有力銀行を指して名古屋三大銀行と呼ばれたが、そのうち愛知銀行が玉屋町にあった。伝馬町には名古屋銀行と明治銀行があった。三大銀行の開業以前、国庫金の出納事務を扱っていた三井銀行も伝馬町に店を構えていた。後年、第一銀行が支店を出したのも伝馬町だ。

名古屋三大銀行について解説する。まず、名古屋の国立銀行で最も早いのは明治10年（1877）5月、いとう呉服店（現・松坂屋）の伊藤次郎左衛門ら尾張藩御用達商人の出資で茶屋町に設立された第十一国立銀行である。翌年の明治11年（1878）12月には、尾張徳川家や旧家老らの発起で第百三十四国立銀行が設立された。第百三十四国立銀行は岡崎で国庫金の出納事務を担うことになった。国立銀行の営業満期を迎えるにあたって、明治29年（1896）3月、尾張徳川家

第18代当主徳川義礼を筆頭に、清洲越し以来の御用達商人が発起人として名を連ね、愛知銀行を設立（戦後の「愛知銀行」とは無関係）。開業後、第十一、第百三十四国立銀行とともに資産負債を愛知銀行に移した。初代頭取は岡谷惣助（9代目）である。家業は金物商「笹屋」で現代の岡谷鋼機である。

名古屋銀行は、明治15年（1882）、清洲越し以降の商人らの出資で設立された（戦後の「名古屋銀行」とは無関係）。初代頭取の瀧兵右衛門（4代目）の家業は呉服商「絹屋」だった。現在のタキヒヨーである。古知野（現・愛知県江南市）が発祥で、名古屋に出店したのは江戸後期である。最後は明治銀行である。明治29年（1896）8月の設立で、後に日本車両や東邦ガスその他多数の創業に関わる奥田正香が仕掛人だった。

愛知、名古屋、明治の各行が名古屋三大銀行と呼ばれる背景には名古屋財界の3つの系統を反映していたこともあった。愛知銀行は、清洲越し以来の歴史を持つ伝統的な御用達商人を祖とするグループで「土着派」の代表と目された。名古屋銀行は瀧家をはじめ名古屋近在を出身とするグループ、「近在派」の代表。これらに対し、明治銀行は外来の経営者が立ち上げた新興企業のグループで「外様派」とされた。明治銀行は昭和7年（1932）に休業してしまう。愛知銀行と名古屋銀行は昭和16年（1941）、伊藤銀行を加えた3行で合併して東海銀行となった。伊藤銀行は、第十一国立銀行の設立に参画した伊藤家が別途設立した名古屋初の私立銀行である。

豊橋の第八国立銀行は名古屋より早く明治10年2月に設立された。旧吉田藩士で、のちに横浜正金銀行の初代頭取を務める中村道太が設立に貢献した。同行は豊橋の国庫金を担っていたが、経営不振に陥り、名

古屋の第百三十四国立銀行の救済を仰ぐ。第百三十四国立銀行は明治18年(1885)6月に八町に支店を出し、第八国立銀行に代わって国庫金の取扱を受託することになった。豊橋の最高地価地点は旧東海道の札木町だ。隣接する本町、呉服町と一体で商業拠点となっており、名古屋三大銀行も支店を構えていた。

次に、三重県は当時から名古屋との関わりが深かった。四日市港の取扱量は名古屋港を上回っていた。第1回銀行総覧によれば、明治29年(1896)の時点で、三井銀行の22の営業店のうち三重県内に四日市、津、桑名、松阪の4か所あった。その後撤

退し、拠点は愛知銀行が譲り受けた。明治末期、日銀代理店は四日市が愛知、桑名は名古屋銀行が継承している。他方、伊勢志摩以南の国庫金は第百五国立銀行が明治初期から出納事務を扱っていた。同行は、津藩家老の藤堂高泰ら旧藩士によって明治11年11月に設立された。

琵琶湖水運と銀行街

琵琶湖の大津港は開港地に並ぶ重要拠点だった。明治初年、銀行の前身として設立された為替会社の拠点が東京、大阪、京都の三都に開港地の横浜、神戸、新潟、それ以外では大津と敦賀に設置された。瀬戸内海から琵琶湖を経て日本海に抜けるルート上の拠点である。三井銀行はこの為替会社を引き継いだ。里程元標のある上京町、三井銀行があった上小唐崎町は旧東海

図表1 日銀代理店の受託銀行の変遷(名古屋～徳島、小倉、鹿児島)

取扱所/ 金庫/ 代理店	里程元標 明治9~ 14年	最高地価 明治20年 前後	所在地/受託銀行 明治21年 (1888)		受託銀行			
					明治39年 (1906)	大正10年 (1921)	昭和10年 (1935)	昭和17年 (1942)
名古屋	鉄砲町	玉屋町	伝馬町4	三井	日銀名古屋	日銀名古屋	日銀名古屋	日銀名古屋
岡崎	—	連尺町	連尺町	第百三十四	愛知	愛知	愛知	東海
豊橋	—	札木町	八町	第百三十四	愛知	愛知	愛知	東海
桑名	—	—	京町	三井	名古屋	名古屋	名古屋	東海
四日市	—	—	蔵町	三井	愛知	愛知	愛知	東海
津	分部町	—	大門町	三井	百五	百五	百五	百五
山田	常磐町	河崎町	岡本町	第百五	百五	百五	百五	百五
上野	—	—	中町	第八十三	第八十三	百五	百五	百五
大津	上京町	柳町	上小唐崎町	三井	百卅三	百卅三	滋賀	滋賀
彦根	—	土橋町	本町	第百卅三	百卅三	百卅三	滋賀	滋賀
八幡	—	大杉町	池田町3	第六十四	近江商業	近江商業	滋賀	滋賀
長浜	—	御堂前	南船町	第百卅三	二十一	二十一	湖北	湖北
京都	三条大橋	松木町	六角町	三井	日銀京都	日銀本店	日銀京都	日銀京都
伏見	—	—	過書町	三井	伏見	伏見	川崎第百	第百
福知山	—	—	呉服町	第百三十	丹波	百三十七	百三十七	百三十七
宮津	—	—	宮本町	第百三十	百三十	百三十七	安田	丹和
大阪	高麗橋	心齋橋筋1	高麗橋通2	三井	日銀大阪	日銀本店	日銀大阪	日銀大阪
堺	大道ノ辻	甲斐町東1	熊野町	第三十二	浪速	十五	三和	三和
神戸	元町通6	海岸通3	栄町通3	三井	浪速	十五	日銀神戸	日銀神戸
姫路	福中町	俵町	本町	第三十八	三十八	三十八	三十八	神戸
明石	—	西本町	西本町	第五十六	五十六	五十六	五十六	神戸
西ノ宮	—	—	鞍掛町	三井	浪速	十五	三和	三和
洲本	—	—	外通5	久次米	浪速	十五	三和	神戸
豊岡	豊田町	—	本町	第五十五	五十五	五十五	但馬	全但
篠山	—	—	二階町	第百三十七	百三十七	百三十七	百三十七	百三十七
奈良	橋本町	樽井町	角振町	第六十八	六十八	六十八	南都	南都
和歌山	本町~京橋	本町1	本町2	三井	四十三	四十三	三和	三和
田辺	—	栄町	栄町	第四十三	四十三	四十三	三和	三和
徳島	西横町	—	通町	第三十四	三十四	三十四	三和	三和
脇町	—	—	—	第八十九	三十四	三十四	三和	三和
小倉	室町	小倉	室町	第八十七	百三十	百三十	安田	安田
鹿児島	山下町	中町	築町	第五	浪速	十五	日銀鹿児島	第百四十七
金久	—	—	(奄美)	第五	浪速	十五	第百四十七	第百四十七

(注) 明治39年と大正10年の代理店名称は「金庫出納事務取扱店」、昭和10年と昭和17年は「日銀代理店」を指す。所在地欄の()内は、『国庫金出納所一覧表』に記載がない箇所について筆者が調査して補記したもの。行名の「国立銀行」「銀行」は省略。第百、三和、東海各社は現在の三菱UFJ銀行。三井、神戸各社は現在の三井住友銀行。安田銀行は戦後の富士銀行で第一、日本勧業各社とともに現在のみずほ銀行の前身の1つ。

(出所) 日本銀行『国庫金出納所一覧表』『国庫金出納事務報告』、『日本銀行沿革史第3集』、細野巴市編『六大都市以外の市町村・市町村組合及町村組合の預金部資金借入と償還の手引』(昭和10年)、各府県統計書(いずれも国立国会図書館デジタルコレクション)から筆者作成

道にあり、最高地価地点の柳町はその一筋琵琶湖側にあった。三井銀行は明治20年(1887)に湖岸の橋本町に移転し、後にこの通りが銀行街になる。

大津初の本店銀行は第六十四国立銀行だ。明治11年6月の設立だが、翌年2月に彦根支店が分離独立して第百卅三国立銀行となった。国庫金は第六十四国立銀行が八幡(現・近江八幡市)、第百卅三国立銀行は彦根と長浜を担当した。三井銀行の大津撤退後、大津の国庫金は百卅三、八幡は近江商業銀行、長浜は第二十一国立銀行が扱うことになった。近江商業銀行は明治29年(1896)6月設立の彦根の銀行で、大正14年(1925)4月に名古屋の明治銀行に吸収される。明治銀行の休業後は地元の八幡銀行が代理店を引き継いだ。八幡銀行は明治14年(1881)12月に地元の近江商人が立ち上げた銀行だ。昭和8年(1933)11月に百卅三銀行と統合して滋賀銀行となる。第二十一国

立銀行は明治10年10月に長浜で設立され、営業満期後の二十一銀行を経て昭和4年（1929）から湖北銀行となる。昭和17年（1942）8月に滋賀銀行に買収されるまでは湖北を代表する銀行だった。

京都北部に展開した大阪の百三十銀行

京都の里程元標は東海道の終点となる三条大橋にあった。中心地は三条通の先で、元標も大正期に三条烏丸に移った。三条通は第一銀行、日本銀行も出店した明治の銀行街である。三井銀行は新町通六角下ルにあった。三条通の1筋南、呉服問屋街の室町通の1筋西である。祇園祭には北観音山が出る京都の中心といえる。最高地価地点は先斗町の通りの松木町だった。

現在、京都府の地域一番行は京都銀行だが、戦前は京都市内が本店ではなかった。前身は、昭和16年（1941）、京都府北部にあった両丹、宮津、丹後商工、丹後産業の4行が合併した「丹和銀行」で、本店は福知山にあった。終戦直後は、三和銀行をはじめとした都市銀行のシェアが大きかった。京都銀行に改称したのは昭和26年（1951）、京都市内に本店が移転したのは昭和28年（1953）だった。京都府内の日銀代理店がすべて京都銀行となったのは昭和31年（1956）だ。

明治期に福知山や宮津の国庫金を扱った第百三十国立銀行は大阪が本店の銀行だった。明治11年12月の設立。創業者の松本重太郎は丹後地方の出身で、銀行を立ち上げるにあたって、福知山や宮津の旧藩士に出資を募った経緯があった。第百三十国立銀行、営業満期後の百三十銀行は担保の有無にかかわらず人物本位の融資方針が特長で、本店所在地の大阪を拠点に南海電鉄など様々な起業に関わった。当時としては広域に展開しており、北九州地域にも拠点を持っていた。大阪港に移入される筑豊炭に着眼し、小倉に本店があった第八十七国立銀行を合併したからだ。

百三十銀行は積極策が仇となり明治37年（1904）6月に休業。安田銀行の傘下で再生を図り、後に合併される。百三十銀行に代わって日銀代理店を担った百三十七銀行は丹波篠山が本店で、支店網は兵庫県と京都府にまたがっていた。昭和17年（1942）に京都府内の店舗を丹和銀行に移管のうえ神戸銀行と合併した。

鹿児島と神戸と浪速銀行

堺の国庫金を担っていた第三十二国立銀行は、大阪の両替商「千草屋」平瀬亀之輔が創業した銀行だ。明治11年1月の設立で、明治31年（1898）1月の営業満期後は浪速銀行へ転換した。同年9月には第五銀行を吸収している。第五銀行の前身は、旧薩摩藩主島津家の出資で設立された第五国立銀行である。大阪で創業し、東京に本店を置いたが、地盤は旧領国の鹿児島にあった。合併の背景には旧薩摩藩が千草屋の得意先だった縁がある。明治33年（1900）、島津家家令で旧第五銀行取締役だった野元^{たけし}驍が頭取に就任。以降、浪速銀行は鹿児島色を強めていく。大正9年（1920）に東京の十五銀行と合併するが、昭和2年（1927）に取り付け騒ぎを起こして休業に至る。十五銀行の前身の第十五国立銀行は、岩倉具視の呼びかけで旧大名が出資し、毛利元徳が初代頭取を務めた銀行で、「華族銀行」と呼ばれていた。図表1において、第五・第三十二国立銀行から浪速～十五銀行への変遷は堺以外にも西ノ宮、神戸、洲本、鹿児島で確認できる。

堺に話を戻すと、当地の里程元標は大道ノ辻にあった。環濠都市を南北に貫く紀州街道の別名大道筋と、東西軸の大小路筋が交差する地点である。最高地価地点は甲斐町東一丁で、現在の堺山之口商店街と重なる。明治11年2月、第三十二国立銀行は大道ノ辻の北西角、熊野町に支店を出した。浪速～十五銀行と変遷し、戦後は三井銀行の堺支店となった。現在は同じ場所に関西みらい銀行堺支店がある。十五銀行の破綻に伴って、日銀代理店は三十四銀行が引き継いだ。同行は明治11年3月に大阪高麗橋で設立された第三十四国立銀行を起源とし、昭和8年（1933）12月に鴻池、山口銀行と合併して三和銀行となった。堺には、当地を本店とする大西銀行を買収して設けた堺支店があった。

さて、神戸の里程元標は元町六丁目、現在の元町商店街の西端にある。最高地価地点は海岸通三丁目だった。今は神戸ポートタワーが立つ中突堤に続く場所である。神戸の国庫金を担っていたのは三井銀行で、店舗は海岸通の1筋山側の栄町通にあった。のちに銀行街を形成し、浪速銀行神戸支店も栄町通にあった。神戸は、鹿児島出身の川崎正蔵が起こした神戸川崎財閥



の本拠地である。中核の川崎造船所が株式会社化したのが明治29年（1896）で初代社長は明治の元勳、松方正義の三男の松方幸次郎だった。国庫金の出納事務は明治32年（1899）の住友銀行を経て、明治36年（1903）から浪速銀行が担うことになった。鹿児島色を強めていった浪速銀行の頭取は大正2年（1913）に松方正義四男の松方正雄となった。7年後の十五銀行との合併時、十五銀行の頭取は松方正義長男の松方巖だった。銀行破綻の一因となった神戸川崎財閥向け融資の背後には、薩州財閥、さらには松方コンツェルンとも称される人的関係があった。

三十四銀行と徳島

経済・文化圏として徳島は近畿と近い。銀行の店舗展開にもそれが表れており、三十四銀行が創業期から地盤としていたのが徳島だ。徳島は西横町の新町橋北詰に里程元標があった。明治12年（1879）6月、第三十四国立銀行の最初の支店として名東支店を出店した。当時、徳島は高知県の一部で徳島市街は名東郡に属していた。社史には、副頭取が高知に出張したとき、官公金の取り扱いを依頼された出店経緯がある。大阪商工会議所の初代会頭の五代友厚が製藍所を整備したが、徳島の藍は大阪の繊維産業に欠かせなかったはずだ。木綿問屋の岡橋治助が起こした第三十四国立銀行は繊維産業との関わりが深い。サプライチェーン上の密接な繋がりがあったと推測される。

対して、淡路島洲本の国庫金を受託している久次米銀行の発祥が徳島である。久次米銀行は明治24年（1891）に休業し、東西2分割のうえ再興を図ることになる。西半分の継承銀行を阿波銀行とあったが、現在の阿波銀行とは別で、これを母体に阿波商業銀行を立ち上げた明治29年（1896）6月を現在の阿波銀行の創業としている。

第三十四国立銀行が出店したのは通町だった。藩政期に街道の起点となった徳島橋から続く商人地で当時の中心地だった。最高地価地点は不明だが、当時の一等地だったに違いない。阿波商業銀行が開業したのは新町川沿いの船場町で、第三十四国立銀行が移転したのはその1筋背後の西新町だった。明治中期以降の銀行はこの近辺に集積した。その後、藍産業の衰退とと

もに中心街は西新町から東新町に移っていく。

堺から徳島に至る途中の和歌山の最高地価地点は本町一丁目。南北のメインストリートの本町通の、市堀川に架かる京橋北詰に里程元標があった。三井銀行の撤退後、当地で創業した第四十三国立銀行が当地の国庫金を担っていた。営業満期後の四十三銀行は昭和5年（1930）に破綻。主な店舗は三十四銀行が継承した。その後、昭和28年（1953）9月末時点で三和銀行は和歌山県に9店舗を擁していた。現在の地域一番行の紀陽銀行は明治28年（1895）設立の紀陽貯蓄銀行を祖とする。大正元年（1912）に本店を本町一丁目の現在地に移し、大正11年（1922）に普通銀行に転換して紀陽銀行となった。和歌山県国庫も三和銀行が担っていたが、昭和35年（1960）に紀陽銀行が引き継いだ。

最後に、兵庫県播磨地域と奈良県について触れておく。姫路は第三十八国立銀行とその承継行が当初から戦前を通して日銀代理店を担っていた。拠点の本町は西国街道の1筋北側である。里程元標の福中町、最高地価地点の俵町ともに西国街道の両側町だ。明石も姫路と同様に当初から戦前にかけて同じ銀行、すなわち第五十六国立銀行とその承継行が国庫金の出納事務を担っていた。いずれも神戸銀行の前身行の1つである。本店があった西本町は淡路島にわたる港の前にあり、明石の最高地価地点だった。

奈良は第六十八国立銀行、営業満期後の六十八銀行から一県一行の再編を経て南都銀行に至る同系統の銀行が国庫金を担っている。銀行所在地の角振町、里程元標の橋本町ともに当地のメインストリート、三条通にある。最高地価地点の樽井町は三条通の一筋南にある。第六十八国立銀行は大和郡山で創業し、明治21年（1888）に奈良支店を出店した。奈良支店が本店となったのは昭和3年（1928）である。

プロフィール

大和総研主任研究員 鈴木 文彦

仙台市出身、1993年七十七銀行入行。東北財務局上席専門調査員（2004-06年）出向等を経て2008年から大和総研。著書に「自治体の財政診断入門」（学芸出版社）、「公民連携パークマネジメント」（同）





「平成財政史」の編纂 — 研究員の視点から

愛知大学経済学部教授・財務総合政策研究所客員研究員 早川 大介
東北学院大学経済学部准教授・財務総合政策研究所客員研究員 谷 達彦

はじめに

今月のPRI Open Campusでは、財務総合政策研究所の資料情報部が、多くの有識者と協力して作成している「財政史」について、「ファイナンス」の読者の皆様にご紹介します。

1. 「平成財政史」とは

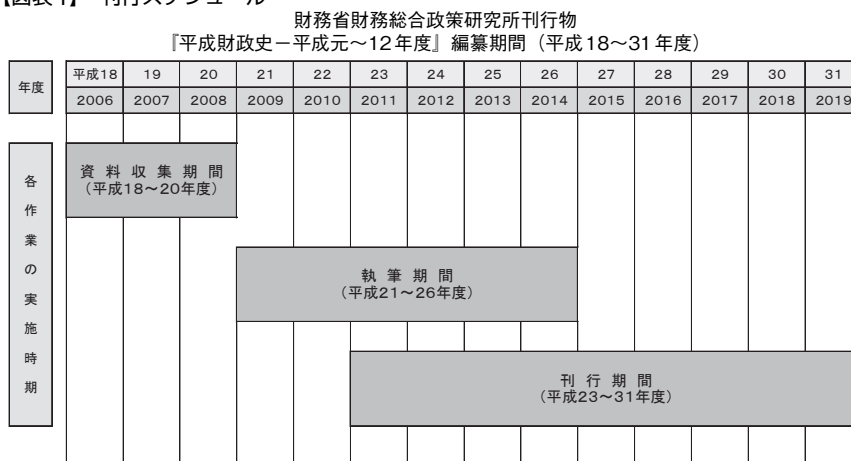
財務省では、大蔵省時代より組織が正式な記録として作成する財政史の編纂事業をおこなっています。「財政史」は、財務省の行政の事績を政策の分野別に期間を区切って編纂した史録です。これまで、『明治財政史』シリーズから『平成財政史—平成元～12年度』シリーズまでが刊行されました。『平成財政史』の編纂事業は、平成18（2006）年度にスタートし、平成24（2012）年から令和2（2020）年までに全12巻（叙述巻7・資料巻5）が刊行されました。^{*1}資料収集期間・執筆期間を含めて足掛け14年に亘る事業でした。

平成財政史の事務局は、財務総合政策研究所資料情報部財政史室に置かれ、執筆は主として大学教員を中心とした各分野の専門家が行いました。編纂の作業には、財政史室の職員のほか、編集協力委員の財務省OBや研究員・編集協力者など多くの人が関わりました。

財政史室には2006年から19年まで延べ10名ほどの大学院生の研究員が在籍しました。早川大介（現在、愛知大学経済学部教授）と谷達彦（現在、東北学院大学経済学部准教授）は、研究員として平成財政史の編纂に関わりました。早川は、編纂がスタートした2006年に着任し、2010年度末まで資料収集・整理等を行いながら、『平成財政史—平成元～12年度』第3巻の「政府関係機関」パートの執筆を担当しました。谷は、早川の後任として2011年度に着任し、原稿チェックなど刊行に向けた業務を行いました。

以下では、2006年から10年度を早川が、2011年度について谷が「平成財政史」編纂に関わった思い出を述べたいと思います。

【図表1】 刊行スケジュール



*1) https://www.mof.go.jp/pri/publication/policy_history/series/zaisei05.htm

【図表2】『平成財政史』巻別構成・担当者一覧

巻別構成及び担当				〔刊行日〕
〔 叙述巻 〕				
第1巻	総説	◎ 林 健久 (東京大学名誉教授)		平成29(2017)年 12月25日
	財政会計制度	◎ 石 弘光 (一橋大学名誉教授)		
第2巻	予算	○ 石田 久和 (元株式会社証券保管振替機構審議役)		平成25(2013)年 3月29日
		○ 宮島 洋 (早稲田大学法学部教授)		
		池上 岳彦 (立教大学経済学部教授)		
第3巻	特別会計・国有財産	柴田 善雅 (大東文化大学国際関係学部教授)		平成24(2012)年 3月30日
	政府関係機関	早川 大介 (愛知大学経済学部助教)		
第4巻	租税	○ 田近 栄治 (一橋大学大学院経済学研究科教授)		平成26(2014)年 3月28日
		八塩 裕之 (京都産業大学経済学部准教授)		
第5巻	国債	釜江 廣志 (東京経済大学経済学部教授)		平成27(2015)年 12月25日
	財政投融资	永廣 顕 (甲南大学経済学部教授)		
		持田 信樹 (東京大学大学院経済学研究科教授)		
第6巻	金融 (含金融資料)	◎ 堀内 昭義 (東京大学名誉教授)	(概説)	平成31(2019)年 3月28日
		伊藤 修 (埼玉大理理事/副学長)	(金融行政)	
		近見 正彦 (一橋大学名誉教授)	(保険)	
		小林 和子 (公益財団法人日本証券経済研究所 名誉研究員)	(証券行政)	
		米澤 康博 (早稲田大学大学院 経営管理研究科教授)	(証券市場)	
第7巻	国際金融・ 対外関係事項	浅井 良夫 (成城大学経済学部教授)		平成29(2017)年 3月30日
	関税行政	伊藤 正直 (大妻女子大学社会情報学部教授)		
		櫻井 敬子 (学習院大学法学部教授)		
〔 資料巻 〕				
第8巻 資料(1)	総説	◎ 林 健久 (東京大学名誉教授)		平成31(2019)年 1月11日
	財政会計制度	◎ 石 弘光 (一橋大学名誉教授)		
		石田 久和 (元株式会社証券保管振替機構審議役)		
	予算	○ 宮島 洋 (東京大学名誉教授)		
		池上 岳彦 (立教大学統括副学長/経済学部教授)		
特別会計 政府関係機関	柴田 善雅 (大東文化大学国際関係学部教授)			
	早川 大介 (愛知大学経済学部助教)			
第9巻 資料(2)	租税	○ 田近 栄治 (一橋大学大学院経済学研究科教授)		平成27(2015)年 3月31日
		八塩 裕之 (京都産業大学経済学部准教授)		
第10巻 資料(3)	財政投融资	釜江 廣志 (東京経済大学経済学部教授)		平成28(2016)年 12月19日
		永廣 顕 (甲南大学経済学部教授)		
	持田 信樹 (東京大学大学院経済学研究科教授)			
第11巻 資料(4)	国際金融・ 対外関係事項	柴田 善雅 (大東文化大学国際関係学部教授)		平成30(2018)年 3月26日
	関税行政	浅井 良夫 (成城大学経済学部教授)		
		伊藤 正直 (大妻女子大学学長)		
第12巻 資料(5)	統計 機構 人事 年表 索引	財務総合政策研究所		令和2(2020)年 3月27日

◎印は監修者(兼編集委員)、○印は編集委員
役職名は、各巻の刊行時のものである。

2. 2006-2010年度の業務

早川は、2006年7月から2011年3月まで、編集協力者・研究員として財政史室に在籍しました。2006年当時、東京大学大学院経済学研究科博士課程三年に在籍し、伊藤正直教授(現名誉教授)の下で近現代の日本金融史を勉強していました。当時は、両大戦間期の金融危機について関心を持っており、日本銀行と地方銀行・地方金融市場に焦点を当てながら研究をしていました。

財政史編纂に関わることになったきっかけは、研究でお世話になっていた浅井良夫成城大学教授(現名誉教授)からの紹介でした。平成財政史の編纂がスタートするにあたり資料収集や整理などの編纂の補助を行う大学院生が必要ということでした。

戦前期の歴史研究をしていたので、『明治財政史』・

『明治大正財政史』・『昭和財政史』の金融に関連する箇所に通したことはありましたが、財政史室についての具体的な知識は全くありませんでした。しかも、業務内容は平成初期の財政史の編纂であり、戦前の歴史を中心に勉強していた自分にできるのかと思いました。

当初は、編集協力者として、大学院の演習や他の研究機関でのアルバイト等をしながら、週に1、2回程度出勤してその都度依頼のあった業務を行いました。編纂の準備期間でしたので、基礎となる財政・金融関係の法改正の確認、平成期の財政統計の作成などを行いました。また、並行して国立国会図書館や全国銀行協会・証券業協会等の業界団体の図書館などを回って審議会の答申や資料などを収集しました。

2007年度にはオーバードクターになったこともあり、基本的に月曜日から金曜日まで毎日出勤するようにな

りました。当時、情報システム部の部屋の一角の「研究室」にデスクを置かせていただき、資料の閲覧に来室された先生方の依頼を受けて、資料収集や統計の作成などを行いました。金融史の勉強をしていたので金融に関してはある程度土地勘がありましたが、予算や租税については全く不勉強で『国の予算』や『決算の説明』などの基礎資料について全く知りませんでした。頻繁に来室していた林健久先生や宮島洋先生に色々と教えていただきながら、過去の『昭和財政史』や財政学や財政法等の概説書に目を通してその都度わからないことを勉強する日々でした。財務省図書館の蔵書が充実していたので、気になったら文献にあたっすぐに調べることができました。「財政投融资」の担当で残念ながら執筆途中の2009年に急逝されましたが、横浜国立大学の学部時代に地方財政を教わった金澤史男先生とお話してきたのは今となっては良い思い出です。

先生方の依頼で、編集協力委員経由で各局から借り受けた資料のコピーとファイリングも担当しました。膨大な資料を連日コピーして、穴を開けてファイリングしてラベルを貼り付けるという作業を行いました。単純作業ではありましたが、脱落の無いようにコピーする必要があり、神経を使う作業でした。それでもキャビネットが日に日にファイルで埋まって行くので達成感がありました。

研究員としての業務と並行して、最初に刊行される第3巻の「政府関係機関」のパートを執筆することになりました。「政府関係機関」とは、「特別の法律により設立された全額政府出資の法人であり、法律に基づいてその予算及び決算の国会への提出が義務付けられた機関」で、平成元年時点には、日本開発銀行、日本輸出入銀行の2銀行と国民金融公庫・住宅金融公庫・農林漁業金融公庫・中小企業金融公庫・北海道東北開発公庫・公営企業金融公庫・中小企業信用保険公庫・環境衛生金融公庫・沖縄振興開発金融公庫の9公庫の計11機関がありました。その後、平成11年7月に中小企業信用保険公庫が中小企業事業団に統合され中小企業総合事業団となり、同年10月には、日本開発銀行と北海道東北開発公庫が合併し日本政策投資銀行、国民金融公庫と環境衛生金融公庫が合併し国民生活金融公庫、日本輸出入銀行と海外経済協力基金が合併し国際協力銀行が設立され、平成12年度末時点では、2

銀行7公庫等の計9機関となりました。各銀行・公庫等の概要を確認しながら、経済対策時の予算措置や政府関係機関の再編過程について叙述しました。

同じ第3巻の「特別会計」・「国有財産」を担当された柴田善雅先生（大東文化大学）は、以前財政史室に長く勤務されており、植民地経済史に関して多くの研究書を刊行されていました。来室された際には、財政史資料について様々なことを教えていただきました。また、論文の抜刷を頂戴したり、合間にご専門の植民地研究や史料の話も伺いました。毎日財務省に出勤し、歴史研究の世界から少し遠ざかっていた時期でしたので貴重な時間でした。

最終的に財政史室に4年半ほど在籍した後、当時愛知県豊橋市にあった愛知大学経済学部で日本経済史の担当の専任教員として赴任することになり、2010年度末で財政史室を離れることになりました。東京を離れる直前の2011年3月11日には、勤務中に東日本大震災に遭遇しました。ものすごい揺れで作業中の原稿や書籍が雪崩を起こし、急いで机の下に潜りました。当日は、電車が止まり帰宅が困難となったため、財務省庁舎で夜を明かしました。

2002年に修士課程に進学して足掛け9年間大学院に在籍しましたが、そのうちの約半分は財政史室で過ごしたことになります。思い返して見ると、将来の展望が見えず不安定な時期でしたが、全く社会人経験のなかった自分には貴重な経験になりました。それまでは、夜中に論文を書いて昼前まで寝るなど、かなり不規則な生活をしていましたので、朝に満員電車に乗って毎日同じ場所に通勤することは初めての経験でした。職員の方と昼食をご一緒したり、懇親会に誘っていただいたりしたのは良い思い出です。早いもので現在の大学に勤務して15年になりました。大学教員の業務も多岐に亘りますので、財務省での経験は、様々な局面で生かされていると思います。

3. 2011年度の業務を振り返って

2011年3月から2012年3月まで、早川氏の後を継いで、谷が研究員として財政史室に在籍しました。研究員を務めることが決まった時は、立教大学大学院経済学研究科博士課程後期課程5年に在籍していました。

財政学・地方財政論を専攻し、池上岳彦教授（『昭和財政史—昭和49～63年度』第2巻「予算」、『平成財政史—平成元～12年度』第2巻「予算」を執筆）にご指導いただいて、アメリカの大都市税制を博士論文のテーマとして研究していました。そして2011年度からは聖学院大学で非常勤講師として授業を担当することになっていました。

『明治財政史』から続く「財政史」編纂事業に携わることのできる貴重な機会でしたが、博士論文の見直しはほとんど立っておりませんでしたし、授業を担当するのは初めてのことでしたので、研究員として勤務しながら研究や授業準備を進められるだろうかという不安もありました。

『平成財政史—平成元～12年度』の編纂期間6年目となる2011年度は、執筆と並行して刊行の始まる時期でした。2011年3月当時の進捗状況は、2011年度中の刊行を予定している第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」と第4巻「租税」については、原稿の校閲が進められていました。また、2012年度中の刊行を予定している第2巻「予算」については、資料・情報の収集や執筆構想の整理などの執筆準備が進められていました。さらに、2012年度以降に刊行を予定している巻については、執筆者の先生がご登庁するなどして編纂資料の閲覧・確認等が行われていました。

このように複数の巻の作業が並行して行われていましたので、第1巻「総説・財政会計制度」、第2巻「予算」、第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」、第4巻「租税」について、その進捗に応じて原稿の校閲、資料・情報の収集、図表の作成などの業務を担当しました。

特に長い時間をかけて取り組んだのは原稿の校閲でした。誤字脱字や表記の仕方だけでなく、数値や日付、法律番号、引用箇所のパージ数などに誤りがないかを逐一資料にあたって確認するのは神経を使う作業でしたが、文章を注意深く読むことのよい訓練になりました。原稿をじっくりと繰り返し読むことで、財政の知識を広げ、理解を深めることもできました。

資料を収集し、執筆者の先生に提供することも主要な業務でした。前節で述べられているように、各巻の基礎資料の収集、整理はすでに行われていましたが、その後も必要に応じて資料を集めました。資料収集では財務省図書館を主に利用しましたが、そこで入手で

きない資料については国立国会図書館や各府省庁の図書館を利用しました。初めて利用する図書館での資料収集は楽しかったですし、様々な資料にふれて資料に関する知識を広げられたことは、その後の研究教育に役立ちました。

先生方から依頼され、図の作成も担当しました。経済状況に関する様々な統計データを収集し、グラフを作成することは楽しい作業でした。日本経済の基礎を勉強するうえでもよい作業だったと思います。

これらの業務を行っていてわからないことがある場合は、職員の方々に些細なことでも質問できましたし、丁寧に教えていただきました。風通しのよい環境で、率直に意見を出すこともできました。

2012年度から立教大学経済学部にて助教として就職することとなり、研究員を退任しました。振り返ってみると、授業を担当する日を除く週4日、9時30分から18時15分まで勤務しながら、研究や授業準備をするのはやはり大変でした。研究員になる前は夜型の生活をしておりまして、朝から起きて通勤するのも苦労しました。しかし、執筆者の先生方や編集協力者の方々に色々教えていただきながら財政史を勉強できたことは貴重な経験でした。職員の方々と昼食や時折の会合は楽しい思い出です。

2016年度からは東北学院大学経済学部で財政学担当の専任教員として研究教育に取り組んでいます。一年間という短い間でしたが、研究員を務めて得られた経験は、大学教員になってから研究教育だけでなく学内業務においても生かされているように思います。

【図表3】『平成財政史—平成元～12年度』全12巻



おわりに

15年から20年も前のことですが、『平成財政史—平成元～12年度』の編纂に携わった思い出を述べました。当時の研究員の具体的な業務内容や思いを知っていただけたならば幸いです。

財務省が正式な記録として編纂する「財政史」は、財政金融の歴史を後世に伝える役割を果たしていますが、それは財務行政の企画・立案のみならず、一般の学術研究の参考に利用されることも目的としています。そうした社会的意義のある「財政史」の編纂に携われたことは、財政金融を研究する大学院生にとって得難い経験でした。

『平成財政史—平成元～12年度』の編纂・刊行において研究員の果たした役割は不可欠であった、そのように考えて本稿を執筆いたしました。

【プロフィール】

早川 大介

愛知大学経済学部教授・財務省財務総合政策研究所客員研究員

2011年東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。修士（経済学）。

2006年から2011年まで財務省財務総合政策研究所編集協力者・研究員。2011年から愛知大学経済学部勤務。専門分野は、日本経済史（金融史・財政史）。

谷 達彦

東北学院大学経済学部准教授・財務省財務総合政策研究所客員研究員

2012年立教大学大学院経済学研究科博士課程後期課程単位取得退学。博士（経済学）。

2011年から2012年まで財務省財務総合政策研究所研究員。立教大学経済学部助教等を経て、2016年から東北学院大学経済学部勤務。専門分野は財政学・地方財政論。

世界遺産・国宝姫路城のあるまち姫路市

姫路税関支署管理課長
竹下 多重

1. はじめに

姫路市は、兵庫県の南西部に位置する人口約52万人のまちです。

気候は、瀬戸内海式気候に属し、温暖で降水量も少なく、四季の移り変わりをよく感じることができる過ごしやすい気候に恵まれています。

世界文化遺産・姫路城とともに、旧城下町の面影が残る歴史的な街並み、海・山・川などの豊かな自然や多彩な農水産物に恵まれ、また、ものづくり産業が集積する商工業都市として発展しています。

姫路市南部では、レンコンをはじめ、網干メロン、海老芋などの地場産野菜が生産されています。また、山や川など、身近に触れ合える自然が広がる北部では、米、ゆずなどの農産物も豊富です。

2. 姫路税関支署と姫路港

(1) 姫路税関支署

姫路税関支署は、姫路市の南部に位置しています。昭和14年8月に神戸税関広畑派出所が設置され、昭和34年4月神戸税関姫路出張所に改称、昭和37年4月に姫路税関支署に昇格しました。兵庫県のうち、9市（姫路市、相生市、赤穂市、西脇市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市）5郡（多可郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡）を管轄しています。

(2) 姫路港

姫路港は、瀬戸内海の東部、播磨地域の中央部の姫路市臨海部に位置する国際拠点港湾で、港湾区域は、東西約18kmにわたり、面積約7,700haを有しており、隣接する重要港湾東播磨港とともに、工業港とし

て、我が国の経済に重要な役割を果たしています。

旧くは、瀬戸内海の交通の要衝として、城下町「姫路」を支える港として発展してきましたが、大きく発展したのは戦後であり、公共岸壁の整備と併せ、工場などの立地によって専用施設の整備が進められました。また、本港は、近畿のエネルギーの供給基地でもあり、発電所・LNG基地施設等が立地しています。

姫路税関支署の東側を流れる野田川の河口に開けた旧飾磨港（飾磨地区）は、旧くは「思賀麻江」と称し、瀬戸内海を往来する船はもとより、遣唐使の船も碇泊して賑わいました。江戸時代は舟運によって、世界文化遺産に指定された姫路城と結ばれ、姫路藩の「海の玄関口」として栄え、明治22年に港名を飾磨港としました。太平洋戦争に入り、軍備増強の軍需による急激な生産増強の要請に伴い、本港臨海部の工業化が急速に進み、港湾施設の整備が進められました。昭和26年1月に、飾磨港、広畑港、網干港を包含し、姫路港として重要港湾に指定され、さらに昭和34年4月開港に指定されました。



(支署から見た姫路港)

3. 姫路市の名所・名物

姫路市には、紹介しきれないくらい多くの名所や美味しいものがたくさんあります。その中で代表的なものを紹介します。

(1) 姫路城

姫路市といえば、世界遺産・国宝である姫路城です。

姫路城は慶長年間に建てられ、日本独自の城郭建築の技術が最高潮に達した時期の最も完成された城とされています。昭和26年には国宝に指定、平成5年には日本で初めてユネスコ世界遺産（文化遺産）に登録されました。

白漆喰で塗り込めた優美な姿は、飛び立つ白鷺に例えられ、白鷺城はくろじょうとも呼ばれています。

また、大天守と3つの小天守が渡櫓で結ばれた連立式天守が完全な姿で残されており、幾重にも重なる屋根、千鳥破風や唐破風が、白漆喰総塗籠造しろしつくいそうりごめづくりの外装と相まって、華やかな構成美を誇っています。城内の数ある建造物のうち、8棟が国宝に、74棟が国の重要文化財に指定されています。

姫路城では、日没から24時まで1年を通して、白漆喰が映える白色ライトアップや、カラーLED照明による季節に応じた特別演出も行っています。その様子はJR姫路駅のホームから見ることもでき、世界遺産・国宝を身近に感じることができます。



(姫路城)

(2) 好古園

姫路藩主の居館及び武家屋敷があった場所にあり、大小趣の異なる9つの庭園群からなる江戸の情緒を醸

し出すたたずまいは時代劇などのロケ地としても使われています。



(好古園)

(3) 書寫山圓教寺

1966年、性空上人しょうくうしょうにんによって開かれた天台宗のお寺です。西国三十三霊場の第二十七番札所で西の比叡山とも呼ばれています。

国指定重要文化財である「摩尼殿まにでん」もあり、その先には三つの堂と呼ばれる大講堂、食堂、常行堂の3つの建物があり、映画やドラマのロケ地にもなりました。



(書寫山圓教寺)

(4) 銀の馬車道

兵庫県中央部の播但地域に日本屈指の鉱山群から姫路・飾磨港までを南北に貫く1直線の道があり、銀の馬車道と呼ばれています。明治時代に国家の未来を託し切り拓いた国内初の舗装された産業道路は、鉱石を乗せた馬車や人々が行き交い、経済、技術、文化発展の礎となり日本を近代化へと牽引しました。

当時の熱き志と息遣い、そして現在へと繋がれた歴史の轍は日本遺産に認定され、さらなる未来へと繋がっています。

(5) 姫路おでん

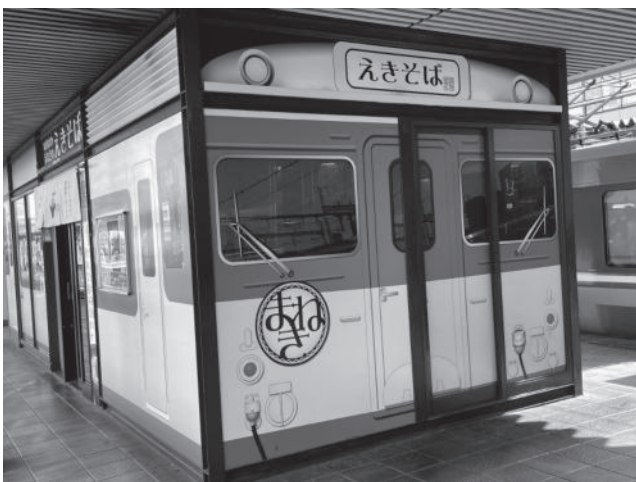
おでんにしょうが醤油をつけて食べる姫路おでん。ぴりっとした生姜とおでんがよく合います。



(姫路おでん)

(6) えきそば

和風だしと中華麺の絶妙な組み合わせがクセになる「えきそば」。JR姫路駅在来線のホームや新幹線の改



(えきそば)

札前にも店舗があります。電車に乗る前に、小腹がすいたなと思ったら、是非食べてみてください。

(7) アーモンドバター

名物「アーモンドバター」。パンにアーモンドバターをたっぷり塗ってトースターで焼いたアーモンドトースト、姫路市の喫茶店の定番メニューであり、多くの喫茶店で食べることができます。

お土産店で購入することもでき、自宅でも手軽にアーモンドトーストを食べることができます。

4. おわりに

名所・名物についてご紹介してきましたが、まだまだおすすめの場所やおいしいものがたくさんあります。また、姫路税関支署管内には姫路城をはじめ、桜の名所も多数あります。これからの季節、桜を見に、おいしいものを食べに、ぜひ足を運んでみてください。



(姫路城の桜)


 せんだい
 薩摩川内市

 薩摩川内市の地域資源と魅力
 —港湾・自然環境・離島文化—

 鹿児島税関支署川内出張所長
 中山 博文

1 はじめに

薩摩川内市は、鹿児島県北西部に位置し、2004年（平成16年）10月に、川内市、薩摩郡樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甕村、下甕村、鹿島村の1市4町4村が合併して発足しました。鹿児島県内で最大の面積を有し、東シナ海に面した海岸線と、市内を東から西へ流れる川内川、さらに甕島列島を含む豊かな自然環境に恵まれています。山・川・海・島が織りなす変化に富んだ景観は、古くから人々の暮らしと産業を支えてきました。

薩摩川内市は、県内有数の港湾機能を有する川内港を擁し、エネルギー・物流・漁業の拠点として発展してきた一方、内陸部には蘭牟田池をはじめとする緑豊かな山々や湖が広がり、離島部である甕島では、自然と共生する独自の文化が今も大切に受け継がれています。近年では、豊かな自然環境や食文化、歴史的資源に改めて注目が集まり、観光や交流人口の拡大、移住促進など、新たな動きも見られるようになっていきます。

本稿では、薩摩川内市の港湾、内陸に広がる自然や温泉、離島である甕島の魅力、さらに歴史について紹介し、地域が有する多面的な魅力をお伝えします。

 2 薩摩川内市の
 海の玄関 川内港

川内港は、薩摩川内市の産業と物流を支える中核的な港湾であり、1987年（昭和62年）4月に関税法上の開港に指定され、2010年（平成22年）11月には京泊地区が指定保税地域に指定されるなど、地域経済の発展に大きく寄与してきました。

近年では、隣接する唐浜地区において、木材の輸出

量増加等に伴う船舶の大型化に対応するため、岸壁の整備や航路・泊地の浚渫といった国際物流ターミナルの整備が進められています。これにより、本年3月末から一部岸壁や用地の暫定供用が始まり、本年4月には指定保税地域の追加指定も行われるなど、さらなる利便性の向上が見込まれています。

川内港では、原材料や製品等コンテナ貨物を中心とした荷役作業が日々行われ、貨物取扱量は輸入、輸出ともに年々増加しており、これらの貨物は地域住民のみならず、県全体の生活や産業を支える「縁の下の力持ち」として、欠かすことのできない存在です。

また、川内港は甕島と本土を結ぶ重要な交通拠点でもあります。定期船の発着は、人の移動を担うだけでなく、島と本土のつながりを保ち続ける役割も果たしており、地域の暮らしを支える重要な交通基盤となっています。



整備中の川内港唐浜地区（R8.2月撮影） 提供：鹿児島県

3 緑豊かな自然の恩恵

(1) 蘭牟田池

蘭牟田池は、薩摩川内市祁答院町にある火口湖で、

周囲約4km、水深約3.5mの静かな浅池です。周囲は外輪山に囲まれ、独特の地形と豊かな自然環境が広がっています。

西側の一部は湿原化しており、植物が腐らず堆積してできた泥炭質の「浮島」が見られます。この浮島は国の天然記念物に指定されています。

また、蘭牟田池は2005年（平成17年）にラムサール条約湿地として登録されました。絶滅危惧種であるベッコウトンボをはじめ、水生植物や水鳥が多く生息する重要な湿地として高く評価されています。ベッコウトンボの成虫は4～5月にかけて観察され、湿原はその貴重な生息環境となっています。

池周辺には散策路や外輪山の登山道が整備され、四季折々の自然に触れることができます。また、生態系保存資料施設「アクアタイム」では、蘭牟田池の環境保全に関する学びの場も提供されています。蘭牟田池は、自然の魅力と環境教育が融合した地域の貴重な資源です。



蘭牟田池 提供：薩摩川内市



ベッコウトンボ 提供：薩摩川内市

（2）温泉

薩摩川内市は、県内でも有数の温泉資源に恵まれた地域で、市内各地に温泉地が点在しています。古くから地域住民の生活に溶け込み、健康や交流の場として親しまれてきました。特に樋脇地域、入来地域などでは、泉質の異なる温泉を楽しめることも特徴です。

ア 市比野温泉

薩摩川内市樋脇町にある市比野温泉は、19代藩主・島津光久が「天下の名泉」と讃えたと伝えられる、薩摩地域でも歴史ある温泉地です。300年以上の歴史をもち、静かな温泉郷として親しまれてきました。泉質はアルカリ性単純温泉で無色無臭、刺激が少なく、トロトロとした肌触りから「美人の湯」としても知られています。

温泉街には共同浴場や宿泊施設が整い、時代の移り変わりとともに姿を変えながらも、地域の生活に根ざした温泉文化が継承されています。現在も、市比野温泉は観光資源としてだけでなく、地域住民の日常の場として愛され続けています。



市比野温泉ポケットパーク 提供：薩摩川内市
温泉街にある24時間の足湯施設（無料）

イ 入来温泉

入来温泉は、薩摩川内市入来町に位置する温泉地で、かつて領主・入来院家が管理した“殿様湯”として知られ、領主だけでなく庶民にも広く利用されてきました。長い歴史の中で地域住民に親しまれ、湯治の場としても大切にされてきた温泉です。

泉質は塩化物泉や炭酸水素塩泉など泉源により異なり、古くから温浴効果による心身の癒やしが期待される温泉として利用されてきました。温泉街は蘭牟田池の西方に位置し、周辺には入来城跡や武家屋敷跡が残っています。特に日本遺産構成文化財である入来薩武家屋敷群は、歴史的な町並みと温泉地ならではの落

ち着いた雰囲気調和し、来訪者を魅了します。

現在も、入来温泉は地域住民の憩いの場であると同時に、湯治文化を静かに受け継ぐ温泉地として、薩摩川内市の歴史と暮らしを今に伝える存在となっています。



旧増田家住宅 提供：薩摩川内市
入来麓武家屋敷群にある重要文化財の一つ

4 自然の宝庫 甕島

甕島は、薩摩川内市の西方約30キロの東シナ海に位置し、上甕島・中甕島・下甕島から成る列島です。8000万年前（白亜紀）の地層が露出する鹿島断崖をはじめ、島全体が国定公園に指定されるなど、貴重な自然景観に恵まれています。

島の暮らしは現在も漁業が主要産業で、年間を通して新鮮なキビナゴが水揚げされます。甕島は全国有数のキビナゴ漁場として知られ、透き通った身の刺身や素朴な干物など、海とともに生きる島ならではの食文化が息づいています。

甕島では、集落ごとに伝統行事や祭りが大切に受け継がれています。中でも下甕島の「トシドン」はユネスコ無形文化遺産に登録されており、地域ぐるみで子どもの成長を願う来訪人の伝統行事として知られています。

近年では、甕島の地質や景観に注目が集まり、国際クルーズ船の寄港やエコツーリズム、自然体験型観光も進められています。夏には、市の花であるカノコユリが島内を彩ります。カノコユリは、白から濃い桃色の花弁に鹿の子紋りのような斑点が入る華やかなユリで、花弁が大きく反り返り、芳香を放つのが特徴です。江戸時代には、医師シーボルトが日本から球根を持ち帰りヨーロッパに紹介したことをきっかけに高く評価され、多くの園芸品種の親となるなど世界のユリ文化にも影響を与えました。

甕島はそのカノコユリの国内最大規模の自生地とされ、特に下甕島西海岸の片野浦に広がる「みっちり草原」^{かたのうら}では大規模な群落が見られます。この群落は、本年2月に「甕島片野浦のカノコユリ群落」として国の天然記念物に指定され、島を象徴する風景としてさらなる注目を集めています。

甕島は、太古の地球が刻んだ地形と、島民が育んできた暮らしと文化が溶け合う「時間の層」を持つ島です。その豊かな自然と、人々の営みが調和して続いている姿こそ、甕島の最大の魅力です。



鹿島断崖 提供：薩摩川内市



トシドン 提供：薩摩川内市



カノコユリ 提供：薩摩川内市

5 歴史と文化 川内大綱引

薩摩川内市は、薩摩藩の歴史と深く結びついた地域であり、市内には史跡や神社仏閣が点在しています。中でも、国の重要無形民俗文化財である「川内大綱引」は、毎年「秋分の日の前日」に開催される、420年以上の歴史を誇る薩摩川内市を代表する伝統行事です。

川内大綱引は、一説には関ヶ原の戦いの際に士気を高めるため17代藩主・島津義弘が始めたとされ、時代を超えて受け継がれてきました。大綱は長さ約365メートル、重さ約7トンにも及ぶ巨大なもので、藁をより合わせて作られています。綱の制作には多くの地域住民が関わり、当日の朝から綱練りが行われるなど、準備段階から地域の結束が育まれる行事でもあります。

イベント当日は市街地中心部に大綱が据えられ、「上方」と「下方」に分かれて引き合います。太鼓や掛け声が響く中、約3,000人が力を合わせて引き合う光景は壮観で、地域の人々が一体となる象徴的な行事として、市内外から多くの観客を魅了しています。



川内大綱引 提供：薩摩川内市

6 おわりに

薩摩川内市は、自然、産業、文化、歴史が調和した魅力的な地域です。港が人と物をつなぎ、島が自然と共生する暮らしを伝え、祭りや食文化が人々の心を結んでいます。

日常の中に息づくこうした魅力を次の世代へとつないでいくことが、地域の将来につながります。多くの方に薩摩川内市を訪れていただき、その奥深い魅力を感じていただければ幸いです。

編集後記

「ファイナンス」4月号をご覧いただき、ありがとうございます。

4月に入り、暖かい日が増えました。満開の桜を楽しまれた方も多いのではないかと思います。

本号では、昨年、国際宇宙ステーション（ISS）に146日間滞在され、日本人3人目となるISS船長という重責を担ったJAXAの大西卓哉宇宙飛行士より、「世代を超えて、技術の継承を」という巻頭言をいただきました。宇宙の探査活動が大きな転換点を迎える中、設計図面が残っていれば技術の継承ができるわけではなく、「技術の要は人であり、技術は人から人へと継承されていくべきもの」というお話は、月面探査活動のイメージも変わるとても示唆に富むものだと感じました。

また、普段地球上で生活していると、宇宙空間に滞在するということが一体どういうことなのか想像しづらいですが、大西宇宙飛行士はISS滞在中の様子に加えて、地球に帰還した後の様子などもわかりやすく丁寧に情報発信されており、そうした点でも広報に携わる者としても多くのことを学ばせていただきました。

このほか、本号では令和8年度予算特集2として税制なども取り上げていますので、是非ご覧いただければ幸いです。

(財務省広報室長 和田 弘之)

ファイナンス

4月号(通巻第725号) 令和8年4月20日発行

編集・発行 財務省
編集補助・印刷・販売 日経印刷株式会社
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-15-5
03-6758-1011

ISBN978-4-86579-508-0

定価509円(本体463円+税10%)

●ご購入は政府刊行物センター、大手書店等でお求めください。

●記事はホームページでもご覧いただけます。(一部ご覧いただけない内容があります)

財務省広報誌「ファイナンス」トップページ

https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/ ⇨



●本誌へのご意見・ご要望は

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 「財務省広報室内ファイナンス編集部」あてにお送りください。

e-mail : finance@mof.go.jp

財務省ホームページ

<https://www.mof.go.jp> ⇨



財務省X公式アカウント

@MOF_Japan ⇨



アンケートに

ご協力ください。⇨



ねえ、
麻薬ごときで
人生ダメに
すんの？

麻薬探知犬 ユキチ号



税関

税関は、覚醒剤など不正薬物の密輸を、
全国の港や空港の水際で厳しく取り締まっています。

密輸ダイヤル **24h** ▶ **0120-461-961**

ホームページは
こちらから ▶

税関

検索

税関Twitter ▶ twitter.com/custom_kun

税関チャンネル ▶ www.youtube.com/user/mof

税関Facebookページ ▶ www.facebook.com/japan.Customs

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

ISBN978-4-86579-508-0

C1033 ¥463E



9784865795080

定価509円(本体463円+税10%)



1921033004638

ファイナンス

4月号

第2巻第1号・令和八年四月二十日発行

模倣品の水際取締り強化!

そのニセモノ、 安全もニセモノかも

その「安い」には、健康被害や事故のリスクが隠れています。

海外の事業者から送付される模倣品(商標権又は意匠権を侵害する物品)は、
個人で使用するものであっても輸入できません。知的財産侵害物品の輸入は、
10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金に問われる場合があります。



ISSN 0448-6072



取り締まるぜ!知的財産侵害物品の輸入
守れ!知財のオンリー「わんっ!」



FAKE ZERO PROJECT
China Customs Japan Customs Korea Customs



特設サイト



YouTube

